

第 1 9 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 20 年 12 月 5 日 開 会
平成 20 年 12 月 11 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 19 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（12月5日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	5
○ 提出議案提案理由の説明	5
○ 請願第 5 号、陳情第 4 号から陳情第 7 号までの上程、委員会付託	10
○ 散会の宣告	10

第 2 号（12月8日）

○ 議事日程	13
○ 本日の会議に付した事件	13
○ 出席議員	13
○ 欠席議員	14
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○ 職務のため出席した者の職氏名	14
○ 開議の宣告	15
○ 一般質問	15
工 藤 幸 子 君	15

沼 畑 俊 一 君	2 2
立 花 寛 子 君	2 8
川守田 稔 君	4 0
○散会の宣告	5 2

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○職務のため出席した者の職氏名	5 4
○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
工 藤 正 孝 君	5 5
根 市 勲 君	6 0
工 藤 久 夫 君	7 0
○散会の宣告	7 9

第 4 号 (12月11日)

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 2
○出席議員	8 2
○欠席議員	8 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
○職務のため出席した者の職氏名	8 3
○開議の宣告	8 4
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4

○ 議案第 1 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○ 議案第 1 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○ 議案第 1 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○ 議案第 1 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○ 議案第 1 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○ 議案第 1 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○ 議案第 1 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○ 議案第 1 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○ 議案第 1 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○ 議案第 1 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○ 議案第 1 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○ 議案第 1 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○ 議案第 1 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○ 議案第 1 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○ 請願第 5 号、陳情第 4 号から陳情第 7 号までの委員長報告	1 2 5
○ 請願第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○ 陳情第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 7
○ 陳情第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○ 陳情第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○ 陳情第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○ 常任委員会報告	1 3 0
○ 日程の追加	1 3 0
○ 追加提出議案提案理由説明	1 3 1
○ 議案第 1 2 8 号の上程、質疑、討論、採決	1 3 1
○ 発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○ 閉会の宣告	1 3 3
○ 署名議員	1 3 5

第19回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年12月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第5号 南部町福地消防団第二分団屯所移転の請願書
- 第 6 陳情第4号 「非核日本宣言」を求める意見書採択の陳情について
- 第 7 陳情第5号 内ノ沢・鳥谷線（その他2211）、鰻沢・飛鳥線（その他2215）の道路整備について
- 第 8 陳情第6号 作和・市ノ渡線（その他2101）、一ノ渡・水沢線（その他2001）、農道法光寺11号線（170番）の道路整備について
- 第 9 陳情第7号 町道日渡・葉柴線（その他1724）の県道軽米・名川線の交点から、中沢田・柏木線（その他1725）の一部をとおり、沢田・助川線（2級路線）に結ぶ農道（葉柴山地区、中沢田地区）の道路整備につて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君

15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君
 20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小萩沢 孝 一 君	企 画 調 整 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第19回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時03分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る11月28日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第19回南部町議会定例会の運営について協議いたしました。決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が条例制定6件、平成20年度補正予算9件でございます。そのほかの案件といたしましては、請願1件、陳情4件、常任委員会報告がございます。一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、請願書、陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日12月5日から12月11日までの7日間といたしました。

なお、12月6日、7日は休日のため、12月10日は議案熟考のため休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。
以上、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において20番佐々木由治君、1番工藤正孝君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日12月 5 日から12月11日までに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月 5 日から12月11日までの 7 日間に決定いたしました

お諮りいたします。ただいま決定されました 7 日間の会期中、12月 6 日、7日は休日のため、10日は議案熟考のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの 3 日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案15件、請願1件、陳情4件、常任委員会報告の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

.....

提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、12月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成20年第19回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙にもかかわらずご出席を賜り、開会できますことに衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります、南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定など、条例の一部改正が6件、平成20年度一般会計、各特別会計補正予算案9件の合わせて15件であります。

提出案件の概要をご説明する前に、9月議会以降のこれまでの町政運営の状況につきましてご報告いたします。

まず、果樹、稲作の作柄状況であります、稲作につきましては、8月の低温の影響で登熟が停滞した時期がありましたが、9月以降は平年を上回り不稔障害も少なく、成育が良好に推移したことから、当地域の作況指数は、10月15日現在で全国平均を上回る105の「やや良」となり、地区によっては不稔も見られましたが、全体的には昨年を上回る収穫となりました。

りんごにつきましては、春先の降霜、ひょう害により多大な被害を受けたことにより収量が減少し、サビの発生、奇形品が多く見られ、品質の高いりんごの収量が大きく減少いたしました。このため、低品質のものは極端な安値となっており、町営卸売市場の今年11月、1カ月間のりん

この取り扱い額は、昨年に比べ約 1 億円も減少しております。しかしながら、晩生種は被害を受けたものを含めて、糖度、食味とも良好であり、また、高品質のものは高値で取引されており、今後とも価格が安定することを期待するものであります。

次に、通年農業観光についてであります。9 月上旬から中旬にかけて「ナシ狩り」「リンゴ狩り」「ブドウ狩り」のオープニングセレモニーを順次開催し、新鮮な果実はもちろんですが、被害りんごの販売なども行われ、県内外の方々に味わっていただきました。

達者村事業では、今年度から始まった会員制共同管理農園「達者村ずっぱど農園」の収穫祭が去る 11 月 13 日に行われ、町内外の参加者 15 人が手塩にかけて育てた農産物を自ら調理し味わい、交流の輪の広がりを強く感じたところであります。

次に、農業体験修学旅行では、10 月 24 日に本年度予定していた全ての学校の受け入れが終了しました。今年は、過去最高の 14 校が来町し、1,177 人の生徒が当町の農家とふれあい、農業体験を楽しみました。ホームステイ連絡協議会の方々は、修学旅行に来た神奈川県の中学校と高校の文化祭にも招待され、来年以降の招致運動も兼ね農産物の販売も行い、受け入れた生徒との再会も果たし、絆を温め合ってきたとの報告を受けております。

今後とも、農業生産者である私たちは、消費者との交流をますます深め、多様なニーズにぜひとも応えていかなければなりません。そしてまた、生産者と消費者という立場だけではなく、人と人との交流を深めていくことこそが、南部町の心豊かな発展につながるものと思っているところでありますので、通年農業観光、達者村事業等の交流事業につきましては、町民一人一人の深いご理解と積極的なご参加をぜひともお願い申し上げる次第であります。

次に、公共下水道事業についてであります。現在掘削が完了し、建物の基礎コンクリートを打ち終えた段階まで進んでおり、平成 23 年 4 月 1 日からの一部供用開始を目指し、処理場を完成させる計画としております。

さて、私は先般、東京で開催されました地方財政確立・分権改革推進全国大会に出席してまいりましたが、今大会においては、地方財政の確立による住民本位の豊かな地域づくりの実現を目指し、地方交付税の復元・増額、道路特定財源一般財源化に伴う地方枠の確保、地方への 1 兆円の別枠による確保、地方消費税の充実、地方分権改革の推進など 5 項目の決議案を採択したところであります。地方の町村の活力なくして国の活力はないといわれてきておりますが、自助努力のみでは限界があることも事実であります。国の指導者が突然変わり、アメリカの不良債権に端を発した世界同時株安、原油価格の乱高下、円高など日本経済は世界の動きに振り回されながら乱気流の中を飛び続け、不況の波に飛び込もうとしております。

政府は景気回復を最優先として財政措置などの政策を打ち出しておりますが、世界経済の大きな流れに追いついていない状況にあるように思われ、まことに心配されるところであります。私たちは、一過性の財政措置ではなく、地域住民の福祉の向上が安定的に図れるような、国と地方、都市と地方のあり方についての制度改正、改革を目指していかなければなりません。

町では現在、平成21年度の予算要求をとりまとめ中でありますが、収入の伸びが期待できない中で、多様化する住民ニーズに応え、地域の活性化を図っていくためにも、お互いに知恵を出し合い、新町の町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援を切にお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第113号、南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。物価統制令に基づく青森県公衆浴場料金の価格の改正に伴い、町内入浴業者の営業を圧迫しないため、町有入浴施設の入浴料金を改めるため条例を改正するものであります。

次に、議案第114号、南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、課税免除対象設備の新設及び増設期限を延長するため改正を行うものであります。

次に、議案第115号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療保障制度に加入する医療機関等において出産した場合における出産育児一時金の額を現行の35万円から38万円に改めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第116号、南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてであります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正されたことに伴い、誘致工場における投下固定資産総額の緩和等を行うため、改正を行うものであります。

次に、議案第117号、南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。チェリウスの今後における運営の選択肢として指定管理者への業務代行条項を追加し、適期に移行等を検討するとともに、議案第113号と同様に物価統制令に基づく青森県公衆浴場料金の価格の改正に伴い、チェリウスにおける入浴料の改定を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第118号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、適用対象施設の取得価格要件を緩和するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第119号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ7,735万9,000円を追加し、予算の総額を106億3,461万1,000円とするものであります。

それでは、最初に、主な歳出の補正内容について、項目ごとにご説明いたします。

まず、第1款、議会費につきましては、病院視察研修費として175万1,000円を追加いたしました。

次に、第2款総務費についての主な追加補正は、財産管理費に運転手分の臨時職員賃金、庁舎の燃料費など648万2,000円。税務総務費の委託料に地方税法改正に伴う個人住民税年金特徴システムの改修費として600万円を補正いたしました。

次に、第3款民生費及び第4款衛生費であります。介護保険特別会計繰出金に504万1,000円、介護老人保健施設特別会計繰出金126万7,000円のほか、保育所費の臨時職員賃金に入所者がふえたため、保母の増員に伴い409万2,000円。保健衛生総務費に病院視察の旅費85万1,000円。母子保健費に妊婦・乳幼児健診の委託料として、超音波健診の対象者を広げたことに伴い152万5,000円を追加いたしました。

次に、第6款農林水産業費及び第7款商工費で追加補正の主なものは、青森県の単独事業である日本一健康な土づくり運動の実践事業補助金302万5,000円、雨避けハウスやおうとう・梅選果機械を導入するおいしい果実産地振興事業補助金を184万7,000円、それぞれ追加したほか、観光施設費に健康増進公社の管理運営に係る指定管理者委託料として2,750万円、バーデハウスのボイラー修繕費に262万5,000円、農林漁業体験実習館特別会計へ繰出金600万円を補正いたしました。

次に、第8款土木費であります。道路橋梁費として重機借上料、測量設計業務委託料などを追加し、工事請負費、公有財産購入費などを減額し、道路橋梁費全体としては200万円の追加補正としたものです。

このほか補正の主なものは、第9款消防費に消防団員の活動手当である費用弁償330万円。教育総務費に144万1,000円、中学校費に127万5,000円、社会教育費に188万7,000円、保健体育費に407万5,000円などを追加計上したほか、小学校費は送迎バス運行業務、土壌浄化業務などを合わせて126

万8,000円を減額し計上しております。

これらに充当する財源といたしましては、地方特例交付金が児童手当特例交付金と個人住民税における住宅借入金等特別控除実施に伴う減収補てん特例交付金、合わせて705万円。道路特定財源の暫定税率の失効期間中の地方道路譲与税と自動車取得税の減収補てん臨時交付金、合わせて223万6,000円。

県支出金として、おいしい果実産地振興事業補助金123万1,000円。日本一健康な土づくり農業実践事業費補助金302万5,000円などを追加し、財政調整基金を4,722万5,000円繰り入れるほか、諸収入として過年度清算分の交付税1,632万9,000円を歳入に追加計上したものであります。

次に、議案第120号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。臨時職員の賃金を73万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,178万7,000円とするものであります。

次に、議案第121号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館特別会計補正予算（第2号）についてであります。使用料及び食品等売払い収入を減じて、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を7,983万1,000円とするものであります。

次に、議案第122号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。一般管理費として町道清掃作業、機械借上料など139万7,000を追加し、この財源として前年度繰越金を充てたもので、歳入歳出予算の総額を719万8,000円とするものであります。

次に、議案第123号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳出予算を組み替えたもので、保健給付費に1,761万3,000円、後期高齢者支援金に556万円を追加し、葬祭費、老人保健医療費拠出金などを減額したもので、予算の総額は変わらないものであります。

次に、議案第124号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。医療費支給費を416万2,000円追加し、この財源に支払基金交付金と国、県、町のそれぞれの割合に応じた負担金を充てたもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2億1,829万2,000円とするものであります。

次に、議案第125号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。一般管理費として介護保健制度の改正に伴い、要介護認定モデル事業の実施、保健システムの改修を行う委託料に555万2,000円。平成19年度の実績に伴い、国・県の負担金を返還するために償還金に1,568万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億3,999万7,000円とするものであります。

す。

次に、議案第126号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、居宅事業所の消耗品などの需用費に206万2,000円、訪問車両の老朽化に伴う車両購入費に122万2,000円などを一般管理費に追加し、歳入歳出予算の総額を1,639万1,000円とするものであります。

次に、議案第127号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてありますが、共済費、工事請負費などを減額し、修繕料、備品購入費など126万7,000円を追加したもので、歳入歳出予算の総額を3億9,765万2,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただきたいとお思いますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

請願第5号、陳情第4号から陳情第7号までの上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、請願第5号から日程第9、陳情第7号までを一括議題といたします。

本日までに受領した請願1件及び陳情4件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、総務企画常任委員会は本日本会議終了後、産業建設常任委員会は12月8日本会議終了後開催いたします。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月6日、7日は休日のため休会とし、12月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

なお、12月9日は本会議終了後、財団法人南部町健康増進公社の経営について議会全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時30分）

第19回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年12月8日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

- 1．学校支援について
- 2．公共下水道処理施設建設について

3番 沼 畑 俊 一

- 1．鳥インフルエンザ対策について
- 2．スポーツ振興について

12番 立 花 寛 子

- 1．国保税の問題について
- 2．介護保険の改定について
- 3．雇用促進住宅廃止計画について

13番 川守田 稔

- 1．現在の経済状況が町の財政に及ぼす影響について
- 2．来年度の主要な事業及び予算規模等の概要について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
12番	立 花 寛 子 君	13番	川守田 稔 君

14番 工 藤 久 夫 君
 16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君
 20番 佐々木 由 治 君

15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

欠席議員（１名）

11番 馬 場 又 彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 監 理 監	小萩沢 孝 一 君	企 画 調 整 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第19回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、学校支援について、スクールサポーター及びカウンセラーの実情、また報酬についてであります。

国は少子化の進行に伴い、子供たちに対し常に学校教育を見直しながら、教育改革を行っています。平成12年の教育改革国民会議の報告から始まり、平成18年の教育基本法の改革まで急激な社会の変化に対応していくための提言が行われ、平成19年6月には、教育3法案が国会審議を経て、同月27日に公布されました。このようにして、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正されました。今後必要とされる法令の改正は行われるとは思いますが、緊急時に必要とされる主要項目の法制化である改正された学校教育法には、新たに義務教育の章が立てられ、小学校と中学校はこれまで状況により別々の目標を規定していましたが、今回の改定では従来の初等普通教育及び中等普通教育の文言が消え、両者を合わせて「義務教育としての普通教育」という表現に変わり、規定された目標を達成するよう行われるものであるとされています。それは10項目にわたる目標が掲げられていますが、

小学校は心身の発達に応じて基礎的なものを施し、目標を達成するように行われるものとする。中学校は、小学校における教育の基礎の上に目的を実現するため、心身の発達に応じて目的を達成するよう行われるものとして、単線型学校体系の保持ではなく、複線型学校体系へ変更する表現があるのであります。旧法での目標は「達成に努めなければならない」とあったものが、改正後は「達成するよう行われるものとする」と義務教育の目標達成に強い意思を示すものであります。

改正学校教育法21条の目標規定10項目の中に、4号「基礎的な理解と技能」、5号に「基礎的な能力」、6号、7号にも同じく「基礎的な能力」がうたわれております。つまり、基礎的なものはしっかり身につけよ、を強調しているのであります。このように、確かな学力と基礎的な理解は学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、みずから学び主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めているのであります。

そこで、今後学校運営はどのようにしなければならないのか。教職員の資質、能力の向上と環境整備を図り、教育行政を目指し、さらに学力にも力を入れてほしいというものであります。楽しく、わかる、三輪車のようなかわりでなければならない。そして、授業は子供の育ち、教材、つまりねらい、展開など適切で、教師が的確にかかわっているかであります。この三つがちょうど三輪車のように、スムーズに回転していかないと前に進まないというのであります。

学習習慣が成立し、子供が学習に集中している。読み、書き、計算の基礎、基本を重視し、応用力をつける授業でなければなりません。しかし、これらが我が町は必要条件が満たされていない。子供たちは意欲があるけれども、教師のスピードや周りの雰囲気についていけない、取り残される生徒もいるはず。すべての子供たちが三輪車に乗りおくれないうようにサポートをしてくれる。身近なところでのアドバイスをしてくれる。ポイントをつかむことができる脇役が不足し、まだまだ足りないのであります。脇役が少しでも多く手助けをしてくれれば、子供たちは勢いよく走り出すことができる。行政はもちろん経費もかかるとは思いますが、すぐにやってくる子供た

ちの世代に向けて、子供たちが大きく、より豊かに成長してくれるようにしなければなりません。

現在、我が町はスクールサポーターやカウンセラーが少々は配置されているものの、まだまだ少ないのであります。サポーターを多くふやし、マイナス要因を解決するためにも、プラスにする不足分を考慮し、予算化してスクールサポーターやカウンセラーに町内の教育スペシャリストのたくさんの参加を促してほしいと思います。

そこで、これらの雇用条件である報酬は満足度を満たしているか伺うと同時に、町長のご見解をお伺いするものであります。

次に、2点目でございますが、公共下水道処理施設建設についてであります。供用開始時期接近に伴う環境汚染の安全の確認と町民の健康についてであります。公共下水道の処理施設工事が開始されました。公共下水道処理施設建設に伴う環境汚染や町民の健康に害がないかの確認であります。騒音及び振動、地下への薬品の浸透、また周辺果実畑への影響はどうでしょうか。南部町の場合は幸いにも民家周辺とは離れたところに処理場がありますので、その意味では配慮されておりますが、しかし、離れたところに果樹園があり、薬品の浸透の害はどうなのでしょう。また、河川が近いために、便利さだけに集中して、河川の自然環境汚染に目が届いていないところはないのでしょうか。河川に依存しているさまざまな生態系の動植物に中流の人為的影響はないのでしょうか。流量変動、水循環、塩分濃度など、生育生息空間の機能低下はないのか。魚類が河口から70キロメートル付近まで遡上することに支障はないのでしょうか。

数年前、研修で訪れた処理施設では、周辺に人口堀をめぐらし、コイを放流して、目では見えない水質の安全性を町民みずから安全であることの目安が観察できるよう配慮されておりました。そしてまた、水質の安全性を物理的な要素のみではなく、水質項目、酸素濃度、栄養塩類、濁度、塩分、金属イオン濃度、有害物質などの確認ができるわけであります。

我が町の処理センターもそのようにだれもが安心できる施設である立証ができるようになっているのか。できればだれにでも安全施設であることのアピールができる対応をする必要があると思います。今時安全性を考えないでいるわけがなく、町民が納得できる証を示してほしいと思います。どのように考えておられるのか、町長にお伺いするものであります。

以上でございます。

川守田稔君 着席

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、まず学校支援について、スクールサポーター、カウンセラー等の実情、報酬についてでございますが、教育部門になりますので、町長という指名がありました。本来であれば教育長の方から答弁をするのが私は道理が通っているんだらうと、こう思っておりますが、今回は私の方から答弁をしますが、再質問等々があればまた教育委員会の方から答弁をさせたいなと、こう思っております。

まず、実情でございますけれども、平成20年度においては、南部町心の教室相談員においては、福地中学校と名川中学校の2校、南部町スクールサポーターについては、福地小学校、剣吉小学校、名久井小学校、向小学校、南部小学校と南部中学校、6校に配置をされております。合わせて8校で配置をしております。これは当初に比べると要望している学校に相談員、スクールサポーター、どちらかの形で設置をしているということでございますので、必要に応じて学校側と協議を進め、特に20年度においては要望に対して教育委員会の方も相談員、サポーターを設置してございます。これはやはりその学校の対象と思われる生徒、そういう人数等々も勘案しながらどちらの方がいいのか、また、その児童生徒たちがどういう状況なのか、そういう部分をしっかり確認をしながら、設置、配置をしているところでございます。

まず、心の教室相談員でございますけれども、目的については児童生徒が抱える悩み事などを気軽に相談できる第三者的な立場で生徒が抱える悩み事やストレスを和らげる存在となることを目的として設置、配置をしております。資格としましては、教員免許を有する者としており、勤務条件は1日4時間、週3日、年38週、456時間でありまして、1時間当たり1,000円をお願いをしております。

次に、南部町スクールサポーターについてでございますけれども、目的については、小中学校の通常学級に在籍する学習障害や多動傾向及び介助を必要とするなど、特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援を行うこととしてございます。資格としましては、教員免許を有する者として、勤務条件は、1日5時間、週5日、年38週、950時間、1時間当たり1,000円をお願いしているところでございます。先ほどの相談員とスクールサポーター、これは児童生徒たちの状況によって対応しているため、4時間と5時間、そういう対応の仕方をしてございます。

以上が支援員の報酬及び勤務条件でございますが、これは県で事業を行っていたときの条件を参考にしております。町村によって多少の違いはございましょうが、全県的にはこの傾向で、県が事業を実施していたときと同じ状況というふうに認識しております。

町内の小中学校の通常学級在籍の児童生徒の中に支援を要する児童生徒数でございますが、11月現在において62名ほどでございます。全児童生徒に対する割合は3.4%程度でございますが、全国的には5%程度と言われております。全国平均に比べると若干少ないんですが、この傾向は増加傾向にあるということでございます。

次に、スクールカウンセラー配置事業でございますけれども、この事業は青森県が事業主体となり、学校における教育相談体制への充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸課題について調査研究を行う目的で行ってございます。南部町におきましては拠点校として南部中学校、そこから派遣校として福地中学校、向小学校が指定され、1名配置されております。スクールカウンセラーの資格でございますが、臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者、特に臨床心理士、または精神科医、大学の教授等々の職にある者、またはあった者となっております。勤務条件でございますが、県が特別職の非常勤職員として委嘱し、これは県が委嘱でございます。1日につき8時間を超えず、2週間につき60時間を超えない範囲で1校当たり年間35週、280時間を原則としてございます。報酬でございますが、資格者で1時間当たり7,260円、準資格者で3,500円となっております。これは精神科医、特に高度な専門医ということからだと思いますが、先ほどの相談員、カウンセラー等に比べると金額は高くなってございます。業務内容でございますが、児童生徒へのカウンセリング、またカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言、援助、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、その他児童生徒のカウンセリング等に関し適当と認められるものとなっております。実際の活動内容といたしましては、子供の抱える問題を心理的な問題ととらえ、児童生徒及び保護者に対するカウンセリングを通して個々の悩みや問題の解決に向けた支援を行っているところでございます。

次に、公共下水道処理施設建設についてでございますが、南部地区公共下水道事業は平成17年度から着手をいたしまして、ことし9月に浄化センターの発注をしたところでございます。第1期工事は50ヘクタールとし、完成は平成23年度であります。浄化センターは平成22年度中に完成する予定でありますので、平成23年4月から一部供用を開始する予定となっております。

浄化センターから排出される排水処理の件でございますが、汚水はバクテリア等により浄化及び沈殿工程を繰り返し、馬淵川に放流をされます。馬淵川は新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画の中に位置づけられておりまして、南部町浄化センターの水質基準はBOD値、いわゆる生物的酸素要求量の数値でございますが、1リットル当たり20ミリグラムに義務づけをされて

ございます。当浄化センターの排水でございますが、この数値を下回る１リットル当たり15ミリグラムに設定して排出する計画となっております。当町にはこのほかにも七つの集落排水施設等が稼動しているわけですが、いずれの施設も基準を守り、また先ほどの新井田川整備総合計画の中で示している１リットル当たり20ミリグラムを下回る基準を守って排水処理をしてございます。ですから、私どもも常に住民の方々の安全を考えながら、本来であれば20ミリ以下という、そういう20ミリということの設定もできるわけでございますが、それ以下に抑えて取り組んでいるということとはご理解を賜りたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 詳しく数字的なものをおっしゃっていただきましたけれども、ご存じのように少子化ということがあって、先生の人数とか、もうだんだんと少なくなるのではないかと危惧している状況の中、今カウンセラーはこちらで１人３校ぐらいを担当しているのでしょうか、それが月二、三回という状況のようですけれども、それを町長さんは県の状況に基準を合わせているとおっしゃっていましたが、それだけでいいのかどうかということでございます。

そしてまた、ご存じのように、今教員の免許も30時間も研修をして、そしてまたテストを受けて再度更新するという、そういう状況も呈しているので、先生方も60％ぐらいは将来はやめたいという、そういう情報も得ておりますし、先生も大変だなと思っております。そういう中で、何十万人という全国の教師、先生方がいらっしゃるわけですけれども、いい先生もいればそうでない先生もいる、あるいは家庭でもいい親もいればそうでない親もいるという、そういう状況の中で、いろいろな子供たちにもプレッシャーがかかってきたり、親子でカウンセリングをしなければならないというそういう状況の中で、この数字でいいものかということを気にしているわけでございます。

これから少子化になりますので、いろいろな状況が入ってくると思います。モンスターペアレンツとってご存じのように特に一人っ子の場合は教師の行動だけが気になるという、そういう状況の中で学校も大変になってくると思いますので、私はいろいろなことに挑戦して下さっている町長でございますので、サクランボの生産量青森県１位ということで言われておりますけれども、この教育の町日本一を目指してほしいと、私はそのように思っております。町長、あるいは教育長のその辺のご意見をちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今県の基準でいかがかということもありましたが、何かの基準を設けて、そこを目安としていかなければならないわけございまして、お金をかければ幾らでも配置もできるでしょうし、やれることだと思います。私どもも当初この2校、6校、合わせて8校、これは当初の20年度の予算査定においてはもっと少ない査定でございました。ただ、学校側の方からの強い要望ということも踏まえて、査定において追加予算を計上しながらの配置をしていると。必要に応じてこれは配置をしているわけございまして、今それぞれ学校も、先生方も忙しいと思っておりますけれども、まず学校だけではない、私は地域、また親としても一緒になってこういうものは解決していかなければならないだろうなと考えております。

教育日本一、これは私に限らずどの首長さんたちもやはり将来の子供たちのことを考え、日本一の教育体制をとりたいと、これはどなたも思っていることだと思います。ただ、やはり日本一、すべてが日本一、農業も日本一、福祉も日本一、教育も日本一、この状況は恐らく財政も抱えながら、全体的なことを考えて取り組んでいく立場としては、すべてそういう日本一の状況をつくりたいという思いはありますけれども、現実的にやはりまず最低限度対応するものはしっかりしていくと。そして当然学校、毎年変化が生じるわけでございます。その変化に応じながら取り組むことが私は大事ではないかなと、こう思っております。これは私の考えでございますが、教育長の方からも答弁をさせたいなと。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） お答えいたします。

まず、郡内の現状について少しお知らせいたしたいと思います。その前に、本町は特別町長の配慮によって、12校中8校に配置している現況でありますので、校長先生方からも学校経営において非常に助かっていると。特に学力向上については教諭みずからも、うれしい悲鳴を上げているというのが現状でございます。ただ、4校が配置になっておりませんので、これは学校長の意見でまだ必要がないということの学校もありまして、現状はそうっております。最近ちょくちょくスクールサポーターのいい効果を校長先生方も把握するようになりまして、来年度はぜひ配置してくれというようなことのお話を聞いております。

そこで、三戸郡、他町村でするので予算的なことですので本当は余り言いたくない気持ちもあるんですが、現状は他町村では多くても2名程度、三戸郡内です。あとは採用しているというのは聞いておりません。来年度については、この間教育長会議もありまして、情報交換して、どういうふうにしているんだということ、来年度要望したいというふうな話も出ております。多くなっている傾向というふうに先ほど町長の回答がありましたが、これから少しずつふえていくのではないかなというふうに、こう考えております。

ただ、スクールカウンセラーについては、非常に専門的な分野になりますので、非常に1時間当たりの単価も高いと。教育のことを考えれば高いと言えないかも知れないですけども、幸いうちの方は町長の答弁にありましたように現状のような状況でありまして、もし要望等を聞くようであれば、多くしてほしいというふうな要望を出したいと、こういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 教育法の改正によって、国も50億円という予算も考えているようですので、地方分権、地方にお任せの部分もあるにつけても国でもそういうことも考えて対応していると思います。ですから、予算のことばかり言ってもちょっとどうかなとも思いますし、まず今12月ですけども、1年たつのは早いもので、すぐに子供たちは成長して、そこに大人が見えてくるわけですので、その辺をよく考えていただいて、できるだけ子どもの育成、あるいは教育ということをもう少し重視していただければ、他町村ではこうだからではなくて、極端に日本一という言葉で表現させていただきましたけれども、教育に力を入れてほしいなと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

3番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（3番 沼畑俊一君 登壇）

○3番（沼畑俊一君） 通告をしておりました2点について質問をいたします。関係者の答弁を

お願いいたします。

まず、一つ目、鳥インフルエンザ対策についてであります。ことし4月、十和田湖のハクチョウの死骸からH - 5 N 1型のウイルスが検出され、大騒ぎになったことは皆さんご存じのことと思います。幸いほかに感染はなく、その後も野鳥、ニワトリの検査でもウイルスの検出がなく、事なきを得たわけですが、渡り鳥の飛来する季節になり、発生が危惧されます。先ごろ青森県ではハクチョウのえづけを当分の間自粛をするようにという方針を示しましたが、当町では鳥インフルエンザに対し今までどのような対応をしてきたのか、今後どのような対応をするのかお伺いいたします。

二つ目、スポーツ少年団の現状と今後の育成についてであります。全町が一緒になっての2回目の町民運動会、町縦断駅伝大会が行われ、各地区の熱戦が展開されました。さらに、今年度の県民駅伝競走大会においては、町の部優勝、総合でも4位になる快挙を成し遂げました。スポーツは合併後の町にとって徐々に各地区の融合にとってもいい効果をもたらしているのではないかと、というふうに思います。また、健康づくり、精神的な発達など重要な面を担っていると思います。スポーツへの入り口となる小学校でのスポーツ少年団の育成は非常に重要だと思います。当町の現状、少年団の数、施設の利用状況、予算、試合のときの交通手段、また、今後の育成方針をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、鳥インフルエンザでございますが、基本的に鳥から鳥への感染というのが従来の考え方でしたが、鳥から人へというような感染も海外の方で発生しているという状況でございます。まず説明においては、農林課としてのいわゆる鳥から鳥への対応策、そしてまた健康福祉課のサイドからの答弁をしたいと思います。

まず、鳥インフルエンザでございますが、突然の発生が危惧されるわけでございます。これまで県の会議での情報交換や万一に備えた防疫対応のための図上訓練の実施、町内で個人が飼育している愛玩飼養者の把握調査などを行ってございます。4月に十和田湖畔のハクチョウの死骸から鳥インフルエンザが検出された際には、注意喚起や状況のお知らせなどのチラシを每户配付す

るとともに、防災無線での周知を行い、情報提供のあった死んだ野鳥は回収して直ちに三八地域県民局に運び、県による簡易検査を実施してございます。

また、養鶏業者については、消毒剤の消石灰を配布して農場の消毒を実施していただき、また愛玩飼養者には直接消毒液を配布すると同時に、管理の徹底をお願いしております。鳥インフルエンザは養鶏業者への影響のみならず、社会への影響が大変大きなわけございまして、まず早期発見と迅速な対応が重要でありますので、市町村や関係団体で構成する三八地域高病原性鳥インフルエンザ緊急連絡会議を組織しておりまして、連絡会議を中心とした活動と緊急連絡体制整備が図られております。

また、町独自に情報の収集や総合的な対策を実施する目的で、関係課長等が構成員となり、南部町家畜伝染病防疫対策連絡本部を設置してございます。渡り鳥の季節となり、飛来地などは高病原性鳥インフルエンザに感染した水鳥が飛来している可能性などがあることなどから、県では、当分の間、野鳥のえづけを自粛するをお願いをしてきました。町では飛来地に看板を設置するとともに、広報紙に掲載して、自粛協力をお願いを呼びかけるなど発生防止に努めているところでございます。今後も県、または関係機関と連携を密にしながら、情報収集、対応に努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、健康福祉課サイドの考えでございますが、これはどちらかという、鳥から人への感染を防ぐ、その対応になっていくわけでございますけれども、現在日本の国内においては幸いにしてウイルスの人への感染はまだ発生はしていないというところでございます。本年5月には感染症法において鳥インフルエンザを二類感染症に位置づけ、入院、検疫等の措置の対象となる感染症となったところでございます。

県においては、平成18年1月に新型インフルエンザ対策行動計画、そしてまた平成19年3月には初期対応の整備、医療の確保、まん延防止、情報管理等のマニュアルの作成をしてございます。平成19年度においては医療確保計画の策定を行っております。今年度は新型インフルエンザ対応訓練を行ったところでございます。

当町においては、県で設置する三八地域新型インフルエンザ対策協議会等に参加するなど、国・県等の情報を共有し、連携強化を図っているところでございます。

鳥インフルエンザウイルスが変異し、新型インフルエンザになり、県内で人に感染した場合の町の対応といたしましては、まず新型ウイルスに対してはほとんどの人が免疫を持っていないわけでございますので、入院が必要な患者が膨大になるだろうなということがまず予想されます。これはもう当町に限らず、県内、国内だと、こう思いますが。青森県新型インフルエンザ医療確

保計画においては、既存の医療機関の収容能力を超えた場合、知事の判断により医療機関以外の患者収容施設を設置することとされております。患者収容施設につきましては、市町村の有する公的施設が想定されており、知事からの要請を受け、市町村が設置運営することとなることが予想されます。いずれにしても、鳥から鳥、鳥から人、その先はまた今度は人から人という危険性を伴うわけでございます。いかにしてそれを未然に防いでいくかということが一番の基本であろうと、こう思っております。先般、インフルエンザに関するニュースをやっておりました。専門家の医師の方々のお話を聞いていますと、まずは人から人へ感染した場合の一番の効果は、どうしてもやはり隔離せざるを得ないだろうと。これは当然なわけでございます。持っている人が出歩くということになると、多くの方々にうつるわけでございますので、当然そういう処置になってくだろうと思いますが、その前に食いとめるということが一番大事なことだと思っております。

次に、スポーツ振興について、スポーツ少年団の現状、また今後の育成等についてでございます。20年度、南部町のスポーツは大変児童生徒、また一般、活躍をしていただきました。議員からもお話しがありましたように、県民駅伝において40市町村総合で4位、町の部初優勝というすばらしい成績をおさめていただきました。また、中学校等々においても郡大会で優勝し、県大会においても準優勝、そしてまた東北大会、全国大会等々にも出てございます。また、福田小の30人31脚、これはテレビでも放映されたわけでございますが、予選記録は参加チーム1位ということの中で本選があったわけですが、本選の方は残念な結果になりましたけれども、非常に今合併してスポーツは盛り上がっているなと感じております。そういう中で、教育委員会、体育指導委員とスポーツ指導員を委嘱しているわけでございますが、教育委員会の実施する社会体育事業は体育協会と連携のもとに推進をしてございます。その体育協会の傘下にスポーツ少年団が位置づけられておりまして、町からは補助金、そして補助金の中から遠征費等を補助して、県大会出場に際しては行政バスを使用して支援をしているところでございます。

スポーツ少年団の活動ですが、基本的には学校時間以外での活動になるわけでございます。活動拠点は学校内ではなく、地域社会にあるのが基本となっておりますが、実際のところ部活動が終わって、その時間を区切ってその後、学校内で少年団の活動を行なっているということも現状ではあります。ただ、地域によって取り組みが異なっておりまして、学校単位でのスポーツ少年団がほとんどでございますが、南部地区の場合は向小学校、南部小学校と、まさに一緒になって南部地区一つのスポーツ少年団として活動をしている少年団もございます。

まず、これからの方向性についてでございますけれども、第1点は、地域スポーツクラブへの

発展につながっていくようにしなければならない。第2点は、中学校、高校生への継続活動と運動、部活との連携を図らなければならない。第3点は、子育て支援や子供の居場所づくりとしてのスポーツ少年団活動の連携。第4点は、子供たちを指導する指導者・リーダーの拡充等々を充実していかなければならないと、こう思っています。

南部町においても教育委員会委嘱の体育指導委員、スポーツ指導員、また体育協会、ここの連携強化が大事であるなど。当然指導者になりますと、体育協会の方々には多くのそれぞれ単位の協会があります。当然小学校、中学校、高校、または大学等々においてやってきた方々が体育協会の方に籍を置いて現在も活躍している人たちもおりますし、また現役を離れて指導者の方々もたくさんいるわけですので、そういう地域の方々の力というものもお借りしながら、今後のスポーツ少年団発展のために尽くしていかなければならないと、こう思っています。

その他の現状につきましては、担当課長の方から説明をさせたいと、こう思います。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） スポーツ少年団の現状についてご説明いたします。

現在、南部町スポーツ少年団は6単位団体で構成されております。南部地区にあっては、向小学校区と南部小学校区が一緒になってのなんぶスポーツ少年団として野球、ミニバスケット男女、卓球、剣道、空手を行っております。名川地区にあっては、剣吉スポーツ少年団が、野球、サッカー、ミニバスケット女子。名久井スポーツ少年団にあっては、野球、サッカー、ミニバスケット男女を実施しております。福地地区にあっては、福地小スポーツ少年団が野球、ミニバスケット女子。そして福田スポーツ少年団が野球、ミニバスケット女子。それに加えまして福田小学校区と杉沢小学校区が一緒になりまして福田杉沢サッカースポーツ少年団が登録されて活動しているところでございます。

施設の方でございますが、大半が学校施設を使用している実情でございます。

平成20年度の登録団員数でございますが、379名となっております、おおむね小学校6年生以上の総児童数で見ますと56%の子供さんが参加しております。

指導者につきましては、地域の保護者を中心に50名の方が登録されております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありますか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） 大変丁寧なご答弁ありがとうございます。

再質問でありますけれども、1点目の鳥インフルエンザの件の方ですけれども、町内には養鶏場は何軒くらいあるのか。それからまた羽数はどれくらいあるのか把握しておりましてお答え願いたいと思います。

また、答弁の中に南部町家畜伝染病防疫対策本部を設置しているというふうにありましたけれども、具体的にどういう組織なのかわかりやすく説明をお願いいたします。

もう一つのスポーツ少年団の件の方ですけれども、私も孫がスポーツ少年団に入っていて、たまたま送迎といいますか、試合の会場まで何回か送った経緯がありますけれども、県大会等は町のバスですか、行政バスを利用しているというふうなことで、そういう場合に父兄が送っていった場合に事故等の場合はどういう対応をなされるのか、その辺をお聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、町内の家畜の状況でございますけれども、養鶏の状況で申し上げますと、町内の養鶏業者でございますが、9業者ございます。養鶏農場は11農場となっております。全農場の合計飼養羽数でございますけれども、集計した結果39万5,000羽となっております。それから小規模で飼育している愛玩系の飼育でございますけれども、聞き取り調査の結果でございます。69件、飼育数は合計で738羽となっております。

それから、南部町家畜伝染病防疫対策連絡本部はどういう組織なのかということでございますけれども、まず、町内におきまして家畜伝染病が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、迅速な情報収集や総合的な対策を実施する目的によりまして、県の指導により設置したものでございます。連絡本部の主な内容でございますけれども、発生状況の把握や対応、また円滑な対策の実施、関係機関との連絡調整などでございます。組織でございますけれども、町長が本部長となっております。そして副町長が副本部長に、それに総務課など関係課7課、合計11名で組織しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 保険につきましては、アマチュアのスポーツ文化、ボランティア、地域で指導活動を行なう社会教育関係団体を対象とした保険があります。財団法人スポーツ安全協会を取り扱っているところでございますが、スポーツ安全保険に少年スポーツ団員と指導者は加入しているところでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。沼畑君。

○3番（沼畑俊一君） 今指導者、あるいは当事者といいますか、生徒さん方は保険に入っている。例えば送迎の父兄とか、そういうのに対しては何もないわけですか。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 先ほど申しました県大会等へは町のバスを利用しているところでございますが、保護者の善意の送迎等になりますと、同じスポーツ安全保険でございますが、スポーツを行わない大人ということで加入できることになっております。一部地域では加入しているところがあるというふうに聞いております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で沼畑俊一君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり一般質問を行います。

初めに、若者の雇用問題が毎日のように報道される日々が続いております。大企業による大量解雇が報じられ、解雇と同時に寮を追い出され、路頭に放り出され、命が危なくなる状態に置かれている若者たちの姿を見るにつけ、日本の政治はどこまで悪化していくのか、未恐ろしい気持ちにさせられます。政府の責任として指導、監督はできないのかと怒りを感じます。大企業の一方的な解雇をやめさせる運動が前進しており、派遣法の抜本改正を目指して集会が持たれています。イギリスでは、今月から消費税、付加価値税が減税されました。景気対策として欧州規模で広がろうとしています。3年後に消費税増税を打ち出した日本の自公政権とは大違いです。せめて食料品は非課税にする運動を成功させ、不況が改善されるように力を尽くそうではありませんか。一般質問を始めます。

国保税の問題について、子供のいる世帯には資格証明書を発行しないようにする考えはありませんか、についてであります。不況がますます深刻化しており、失業者がふえ続けています。国民健康保険の保険料が払えず、保険証を取り上げられる人が続出し、厚生労働省の調査、10月30日発表では、全国33万世帯にのぼります。この中には中学生以下の子供は約3万3,000人いると言っています。子供のいる世帯からも一律に保険証を取り上げている実態が大きな社会問題になっています。ことしの9月15日現在、当町における資格証明書発行は、滞納世帯数211世帯、そのうち資格証明書交付世帯数は118世帯、交付率は55.92%で、三戸郡5町1村の中で一番高い数字です。資格証明書交付世帯のうち、子供のいる世帯数は11世帯、乳幼児数3人、小学生は5人、中学生は7人です。この状態を町長はどのように感じられますか。

子供のいる世帯に資格証明書が発行されている具体的な理由は何でしょうか。学校生活を送っている子供たちが学校で事故などに巻き込まれたとき、保険証がなければ学校関係者にとっても困ることになるではありませんか。乳幼児3人に資格証明書が発行されています。具体的にどのようなになっているのでしょうか。滞納しているという理由だけで、発行しているのでしょうか。国民健康保険法施行規則第5条の5、公費負担医療、資格証明書適用除外として国が定める被爆者医療など、23項目の一つに母子保健の養育医療が入っています。この点から見ても、乳幼児世帯に資格証明書が発行されていることは問題ではないでしょうか。乳幼児医療助成制度も使えないことになるのでしょうか。

親が国保税の滞納により国保税を取り上げられ、無保険になっている中学生以下の子供がいることがわかり、厚労省が資格証交付に関する新たな通知を送付したと聞いています。その内容はどういう内容なのでしょうか。さまざまな理由から低所得となり、低所得で払い切れない人たちにまで悪質滞納者と決めつけ、資格証明書の発行や給付の差し止めを義務づけた国民健康保険法

が一番の原因ではあります。しかしながら、世帯主の納付状況と子供が等しく必要な医療を受けられることは別の問題ではないでしょうか。

北海道札幌市では、厚労省の通知もあり、資格証明書交付世帯の18歳未満の子供に対し、資格証明書とは別に1年間の保険証を交付するとしています。保険証の更新日は12月1日です。このように、18歳未満の子供に保険証を交付している自治体はあるわけですから、低所得であることを町長が特別な事情と認めさえすれば、また子供が等しく医療を受けられるべきであると認めさえすれば、無保険となっている子供の保険証の問題は解決できるのです。子供のいる世帯には資格証明書を発行しないようにしていただきたい。町長の答弁を求めます。

介護保険法の改正について質問します。介護保険は2000年からスタートしました。40歳になれば介護保険に加入し、加齢による病気や65歳以上の高齢者で介護が必要になれば、その程度に応じ、一定の負担でサービスが受けられるというものです。当初から問題は指摘されていましたが、一層使いにくくなったのは、2006年から全面实施された自民・公明ばかりが民主党までが賛成した制度改悪のためです。もともと不足していた介護施設は、食費、居住費の全額自己負担で負担が急増、軽度と認定された人から訪問介護や通所介護が取り上げられました。介護の総費用を抑えるため介護事業者への報酬が削減されたため、経営が悪化し、労働条件は劣悪になり、深刻な人材不足が広がっています。「介護保険料を納めているが、利用料負担ができず、必要な介護サービスが使えない」「介護している娘が病気になり、母親の入所施設を探す、適当な施設が見つからない」「介護認定の更新で、要介護度が引き下げられた」「きょうあすには死亡する状況で介護サービスを受ける条件がないのに、保険料は払うのですか」など、介護保険料、利用料の負担を訴えられ、現在の制度は保険あって介護なしの状態です。今や介護保険制度は国民的な存在意義という点でも制度を支える人材という点でも土台が揺らぐ深刻な事態ではないでしょうか。

来年4月からの介護報酬の3年ごとの見直しに向け、当町でも検討が進められていると思います。さまざまな数量を用いて保険料が決められると思いますが、現在の保険料と比較してどのようになるのでしょうか。当町の努力で介護保険料、利用料の引き下げはできると思いますが、引き下げの考えはないのでしょうか。

2点目の質問であります。介護事業所の労働条件は劣悪になっています。その原因が二度の報酬引き下げにあったと、厚生労働省が語っているとおり、介護報酬の引き下げが人材不足、労働条件の悪化の原因となっていることは明かです。自治体独自に介護施設の職員の人件費に補助を行うところも生まれてきています。当町でも検討されていいのではありませんか。その際、介

護報酬の引き上げが保険料引き上げにつながらないように、計画的に国庫負担の割合を引き上げることが大切ではないでしょうか。国の責任で、一般財源で手当てするなどの対策も同時に行われるべきです。今すぐ介護に占める国庫負担の割合を現在の25%から50%に引き上げる必要があると考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。町独自で介護施設の職員の人件費に補助を行うなど、改善していく考えはないのでしょうか。答弁を求めます。

雇用促進住宅廃止計画について、雇用促進住宅を買い取り、町営住宅とする考えはありませんか。この質問は、9月定例議会でも取り上げました。雇用促進住宅が廃止され、入居者募集が中止になっていること自体知られていないことではあります。9月定例議会の答弁で、「合併する前の年に平成17年8月からことしにかけて数回譲渡要請の打診がありました」と話されています。平成17年8月に雇用促進住宅の購入に係る調査があったということでしたが、その当時、議会には報告なり、また議員全員協議会が開かれるなり、何らかの行動はなかったように記憶しておりますが、どのような経過をもって判断なさったのでしょうか。少なくとも合併してからでも雇用促進住宅の件について報告があってもよかったのではないかと思います。

「地区に新たに60戸の住宅をふやすということは、当該計画に合わない」と話されていますが、15年前は定住される人口をふやし、地方交付税算入を求めて計画したと記憶しております。私はその当時「地元働き口が少なく、通勤時間がかかるので条件は厳しいのではないかと」質問したことを覚えています。その当時の答弁は「道路がよくなっており、家賃さえ折り合いがつけば心配することはない」というような内容だったと思います。実際そのとおりになり、剣吉商店街の皆さんは、にぎやかになったと喜んだものです。剣吉駅には近く、中学校には時間がかかるとはいえ、スクールバスがあります。生活するにはよい環境といえるのではないのでしょうか。住宅にはエレベーターが設置されていない。また、築15年経過していることを心配されているようですが、状況を十分理解していただき、状況に応じて住んでいただき、また場合によっては3階までの入居でもよいのではないのでしょうか。現在不況がひどくなる一方で、持ち家を確保することは先が見えないがため、人生設計が描けない状況です。だからこそ、公営住宅の役割が大きいのではないかと思います。公営住宅は不足していると思います。雇用促進住宅は相対的に家賃が安く、民間住宅は家賃が高いので、現在の家賃に見合う住宅は県や市町村が国の補助や交付金を受けて建設された公営住宅しかありません。ところが、格差と貧困が進行する中で、公営住宅は応募倍率が高くなっています。厚生労働省と雇用能力開発機構は、雇用促進住宅の役割は終わったと言いますが、国が公共住宅建設を厳しく抑制する中で、それを補完するものとして貴重な役割を果たしています。官から民へという政府の方針で、その根拠法である住宅建設計画法が2006年に廃

止され、それにかわる住生活基本法で住宅は基本的に民間に任せ、ごくごく限られたどうしても住宅を確保できない世帯だけに公営住宅を供給するとしてしまいました。このような流れの中で、雇用促進住宅全廃の方針が強行されたのです。ますます景気悪化が避けがたいものとなる中で、住民への住宅保障を再構築していくことこそが大切な課題となっております。

こういう背景の中で、だれが見ても空き家にしてしまうのは財産の損失であり、住宅に困っている人にどれだけ悔しい思いを抱かせるか考えてみてください。今まで定住政策とか、山村留学とか、都市と農村の交流など、こういう政策の役割は終わったのでしょうか。旧名川町の大切な税金で建てられ、生活者の努力で保たれてきた雇用促進住宅を無償で譲り受けることはできないのでしょうか。もう一度考え直していただくことを訴え、質問いたします。答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず国保税の問題の資格証明書の件でございますけれども、国民健康保険に係る被保険者資格証明書の運用については、災害や特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり国民健康保険料を滞納している方について納付相談の機会を確保するために交付をしているものでございます。

このため、本町においても資格証明書の発行の判断についてでございますが、国の運用方針に基づきながら、その世帯や保険料の滞納状況を十分確認するとともに、国保滞納者措置認定委員会で審議を重ねていただいた後に発行してございます。

子供たちのいる滞納世帯でございますけれども、特に十分な配慮が必要なわけでございますが、機械的な運用は行ってございません。十分配慮をした審議をしているところでございますが、平成20年6月1日現在における当町の状況でございますが、国民健康保険加入世帯数4,040世帯で、うち保険料の滞納世帯でございますが、先ほど議員は211世帯というふうにお話しをしていましたが、この数字はどこから来たのか。やはり正確な数字をお願いをしたいなと。698世帯となっております。そのうち資格証を発行している世帯は118、ここの数字は合ってございました。あたかも分母を小さくして50何%も南部町はあると。大きな間違いでございまして、ここははっきりと申し上げておきたいと思います。11月現在で資格証明書を発行している世帯のうち子供のいる世帯数22世帯でございます。ここの幼児、小学生等の数字も違っていると思いますが、

幼児6人でございます。小学生は8人、中学生は14人となっております。

国民健康保険は国や県からの補助と加入者の相互扶助で成り立つ社会保障制度でありますから、保険料の収納は保険運営上極めて重要なわけでございます。私どもが資格証明書を発行している方々でございますが、ここにつきましては、1年間いわゆる猶予期間として納付できない状況、そういう状況はどういう状況なのか、そういう相談をする窓口、または説明の機会、これも出しております。そしてまた弁明書も出していただいて、できるだけ私どもも資格証明書を発行しないようにできるように取り組んでいるわけですが、現在発行している方々は一切何も連絡もない、そういう状況なものですから、やむを得ず現在発行しているわけでございます。私どももただ機械的に発行しているのではない。そのことはご理解をいただいて、分割でもそういう方法はないのか、そういうのにも対応してございます。ただただ町があたかも冷たいようなそういう状況で取り組んでいることではないということをご理解もいただきたいなと思います。

そしてまた、これには国の法改正が必要になってまいります。今全国において2人の知事がこの件について国の方に法改正の要望もしてございます。今のままで突っ走ってしまうと法律に違反すると。そういうことも心配しながら運用していかなければならないということにもなるわけですので、お二方もそういう心配がなく取り組めるようにしてほしいという要望もしているわけでございます。まず、今後私どももそういう思いは同じなわけございまして、国の方に対する法の改正を含めながら、本来子供たちには一切納付する義務、そういうのが納付しないから自分たちに資格証明書が来ているんだということは子供たちには恐らくわからないと思います。やはり親がしっかりとした親の役目、果たすべきもの、そしてこれを払えない状況、これはしっかりと私どもに伝えていただいて、その中で解決していくことが重要であろうかと思っております。

次に、介護保険の改正についてでございますが、介護保険料、利用料等の引き下げの考えはないかという件と、事業所の労働条件に対して人件費の町からの補助の考えはないかという2点だと思いますけれども、保険料につきましては、介護保険について提供された介護サービスの給付費について介護保険法に定められた割合を保険料で賄うことが基本となっております。利用者やサービス料がふえれば必然的に介護保険料も高くなるわけでございます。恐らく議員はその部分は町でできるだけ負担してという考え、今までの質問からしても思われるわけですが、それでなくても今町の方でも多額を出しているわけでございます。基本的に本体が崩れてしまったら、それこそ今町の方でも多額を出せなくなる。そうならないようにまず我々はしていかなければならないわけございまして、当町の65歳以上の高齢者人口を見ますと、平成19年度で6,173人と、毎年60人程度増加しております。特に介護サービスを利用している方の多い年齢層の75歳以上の高齢

者が増加している状況でございます。また、それに伴い要介護、要支援認定者も毎年30人程度増加している現状でございます。介護給付費においても平成19年度の決算ベースで、対前年度比6.5%増の18億5,000万円となっております。

現在、町では平成21年度から23年度に係る第4期の介護保険事業計画を策定中であります。高齢者人口の推計、要介護認定者の推計、それに伴う給付費及び事業量見込み等を試算中でございますが、先ほど述べましたように、利用者、サービス量がふえれば必然的に介護保険料が高くならざるを得ないと、こういうまずシステムになってございます。

また、(2)の方の労働条件についても関連するわけでございますが、介護職の人材確保や採用難、離職などが深刻な状況から、待遇改善のために今国の方でも介護保険法の平成21年度改正として介護報酬の3%アップを示している状況であります。単純に計算しますと利用料についても引き上げることが予想されると思いますが、詳細についてはまだ国の方から示されておられませんので、それらが決まり次第、利用料についても確定していくものと考えております。

次に、介護事業所の労働条件等々についてのご質問でございますが、介護事業所の運営につきましては、県と町に指導、監督権限がございます。町では毎年集団指導を行い、利用者に関する処遇等の改善を図っているところでございます。しかしながら、事業所職員の労働条件に関しては昨今テレビニュース等でも取り上げられているように、非常に厳しい状況の中で仕事をされているという状況でございます。本来事業所ごとに改善されるべきことであると思っております。町としては、毎年管理者及び計画(ケアプラン)策定担当者の必須条件である管理者研修及び実践研修に積極的に事業所の職員を推薦しており、事業所の職員がよりよい環境で働けるように推進しているところでございます。

自治体から人件費を事業所に補助すると。これは本当に許されるのかなと。決して介護事業所だけではない今厳しい状況下の中にあるわけございまして、特定の事業所に町から人件費を支援するということは、私は酷だと思われませんが、町としてはいかがなものかなと、こう思っております。

保険料は下げてほしい。事業者の職員の給料は上げてほしい。これを二つを考えると、どういうふうにも考えても私は矛盾している点というのはあるんじゃないのですか。一方だけは下げてくれ、その財源がなくなっていった、片方では上げてくれと。これはまさに制度として成り立たないのではないのかなと、こう思っております。そういう中で、できるだけ私どももアップの場合は最少にし、そして介護保険制度というのはまさに助け合い、相互扶助の制度でございますので、そういう方々が必要になったときにはきちんと対応をできると、そういう取り組みが大事だと思

ってございます。

次に、雇用促進住宅の件でございますけれども、建設の場合、まだ私も名川町長就任前でございますので、その点については詳しい部分はわからない部分もありますが、これはことしの9月の定例議会においても立花議員にお答えをしているとおりでございます。現在、60戸のうち、10戸が入居しており、23年度までにすべて退去することが決まっております。議員からは無償でとありましたが、無償の要件はございません。当時私どもに来たときは9,000幾ら、約1億弱でどうかというお話しで来ました。これを受けた場合に、恐らく5階建て、エレベーターがついていません。議員は3階まででもというようなことも考えたらどうかとありましたが、将来的に考えたときに、恐らく町営となるとエレベーターの設置ということも当然要望として考えられてくるでしょうし、将来的には解体という時期が来ます。その負担というのは億単位になっていくわけでございます。そういう部分も考え、財政的な負担が逆にこれは多くなる。そういう判断から譲渡を希望しないという結論に達しております。これは郡内、近隣においての同じ雇用促進住宅があるわけでございますが、どこの町村も譲渡は受けないという方向であるというふうに伺っております。

また、民間で移譲すると。恐らく自治体が譲渡できない場合は今度は民間の方に当たってみるというような雇用促進の方のお話もあります。私どももこれが解体されるのか、そこはまだわかりません。ただ、今町としては町営住宅の整備について合併町村における住宅政策の整合性、国、県との住宅政策推進のための整合性を図ることを目的に、平成19年3月に策定いたしました南部町住生活基本計画に基づいて推進していくこととしております。この計画では南部町の将来人口や世帯数等を考慮し、平成27年度における必要戸数、これは380戸と設定しております。現在、町が管理している住宅は14団地、378戸であります。建設中の第2 苫米地駅前団地のほか、老朽化のため建てかえが必要な広場団地、高屋敷団地、五日市団地を新たに今ひろば台団地として集約することによって、必要戸数の380戸をまず確保できることとなっております。今後もこの計画により事業を推進していくこととなりますので、雇用促進住宅を町営住宅として利用することについては非常に将来町負担が大きくなるという考えのもとで、そしてまた今後計画をしております町営住宅の戸数、これでもって対応ができると、こう思っております。

私ども国保税、介護保険税等に含めても、やはり町の持ち出しがかなりふえてきていると。立花議員からいつもご質問いただくわけですが、どうしてもこの点については意見がかち合わない点があるわけでございます。本家本元からどんどん出していくことによって財政再建団体にどんどん近づいていってしまう。我々はそうならないようにしていくのも理事者として大変大事な

ことなわけでございます。ただ、やはり必要において繰り出しをしなければならない部分、それはしっかりと説明があって取り組まなければならないと、こう思っております。やはり我慢もしていただきながら、特に国保については、お互いが協力し合って成り立つ制度でございます。払えなくなった人が多くなって、払えないから仕方がないんだと。これをすべて認めていくなれば、この制度というのは全く成り立たない制度。その中で我々も本当に厳しい方々には分割も考えていただきながら、あらゆる方法をお互いが納得しながら解決していくと、こういうふうに取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 先ほど町長が答弁に挙げました数字、これは国保のことなんですが、町長は6月1日の資料から数字を追ったわけでありましたが、これは私が用いた数字は今年度の9月15日現在で都道府県管理の数字を用いたわけでありまして。ただ、私はここの数字は若干3カ月もずれておりますので、数字の云々ということではなくて、町がどのように国保に対しての考えを持っているか、その考えのやり取りをしたいと考えていますが、南部町におきましては、滞納世帯数は、割合としては、滞納率としては、私が持っている数字からしますと一番滞納している方は少ないわけなんです。だから相当皆さん努力されて納めてはおると思います。その中でも資格証明書の交付世帯数は先ほども町長がお話しした118世帯。ですから、資格証明書を出す割合は残念ながら青森県一高い。三戸郡の中から見ても高い方になっています。40てんとか、31てんというのがありますけれども、だから滞納している世帯の約半分には資格証明書が発行されているのではないかと。こういうことの自治体の姿勢を問うているわけです。

先ほど町長は「1年以上滞納している」とか、「一切連絡がない」ということをおっしゃいましたけれども、職員の方も大変努力され、休日訪問も数少ないやられている自治体の中に入っていますので、職員の皆さんも大変努力はされていると思いますが、実際お金がなければ払えないのが実態です。その中で一番問題にしているのは、子供のいる世帯にも親の責任で払えないので交付しない。この姿勢を私は問うているわけでありまして。先ほど町長の答弁で子供にだけ渡すのは認められていないというような話もありましたが、厚生労働省が新たに通知した文章にはそこから答弁がありませんので読ませていただきますが、厚生労働省から子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の発行に際しての留意点についてこのように述べています。

特に子供のいる滞納世帯については資格証の交付に際してよりきめ細かな対応が求められる

ことから、以下の事項に留意して取り扱うこととして、1、事前通知及び特別事情の把握の徹底。2、短期被保険者証の活用。3、養育環境に問題のある世帯に対する対応。4、緊急的な対応としての短期被保険者証の発行、世帯主が市町村の窓口において子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一部支払いが困難である旨の申し出を行った場合には、緊急的な対応として速やかな短期証の発行に努めること、厚労省の通知の一部であります。

特に今問題にしているのは、3、養育環境に問題のある世帯に対する対応をきめ細かに対応することが求められているのではないのでしょうか。そういう意味で、幾らこの表で滞納されている世帯があったとしても、子供のいる世帯数の中で乳幼児の世帯に資格証明書が発行されている自治体は少ないのです。先ほど数字をおっしゃっていましたが、その数字でさえ一番高い方に来ている。1とか2とかありますけれども、それなりに乳幼児の世帯には努力して交付しているわけですので、もう少し一つ一つのケースを吟味していただいて、短期保険証に移行をせめてできないのか、そのケースの把握が必要ではないでしょうか。その点をまずお伺いしたいと思います。

あと、先ほど財源の話をしていましたが、確かにすべて自治体が悪いと言っているわけではなくて、国が国庫負担などを減らしているのが国保税を引き上げている原因なんです。ことし3月か4月に国保税の改正をするときの協議会で「国保の基金はゼロになったゼロになった」と話されておりましたが、国保財政調整基金、これは11月27日日計資料なんです、3,000万円になっております。これはどのような数字になったのか。ゼロから3,000万円に積まれるというのは大変なことだと思いますが、この数字の説明を求めるものです。

そしてまた、介護保険の問題はこれは介護保険制度自体が大変もう土台が揺らいでいるために自治体としても、払う方にしても、また利用する人にしても大変厳しい状況はあるわけなんです。町独自としてもさまざまな努力をしている自治体もあるわけですから、工夫をしていただきたいというのが私の質問の趣旨であります。それとともに、この介護保険の介護給付費の基金は5,000万円積まれておりますが、これはどのようにしてこういうふうになってきているのか、大変な数字だと思いますので、説明を求めるものであります。

また、一番知りたかった答弁は、来年の介護保険の保険料がどのように変化していくのか、そのさまざまな数字があると思いますが、どういう数字がはじき出される予定なのか。引き下げはできなければ据え置きにもできるのか、そうでなければこのくらい引き上げられる状況ですよという具体的な数字を示していただくことはできないのでしょうか。今回はそれが一番の質問の中心であります。

雇用促進住宅については、もう少し住宅に困難を来たしている皆さんの気持ちを酌んでいただきたいなあと考えておりますが、民間に入っているとやはりいろいろな意味で不自由しているわけでありまして、いつ引き上げられるか、そういうことも心配して住んでいるわけです。やはり安心して住めるのは公営住宅だということが広く知られているわけですので、先ほどの数字で300云々世帯の計画があると言ってもまだまだ独立している子供らのための住宅は不足していると思いますので、何としてでも雇用促進住宅を購入される方向で考えていただくことはできないのでしょうか。

再質問です。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、先ほど資格証明書の方々の国の指示、何点が申し上げました。私もそれに沿って行っております。先ほど答弁いたしました肝心の立花議員も言いました、そういうまずは事前通告があり、環境、病気、そういうのも調べて、そしてそういうのを町の方に報告したのに対してきっちり対応してくれというふうに議員もおっしゃたわけです。私が最初の答弁で通告をして、通知を出して、そういう相談にのりますよ、そういうことを町でやっても何ら一切連絡が来ないという、そこが肝心なところなんです。そこをきっちり親も来て、それを我々もきっちり説明を聞いて、そういう状態であれば、当然これは短期証明書で起してという方々もいるわけでございます。そういうことが我々もきっちり対応しているつもりでございますので、そのことはご理解をいただいて、我々も子供たちがそういう状況にならないようにするために親としても、保護者としてもやはりやらなければならないのはお願いをしたいと、こう思っております。

あと国保の基金、介護保険の基金等については担当課の方から説明させますが、我々も常に工夫はしていかなければならないと、こう思っております。ちなみに来年度の国保でございますが、これはもう国保のときにも皆様方にもしっかりと説明をいたしました。ことし上げていただいて、2年は同じ国保料でお願いしますということを前からもう前回お話しをしてご理解をいただいております。

あと介護保険等につきましては、先ほど申し上げました国の3%報酬アップ等々、まだ具体的な部分が出ていまして、今ここで、12月議会でというのはまとまってございません。予算についてもこれから各課査定に入っていくわけでございまして、現在の状況においてはそういう状

況でございます。

雇用促進につきましては、先ほど申したとおりになりますが、今進めている町営住宅の建設計画、これを進めていくことによって、まず入居者については対応できていけるなあと、こう思っておりますので、我々も限られた予算の中で最低限度の入居の確保はしてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 町長がほとんど答弁しておりますが、補足させていただきます。

当町は滞納者が少ないということではありますが、皆保険制度を守るために収納率の向上には大変努力しているところでございます。資格証の乳幼児への発行をしないようにというご意見でございますが、これの中には乳児、乳児は1歳未満の子供を指すものであり、乳児等は滞納世帯には入っておりません。幼児という解釈でご理解いただければと思っております。

厚生省の文章につきましても、その趣旨は十分尊重しまして、当町では審査会においてかなりの配慮を行っておる部分でございます。

それから、3,000万円の前年度の繰り越しという部分のご質問につきましては、現在銀行口座にあります国保財政調整基金等を指しているものと思われませんが、これは19年度の繰り越し分が主なものであります。

それから次に、介護の給付金の繰越金5,000万円相当ということになりますけれども、これは介護給付費の準備基金というものであります。介護保険制度の運用は3年を賄える計画を立ててやっているわけですので、当然予備費的な準備金は必要ということになります。

以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 先ほど町長が何度も連絡をとっても連絡がないので対応に苦慮しているということなんです。実際何年も滞納をされていますと「そうそう簡単に役場の職員と会えない」と言っておりますし、また「このぐらいしか準備していないのにこれぐらいの金額では認められない」と言って拒否されたと、大変役場の皆さんにと言えば失礼なんです。やはりその国保の問題など滞納されていると、どうしてもそう簡単に会えないという状況があるようですし、

またその税金を払ったことによって生活保護以下になって、今でさえ厳しいのに税金を払えばもう本当に生活できない、こういうところまで追い込まれているケースもあるわけですので、税務課の国保を担当している職員のほかに、生活を立て直すためのさまざまな制度の紹介などもするそういう生活を立て直すためのアドバイスも受けられるようなそういうやり方をしていくならば、もう少し住民との信頼関係も生まれるのではないかと、私は考えています。特に残念なのは、納めてもらうことだけを念頭に置くのではなくて、住民の滞納されている皆さんと一緒に生活を立て直すための努力も一緒になさる中で納税という義務も話されることも大切ですし、また本当に払えなければ払えないなりのやり方を自治体はできるわけですので、その点を十分に滞納されている方にお話しされて、無理のないやり方をさせていただくように訴えて終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午後０時０８分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後１時００分）

○議長（小笠原義弘君） １３番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（１３番 川守田稔君 登壇）

○１３番（川守田稔君） 私は、今議会において今後の町財政の行方といたしますか、今後どのような財政状況を町長初め町では想定しておるのかということをテーマに質問したいと思います。

まず初めに、ことし７月から９月期のＧＤＰは前期に続き実質マイナス成長と発表されました。２００８年、２００９年ともにマイナス成長との予測がされていることを前提として伺いたいと思います。国、県の財政悪化に伴う町財政に対する具体的な影響をどのように想定をなさっておるのか伺いたいと思います。まず１点です。

さらに、ここ数年間の町税の収納率を含めた収納状況を具体的な数値として示していただきたいと思います。

また、今後の町税収納の見通しと町財政のあり方はどのように考えておられるのかご説明いただきたいと考えております。

4点目として、一般会計から他会計への繰り出しということが行われておるのですが、私の思うところでは安易な一般会計から他会計への繰り出しは、実質的には行政サービスの低下ではないのかなと考えますが、ご所見を伺いたいと思います。

また、向こう10年間ぐらいの段階で道州制への移行という日本経団連の提案が耳に入りました。そこで、道州制が実施された場合の今までの町政のありようですとか、広域行政等はどのように様変わりしていくのでしょうか、どういうプロセスを経て、どのように様変わりしていくものなのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

来年度予算方針及び主要事業の内容についてご説明いただきたいと思います。

また、これらの事業の財源としてどのように考えておられるのか、それらの事業により町政全般に対してどのようなよき波及効果を期待しておられるのかご説明いただきたいと思います。

中長期的な時間を必要とする継続事業計画があれば示していただきたいと思います。それらを推進する上で基本的な考え方の基準をご説明いただきたいと考えております。

町長初め担当課長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

簡潔なご質問をいただきました。ただ何せ財政にかかわる分でございますので、若干時間をいただいての答弁になると思いますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、現在の経済状況が町の財政に及ぼす影響についてという中での経済成長がマイナスと予測されることを前提としてというご質問でございますが、ご存じのように町財政は地方交付税等の依存財源に左右される脆弱な財政基盤であることから、やはり地方交付税の動向を特に注視していかなければならないと思っております。景気が後退局面へと向かう中、経済成長率の見直しなどをもとに、8月に取りまとめられた平成21年度の地方財政収支の仮試算では、地方交付税を対前年度比3.9%の減と試算しております。交付税の原資となる国税収入は平成18年度、19年度ともに予算上の見積額を下回っており、さらには8月の仮試算後に顕著となったアメリカ経済の先行き不安、世界同時株安、円高の進行等は日本経済、とりわけ輸出企業に深刻な影響を及ぼし、その34%が交付税の原資となる法人税の落ち込みでございまして、甚大であると考えております。平成21年度においても国税収入の増は見込まれず、対前年度比7%から10%の減もあり得る

のではないかと危惧しているところでございます。12月4日の新聞の中では、総理が交付税の1兆円の増額を目指したと記述してありましたが、法人税が大きく落ち込んでいる中で、丸々1兆円増になるのかどうか、その財源をじゃあどうするのかと。国債発行をするのかどうか、私どもとしては楽観視はできないかと、こう思っております。

仮に3.9%の減とされた場合、当町における影響は普通交付税で1億8,300万円の減となり、平成21年度の予算編成は非常に厳しいものとなると言わざるを得ません。

また、現在の情報では補助金や交付金等における影響は定かではありませんが、景気後退が長引いた場合は、過去の例からも補助・交付金の廃止、または補助金の削減といったことが想定されるところでございます。

各種財政計画の着実な履行はもちろんでありますが、町税及び使用料等の徴収対策によるまず歳入の確保、そして人員の適正配置・定員管理の徹底による人件費等の経常経費の削減努力にさらに努めなければならないと。その中で町民の皆様の負託にこたえるべく難局を乗り切っていかなければならないと、こう思っております。

順番が前後しますが、それに伴って4番目にありました一般会計からの繰り出しについてのご質問でございますけれども、安易な一般会計から他会計への繰り出しは本質的な行政サービスの低下ではないかのご質問でございますが、特別会計は特定の事業を行う場合、あるいは特定の歳入歳出を個別に経理する必要がある場合に、条例でこれを設置することができると規定されており、当町では20の特別会計を設置しております。これを決算統計上における会計区分で分類しますと、普通会計に属するものが学校給食センター特別会計等3会計、公営事業会計に属するのが国民健康保険特別会計等5会計、公営企業会計に属するものが名川病院事業会計等7会計、そのほか財産区管理のものが5会計となっております。

それでは、公営事業会計に対する繰り出しについてですが、国民健康保険特別会計の例をご説明いたしますと、国民健康保険特別会計への繰り出しについては、大別して出産育児一時金分、保険基盤安定事業分、財政安定化支援分、人件費等事務費分がございます。保険基盤安定事業分並びに財政安定化支援分とは、国保加入世帯の所得状況に応じた国保税の軽減措置を補てんするための繰り出しであります。これら軽減措置の補てんにかかわるものについては国民健康保険法の規定により繰り出すこととされており、出産育児一時金分、事務費分と合わせて地方財政措置が講じられているところであります。地方交付税に算入されておりますと、非常に私ども繰り出しをする場合にその分をまず算入されている部分を繰り出すと。ここが交付税で算入されていない場合、独自で一般会計から持ち出ししていくことになっていくのが非常に注意しなければなら

ないことだと思っております。

また、その他の公営事業会計につきましても、各保険給付費に対する一般会計の負担割合に基づき適正額を繰り出しているところであり、仮に給付費が大幅に増額される見通しである場合には保険税及び保険料の改定により対処すべきであり、安易に一般会計から繰り出しすべきではないものと認識をしております。

次に、公営企業会計に対する繰り出しについてご説明申し上げます。地方公営企業の行うサービスは、特定個人に帰属するという性格を有するため、その経営に要する経費は、受益者が料金として負担するという、いわゆる独立採算の原則により運営されるべきところであります。しかしながら、本来、採算をとることが困難な事業であっても、その時々住民ニーズ、あるいは公共的な必要から行わざるを得ない場合が想定され、このような受益者負担の原則に適しない性格の経費については、一般会計または他の特別会計が負担すべきものとして地方公営企業法に規定をされております。

また、地方公営企業に対し、一般会計が繰り出すべき繰出金の基本的な考え方として、毎年度繰り出し基準が示されております。具体的に町営地方卸売市場特別会計を例にご説明いたしますと、市場の建設改良に要する経費分に係る繰り出し基準ですが、市場施設の建設改良に係る企業債の元金償還金の2分の1ということであり、同額を予算措置しております。

次に、市場における業者の指導監督等に要する経費に係る繰り出し基準ですが、卸売市場内の取引の公正を期するため、現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策に要する経費として、当該年度の営業費用の30%を繰り出すこととされております。このほか、名川病院事業会計、農業集落排水事業会計に対する繰り出しについても、このように繰り出し基準が示されており、それぞれ普通交付税や特別交付税において、所要の地方財政措置が講じられているところであります。

ただし、介護老人保健施設特別会計に対する繰り出しでございますが、繰り出し基準が示されてございません。これは介護老人保健施設を設置している地方公共団体が少ないことなどが理由として考えられます。介護老人保健施設に対する繰り出しの考え方は、施設建設の際に借り入れた地方債の元利償還分を基準として現在繰り出しているところであります。

このように特別会計に対する繰り出しは、個別法の規定によるものや繰り出し基準、または公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって経営に当たることが客観的に困難である経費に対することを基本としており、継続的、安定的にサービスを提供することを目的としているものであります。

しかしながら、個別の特別会計においても、一般会計と同様、さらなる経費節減努力や収入確保対策に努めることにより、繰り出し額の圧縮は可能であると考えられますので、引き続き経営改善に努めていかなければならないと、このように思っています。

次に、ここ数年の町税の収納状況を具体的な数字で示せという件でございますが、過去3年間の町税の収納状況でございます。平成17年度の普通税は現年課税分の調定額14億2,739万3,000円に対し、収入済額が13億8,663万1,000円で、収納率は97.1%でございます。うち滞納繰越分の調定額1億368万円に対し、収入済額が1,296万2,000円で、滞納繰越分に対する収納率は12.5%となっております。

国民健康保険税でございますが、現年課税分の調定額8億43万9,000円に対し、収入済額が7億3,903万2,000円で、収納率は92.3%、滞納繰越分の調定額1億4,641万9,000円に対し、収入済額が2,118万3,000円で、滞納繰越分に対する収納率は14.5%となっております。

次に、18年度の普通税でございます。現年課税分の調定額14億6,854万8,000円に対し、収入済額が14億2,855万3,000円で、収納率は97.3%、滞納繰越分の調定額1億3,148万円に対し、収入済額が736万5,000円で、収納率は5.6%となっております。

次に、国民健康保険税でございますが、現年課税分の調定額7億459万4,000円に対し、収入済額が6億4,662万9,000円で、収納率は91.8%、滞納繰越分の調定額1億8,664万3,000円に対し、収入済額が1,402万1,000円で、収納率は7.5%となっております。

平成19年度の普通税でございますが、現年課税分の調定額15億3,639万8,000円に対し、収入済額が14億8,818万円で、収納率は96.9%、滞納繰越分の調定額1億5,135万5,000円に対し、収入済額が771万6,000円で収納率は5.1%となっております。

同じく19年度国民健康保険税でございますが、現年課税分の調定額7億8,930万9,000円に対し、収入済額が7億1,686万4,000円で、収納率は90.8%、滞納繰越分の調定額2億840万8,000円に対し、収入済額が2,871万円で、収納率は13.8%となっております。

いずれにしても税源移譲をされてきた部分で、それぞれの自治体がいかに収納率をアップするかと、そういう部分で収入の確保がそれぞれ自治体によって異なっています。非常に厳しい中で納めていただくことによって財政の安定化、または住民のサービス向上というものが図られていくわけございまして、当然普通税、国保税の収納率が落ち込んだ場合には大きく事業に影響をしまっているものと、こう考えておりますので、繰越分についても収納体制を強化しながら、分割においても納めていただくように努力もしていかなければならないと、こう思っています。

次に、今後の町税収納の見通しと町財政のあり方をどのように考えているかという点でございますが、町税の収納には経済成長、税制の改正、納税対象人口の変動、収納体制、収納環境等の要因が大きく影響を及ぼすものと思っております。地方公共団体の歳入総額等の見直しについては、例年２月に国から示される地方公共団体の財政運営の指標となる地方財政計画に基づき作成しており、税制の改正等がまだ定まらない現段階においては不透明の状況でございます。いずれにしても町税の収納はますます厳しい状況にあることが見込まれますので、先ほど申し上げました収納対策に取り組んでいかなければならないと、こう考えております。

次に、日本経団連の発表等に関するご質問でございますが、11月18日に日本経済団体連合会から「道州制の導入に向けた第２次提言」が発表されましたが、その発表によりますと、2015年、平成27年において、現在の都道府県を廃止し、これにかわる広域自治体として、全国を10程度に区分する道州を新たに設置する。そして、地方公共団体を道州及び基礎自治体等の二層制とするという内容になっております。その中で、これまでの中央集権型体制から地域自立型体制へ移行するためには、３点ほどありますが、

第１に、国から都道府県へ、また、都道府県から市町村への権限や財源、人員の移譲を必要とし、単独で受けられない場合は広域連合などを組織して対応すること。

第２に、地方交付税、国庫補助負担金の改革では段階的に内容を変えて、導入までに廃止し、仮称ですが地方共有税と安心安全交付金を創設して、地方への財源の配分額を現状よりも多くすること。

第３に、地方交付税、国庫補助負担金等への依存度が高い市町村の合併や、行政改革、財政再建の推進を道州制の導入前、導入後も継続して将来的には1,000程度の基礎自治体を目標とする、などが連合会から提言されております。現在の市町村は約1,750市町村でございます。

現在、政府の道州制ビジョン懇談会では、道州制の具体的な制度の内容については検討している状況で、年内には制度の理念や導入スケジュールを定める基本法の骨子案がまとめられる予定と報道されているところでございます。

地方分権における事務権限の移譲もありますが、さらに、道州制による基礎自治体となる市町村へどの程度の事務権限や財源が移譲されるのか、それに基礎自治体が対応できるのか、道、あるいは州と基礎自治体との関係がどうなるのかなど、国として道州制の具体的な内容がまだ示されていない状況でございます。このようなことから、町としましては、まず行政改革の推進と健全な財政運営に努めながら、国の動向に注視していかなければならないと考えております。

なお、参考的に青森県、岩手県、秋田県、北東北３県では、観光関連事業の共同実施や県外事

務所、海外事務所、県産品や観光情報などの情報を発信するアンテナショップの共同設置、また地方債（北東北みらい債）の共同発行など、多くの分野において広域連携の実績を積み重ねてきているところでございます。

一方、全国町村会においては、去る11月26日に全国町村長大会で「強制的な合併推進につながる道州制の導入に対しては断固反対であるという内容の特別決議」を採択してございますし、全国町村議会議長会においても11月に「さらなる市町村合併につながるとして、道州制を実施しないよう政府に求める特別決議」を採択しているところでございます。

いずれにしても、今後道州制については、議論が活発化してくるだろうと予測しております。我々合併して南部町3年になりました。今後将来的にその道州制、さらなる合併等々の話が進んできた場合においてもまずは我々は新南部町、この財政状況をきっちりとした形を保ち、財政が厳しくなったから、道州制に進む、さらなる合併に進む、そういうことのないようにしっかりと取り組んでいくことがまず大事であると、こう思っております。

次に、第2の、来年度の主要な事業及び予算規模等の概要についてと。その中で来年度予算編成方針及び主要事業の内容を示せというご質問でございますが、まず、国の状況としまして、平成19年度「新たな挑戦の10年」の初年度と位置づけ、成長力・競争力強化、財政健全化、安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という優先課題を提示した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の継続の徹底と、平成21年度における総務省重点施策について示しております。

町としましては、国税収入の伸び悩みから地方交付税の減額が見込まれることを想定し、行財政の簡素効率化や歳出の抑制を徹底し、公共サービスを効率的、効果的に提供し、住民から信頼され、町総合振興計画の将来像である「名久井岳と馬淵川に抱かれ自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」このまちづくりに向け、計画の着実な推進を目指した予算を編成してまいりたいと思っております。

続いて、21年度における主要事業でございますが、まず、ただ予算編成はこれからでございます。それぞれ担当課から予算が上ってきている最中なわけでございますが、今年度20年度の予算要求、おおよそ町は100億円の財政規模しか歳入合わせながら、財調を崩しながら、起債をしながらの予算を何とか組んでいるわけですが、予算要求は140億円近い要求が来ている。どうやってその40億円をカットするかと。いきなり財政課は悩むわけございまして、ですから、それぞれの担当課において、まず自分たちの課、最低限の部分我慢をしてもらいながら、しかしこの事業はと、こういう部分を課の中できっちり責任を持って予算計上してこないと、40億円もどうやって削ればいいのかということになりますので、ことしはそういうことも指示しながら、予算編成

に当たっているところでございます。

その中で考えられることは、一つとしまして、小中学校耐震改修事業を予定してございます。耐震診断の結果、耐震補強及び老朽化に伴う改修の必要性により、優先度の高い学校から順次改修することとしております。事業の財源は国庫補助金と地方債を予定、効果としては地震等の倒壊防止及び学区の避難所として地域の防災拠点としての住民の安全に資することになるものであると考えてございます。

次に、新規事業となりますが、防災行政用無線整備事業を予定してございます。現在の防災行政用無線は旧町村において整備し、使用しておりますが、20年から30年が経過し、老朽化が著しいことや、東北総合通信局からの指導による1町村1波の原則に基づき、防災波を統合することとして、総務省で推進しておりますデジタル化事業として計画しております。財源は合併特例債の充当を見込んでおります。効果としましては、災害時における住民に対する情報伝達の迅速、正確性の向上が図られるものと考えてございます。

次に、南部地区の公共下水道事業でございますが、継続事業でございます。来年度も今年度引き続いて処理場の建設及び污水管の布設を実施するもので、財源は国庫補助金と地方債を予定しております。処理区域の生活環境の改善、公共用水域の保全が図られる効果があるものと考えてございます。

そのほかにも町道改良事業、または公営住宅整備事業といった建設事業を予定しておりますが、基本方針としては、プライマリーバランスの黒字化を最優先課題としていることから、できるだけ地方債の残高を減らしていかなければならない。この地方債を充当しての事業は緊急度・優先度を見きわめて判断をしていかなければならないと、こう思ってございます。それぞれまだ今後の予算編成において地域住民の安心・安全を守っていただいている消防団の整備等もありますし、当然ハードだけではないソフト事業、農業振興等々も図っていかなければならないわけですので、ごく一部でございますが、今申し上げた部分については、これは取り組んでいかなければならないということでございます。そのほかにおいては今後の予算査定において各課からの聞き取りをし、判断をしてまいりたいと、こう思ってございます。

次に、中・長期的に時間を要する継続事業計画がある場合、どのようなプロセスで推進されるかと、基本的な考え方を示せという件でございますが、まず最初に、企画部署の見地から申し上げたいと思います。南部町のまちづくりの最上位計画である南部町総合振興計画をことし3月に策定いたしました。総合振興計画の基本構想は10年後の平成29年度を目標年度としております。また、基本構想で掲げた目標を実現するために、5年後の平成24年度を目標年度とした前期基本

計画も策定をしております。前期基本計画に沿って南部町のまちづくりを推進してまいっているわけですが、町を取り巻く環境、財政環境は何度も申し上げますが、地方交付税の減額、また景気後退による税収の減少等から年々厳しさを増してきているわけでございます。そのために私どもは行政改革大綱及び集中改革プランに基づいた事務の効率化、経費節減に努めながら、スクラップアンドビルド等の手法によって事務事業の新設・統合、また廃止を検討し、事務事業の優先順位づけをして、町民の方々が少しでも安心できるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、財政面から見た見地でございますけれども、財政的な考え方としましては、このような事業は一般的に先ほど申し上げました大規模事業であることから、多額の総事業費が見込まれるものでございます。町では財政運営計画等の計画を策定し、財政の健全化に努めていることから、特に新規事業については、各年度における事業費及び充当財源を試算し、後年度の財政シミュレーションを作成することによって財政計画の見直しを実施することとしております。この見直しにより、事業実施年度における一般財源の確保及び地方債の発行が伴う場合は、次年度以降の償還額の財源確保及びこれらによる財政指標への影響等を勘案し、事業実施の可否や事業実施期間の妥当性、総合振興計画等の策定済み各種計画との整合性を判断して事業に着手してまいりたいと思っております。特に非常に社会経済変化が激しい時代でございますので、それによって我々地方交付税含めながら交付金、さまざま税収含めながら変化が大変激しいようでございます。ですから、計画は10年計画を立てて、基本的にはその総合振興計画に沿って、これは進めていきたいと思っておりますし、5年ごとにしっかり見直しをし、5年ごとだけではない年度年度、これは事業の妥当性があるか、効率性があるか、これは毎年検討をしながら取り組まなければならないと、こう思っております。

ですから、まず歳出ありきではなく、収入に対してどこまで事業を着手できるかどうか、歳出に合わせれば事業はできるわけでございますが、将来の南部町、この財政を安定させていかなければならない。そしてまた将来的に大きな事業をやっていかなければならない。その事業をそのときにしっかりと行うことができるようにするためには我慢もしながら、そしてこれだけは進めていかなければならない事業、そういうことはきっちりとしていかなければならないと思っております。できるだけ我々も常に経費節減、特に人件費については合併してから退職者の不補充、また、最低限度の採用等でこの3年間でかなりの人員削減になってございます。人件費においては大きな削減になっているわけでございますが、その分我々職員も能力を高めながら、効率的な運営をしていかなければならないと、こう思っておりますので、今後ともまた議員の皆さん

からもご指導をいただきながら、南部町が将来的にしっかりとした基盤、財政を保ってその中で計画的に事業を推進できますように、ご指導、ご協力を賜りたいと、こう思います。

また、再質問等々につきましては、恐らく詳細の部分もありますでしょうから、それぞれ担当部署の方からも答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 今回こういう一般質問をしようと思った理由が、政府の税収、今期末で大体数兆円は減るだろうと、そういう話がありました。数兆円というとうどういう金額なのかよくわからないんですが、数兆ですから、3兆6,000億円として、日本の人口1億2,000万人として、南部町の人口2万1,000人ぐらいですか。それでちょっと電卓をたたいてみましたら、約6億円減るというようなことなわけですね。6億円減ったら、これどうなるんだろうなというところから、もちろん赤字国債ですとか、建設国債の発行、学校の耐震工事が行われているわけですから、建設国債はその1年分ほどは発行されることになるんだろうということだと思んですが、重ねて実際の財政健全化法が本格的にスタートしたわけですし、四つの指標に関して、非常に気になる部分があるんです。それで、その四つの財政指標に関してその分母となるのがいずれも標準財政規模であったりして、地方交付税ですとか、その分母、想定で6億円減る分に財政指標の数値がどのように変化してくるんだろうという興味があつたんです。健全化法が各自治体の財政の再建に対して本当にためになるのかと言ったら、ちょっと疑問な部分も私は感じるんですが、それはどういうことかということ、それぞれの地域にはそれぞれの地理的な条件があつたり、歴史的な背景があつたり、住んでいる人たちのものの考え方だとか、そういう性質の異にする部分があるわけですし、そういったものを全国一律で同じ指標で、さらに指標を四つに広げてがんじがらめにしてしまうのはいかなものかなという、そういう批判的な見方もあるんですが、本格的にスタートしたのであれば、その仕組みにのっかるしかない。

それで、国の方針としては地方交付税の削減の方針を撤回してはおらないと。確実に減るだろうと。幾ら減るんだろうというのがみそなわけなんです、1億8,000万円ほど減るという前提で考えておられると。事の発端はそういうことだったんですよ。

それで、安易な一般会計からの繰り出しというふうなものの言い方をしたんですが、これはあくまで各特別会計も基本は根本的なところに立ち返ると独立採算であるべきなんだろうという考え方からでした。町長のお考えもそのような線に沿っているものと理解しました。その点はよ

うございます。

次に、道州制のことなんですが、私らにして見れば、県という枠組みは取り外されて、州と各市町村という関係になるということですよね。そうすると、どういう混乱があるんだろうなというのが多分戸惑うことだとか、仕組み自体を把握し切れないような一時的な混乱があるんだと思うんですよ、もし道州制というのが導入されるのであれば。その道州制の前に市町村合併をまたさらに繰り返してということなわけですから、前回の町村合併に関しては単に町村合併、基本は隣接した町村が合併するというそれだけのことだったんですが、それでも多少なりとも戸惑いがあったり、混乱があったり、誤解があったりとか、調整はばたばたしたはずですよ。これがまたさらにその道州制と市町村合併を繰り返しながらという、余りにもちょっと荒療治ではないのかなと思うようなところがあるんですよ。急がなくてはならない状況というのもわからないでもないです。結局根本にあるのは国の歳出の削減であるのかなということなんですが、もっと私が今申したような、そういうよかったなと思うところは、それはそれでいいんだと思うんです。道州制導入に伴って、どういう混乱が起こるのかなというのをどなたか想像しておられるのであればちょっと想像の域を超えなくて結構ですので、説明いただければと思います。

答弁よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 国税収入の減による地方財政の影響というのは、ただいま交付税の中でお話し申し上げましたけれども、過去においても地財ショックという年度がございまして、15年度から16年度におかれては、旧3町村合併前の3町村交付税合算額でダメージ額が3億7,300万円ほどございました。その対応策としては、臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債と言われるものを発行して、後年度交付税において100%算入ということの措置がなされております。今のような当町に6億円ぐらいの減があるのではないかという試算でございしますが、過去においてもいろいろな交付税収入、国税5税の中の減収で地方財政に対する収支不足をどのように対応してきたかという、やっぱり国の予算が決まった後、地方財政対策が決まるわけですが、その中においてはやはり激変緩和対策というものがとられます。明年度においても新聞報道では3年振りの特例加算、いわゆる地方と国が地方財政の収支の不足を半分ずつ負担し合いましょうという特例加算が3年振りに復活するのではないかなという報道もなされております。国の予算が決まらなければ地方の財政計画が固まらないわけですが、過去の例から言われますとそ

のようなことが措置されてまいりました。

それから、臨時財政対策債の発行、これも100%交付税算入となるものでございます。そのような国税が減れば、やはり地方財政にとっても大きなショックを受けるわけですが、そのような対応策としては、我々も普段から経常経費の削減、あるいは町長も申し上げましたが、人件費の削減、あるいはもろもろな事務事業の削減、内部経費を圧縮して町民サービスには影響がないように対応していくということが肝心なところだと考えております。

交付税については以上でございます。

それから、健全化判断比率のことを申されましたけれども、前にこの議会において説明しましたけれども、19年の決算において普通会計ベースでは赤字までの差が9億5,700万円ほどの余裕がとといいますか、黒字だったよと。連結ベースでは12億9,700万円ほどということで黒字になっていますよと。これが明年度以降どうなるのかとなると、やはり経常経費の削減等々で黒字額を一生懸命出しながら、分母になる標準財政規模が減になっても分子の黒字を多くして、そのような団体にならないように進めていくことが肝要と、このように考えています。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 臨時財政特例債の発行、これはまだ3億6,000万円ぐらいでしたか、発行の余裕があるんですね、たしか。ですけれども、これは起債してしまうと今度は分母じゃなくて分子の方に行っちゃうわけですね、この金額は。そうですね、財政指標にしてみればもともと分母にあったのが分子の方に行っちゃうので、分母が小さくなって分子が大きくなってという、そういうふうなことになりますよね。そういうことを考えると、非常に窮屈な財政再建とは言いませんが、財政再建法の中身だなと思うんですが、そうなっちゃったら仕方ないんじゃないかと。先ほどは財務課に行って、担当の方に「6億円歳出を削ると言ったら、どういうことをやるの」と聞きましたら、「私が教えてもらいたいぐらいです」と。「いや、おれが聞きたいんだ」というそういう話をしておりました。非常に財政の削るところまである程度削られているのかなという思いもするものですから、私らがどうのこうの言うよりも現場の方々がよくわかっていらっしゃるのでしょう、私ら一生懸命勉強しているつもりですけれども、勉強し切れないところもあります。皆さんの努力に期待して質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月9日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時52分）

第19回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成20年12月9日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

1 番 工 藤 正 孝

- 1．学校給食センター運営に伴う食品業者との関わりについて
- 2．南部町御当地検定の取り入れについて

4 番 根 市 勲

- 1．町内の二つの高校の今後の在り方と町の関与について
- 2．農林水産省が来年度予定している農地取引の仲介の新制度について

14番 工 藤 久 夫

- 1．総務省の「定住自立圏構想」先行実施団体への「八戸圏域」選定について
- 2．南部町集中改革プランの取り組み状況について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
12番	立 花 寛 子 君	13番	川守田 稔 君
14番	工 藤 久 夫 君	15番	坂 本 正 紀 君
16番	小笠原 義 弘 君	17番	佐々木 元 作 君
18番	東 寿 一 君	19番	西 塚 芳 弥 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（１名）

11番 馬 場 又 彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第19回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

1番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（1番 工藤正孝君 登壇）

○1番（工藤正孝君） おはようございます。私から次の2点について町長にお伺いしたいと思います。

まず1点目、学校給食センター運営に伴う食品業者との関わりについてであります。来年4月から新南部町学校給食センターがスタートするわけですが、食品業者は町としてどのように考えているのかお伺いします。

現在、福地地区、名川地区とも大手食品メーカーが入り、調理等を行っていると聞きます。南部地区は農家の方々が新鮮野菜、果物を南部市場に出荷し、それを市場仲卸人、仲買人が買い、搬入する。または、地元商店の方々が市場から野菜、果物を買いつけ、その他の食品は取引業者から仕入れて納めるという形です。調理人は、町の職員が調理をしているわけですが、新南部町学校給食センターの体制は、やはり地元最優先でなければならないと私は考えます。地元には、エコファーマーを修得している農家が一生懸命のいいでいます。土づくりから気を配り、種選び

を考え、減農薬に努め、農薬ドリフト問題、残留農薬に気を使い、整枝剪定の栽培技術を学び、良品野菜、果物をつくるための努力を1年中欠かしておりません。その農家の人たちが丹精込めてつくり上げた安心・安全な農産物を学校給食でぜひ使ってもらいたいのです。

また、市場仲卸人、仲買人の役割も重要で、地元では栽培できない野菜、果物や冬場になり、地元では品薄になった野菜、果物の仕入れは、市場関係者ならではのネットワークがあります。そして、地元の商店の方々、大手スーパーなどの参入ですっかり所得減少になっていると聞きます。このような状況の中、4月のスタートを前に、地元業者とのかかわりをどのように考え、進めていくのかをお伺いいたします。

2点目として、南部町ご当地検定の取り入れについてであります。新南部町が誕生し、早いものでもう3年になろうとしております。この間、里バスの町内循環や町民運動会の統合など、着々と新町としての取り組みがなされておりますが、一般町民の意識はどうかと考えますと、まだまだほかの地域への理解が進んでいないというのが私の率直な感想であります。達者村事業では、関係する人たちが趣向を凝らして事業の推進を図り、町外に情報の発信をしていますが、一般町民には広く浸透しているとは言いがたい状況であると感じています。3地域それぞれのすばらしい観光名所、歴史、文化、特産物にかかわることを広く知ってもらいたいと思います。また、他町、他県からの旅行者の方々にも新南部町をPRしていかなければなりません。

そこで、一般町民の地域理解を図るため、ご当地検定を提案いたします。このご当地検定は、クイズ方式で学習するもので、地域の資源、財産、歴史等を正しく理解し、ひいては3地域町民のお互いの交流を深め、達者村事業等の町の政策等の推進の実効性も高めると考えます。小中学校や町民、年齢層に合わせた出題を考え、皆様に広く参加してもらい、町が開催するイベント等

に開示するなど、活用方法はいろいろあると思います。町としての考え方を伺いいたします。

以上です。

工藤久夫君 着席

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の学校給食センター運営に伴う食品業者とのかかわりについてというご質問でございますが、現在、教育委員会の方で進めておりますので、教育委員会の方から答弁をさせたい

と思います。

私から南部町ご当地検定の取り入れについてというご質問でございますけれども、まず、ご当地検定、新聞、テレビ等でも皆様もご承知のこととは思いますが、ある一定の地域に関する文化、歴史等、知識をはかるクイズ方式で行っているわけでございますけれども、地域の知名度向上手段としては大変意義あるものだと、こう思っております。全国的にも広まってきておると認識をしております。県内においては、青森県商工会議所、または青森県商工連合会などが主催し、第1回あおもり検定をことしの8月24日に実施しております。受験者数は1,444名というふうにお伺いしております。うち、合格者数は1,290名と、合格率約90%となっているようでございます。そのほかにも弘前、また八戸の方でも検討している、計画中というふうにも伺っております。

我々南部町には、南部氏関連史跡、聖寿寺館跡を初め、歴史的には北条時頼侯関係の白華山法光寺などなど、ロマンあふれる史跡があるわけございまして、そしてまたえんぶりを初めとするいにしえから伝わる南部手踊り発祥の地でもございます。伝統芸能、四季を通じて生産されるさまざまな農産物等々、他に誇れるすばらしい地域資源がある南部町だと、こう思っております。

現在、グリーン・ツーリズムを初め、さまざまな機会をとらえて、南部町の情報発信を町内外にしているところでございます。達者村のTシャツ、または達者村携帯ストラップ等の販売も通じながら南部町イコール達者村と、また達者村農業に関することだけではない、すべての課にも関係するという考えのもとでPRをしているところでございます。町民のさまざまな学習欲求、求められているわけでございますが、現在それにこたえている趣味の講座、パワーアップ教室等、さまざま取り組んでいるところでございます。また、小中学校の要望にこたえて、町内の方々に学校教育活動の講師として派遣する学校と地域ネット推進事業、各種文化団体に対する助成や育成支援などを通して南部町内のことを小学生を初め、町民の方々にも広く知っていただく機会の充実に努めているところでございます。

ご当地検定でございますけれども、今達者村づくりの委員会の方々、さまざまな活動をしていただいております。四つ、五つ、委員会、部会をつくりまして、企画部会、宣伝部会、さまざま活動していただいております。その方々も大変このご当地検定については、興味を示しているというふうにもお伺いしておりますので、さまざまな団体の方々と協議をしながら、また、達者村づくり委員会の皆様ともご相談をしながら、私はこれは大変おもしろい企画になるのではないかなと。そしてまた南部町の歴史だけではなく、文化、芸能、またはいろいろな活動、そしてまた

達者村百景もございます。合併前は三十三景という計画でございましたが、3町村が合併して、達者村景観百景と、これは広報にも認定されると掲載しているわけでございます。そしてまた、達者村特産品認定商品と、これも百品を目標に今取り組んでございます。そういうのをどんどんまたPRをしながら、議員おっしゃるように、町民の方々も新しい南部町、これはお互いに理解し、お互いの地区を尊重し合える、そういうことが大事だと、こう思っております。広報等でいろいろ周知を図っているわけなんです、私もいろいろな町民の方々とお話しをして、「実は広報にも載っているんだけど」とお話しをするんですが、なかなか最後まできちんと読んでいただいている方も少ない部分もあるのかなと。我々今の中では当然民報を含めながら、町の広報紙というものが一番大きな町民の方々への周知方法だろうと、こう思っておりますので、しっかりと周知をしながら、また当然こういう取り組みとなると实际的に活動が出てくるわけでございます。おもしろい企画として、そしてできるだけ早く私どもの新しい南部町のそれぞれのよさ、よいところをお互いに理解し合っていくということが大事だと、こう思っておりますので、これは前向きに検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、工藤正孝議員の質問にお答えいたします。

学校給食センターの食品業者を町としてどのように考えているかであります。まず最初に、現在の学校給食センターの運営方法についてご説明いたします。南部町はご承知のとおり、名川、南部、福地地区の3センターにおいて学校給食を提供している現状であります。調理員については、名川、福地両給食センターは業者委託としております。南部給食センターは、正職員と臨時職員で調理しておる現状であります。この職員の方々は委託、直営にかかわらず全員が南部町民から雇用されている現状であります。今後につきましても、町民の雇用促進を図ってまいりたいと考えて検討しているところでございます。

次に、現在の給食用食材の納入業者についてであります。各センターにおいて年1回納入業者を公募し、登録申請を受け、給食物資納入業者として決定しております。納入業者には、毎月の献立により、必要な食材の見積もりを依頼しております。見積もりに当たっては、地産地消を最優先する旨を周知しており、見積もり入札の際も産地を指定するなどし、野菜に関してはほとんど地元業者が納入している現状もあります。

新給食センターにおきましても、この給食用物資納入業者登録の方法により、給食用物資は、安全で安心な、そして安価な食材を基本とし地産地消を最優先に選定して、購入してまいりたいと考え、検討しているところでございます。

つきましては、地元業者の方々も給食用物資納入業者の登録をしていただき、見積もり入札にできるだけ参加していただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、今後町部局との連携をとり、指導をいただきながら、さまざまな面で決定していく必要があると考えておりますので、よろしくご指導方お願い申し上げます。具体的な質問があれば担当課長よりお答えいたします。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） わかりやすい教育長初め、町長のご答弁ありがとうございました。

給食センターであります。今ご答弁いただいたように推進してもらえれば、町民皆様、業者の皆様も理解して、毎日の仕事に行き届くと思います。

また、メニューにつきましても、栄養士の方が現在作成しておられると思いますが、その1カ月のカリキュラムに基づいて各家庭に子供を通じて何を食べている、カレー、ラーメン等をメニューを記載しているわけですが、お昼のメニューに関しても各家庭のお母さん方は、昼と夜とダブルらないように一生懸命変えながらやっているそうです。

また、買い物においても、現在騒がれています外国産の食品をもう信用できないという形で袋の裏を見て、どこでつくられたのか、いろいろなものを勉強して買っているみたいです。

また、そういった情報も南部の給食センターではこういった食材をどこから、どこの産地なのか、米はどうなのかというような地産地消も開示する、一般企業なんかで大手企業ではディスクリジャーという一般情報誌を開示して取り組んでいると聞いています。そういったものも一つの検討、安心・安全な町民、お母さん方の気持ちに添えていけば、開示を求める声も出るかとは思っていますので、その辺のところもぜひご検討内容に盛り込んでいただきたいと思います。

また、今後ともまだ真ん中でつくっているわけですので、福地、南部地区との食べ物、給食をどういうふうに搬送するのか、運送業者さん等々決まっておられない部分があるのであれば、それもやはり地元の方々というようなことを一番最初に念頭に置いて、頭の中に置いて検討してくだされば町民の理解に結びつくと思いますのでよろしくお願いします。

ご当地検定ですが、町長、まさしくおっしゃるとおり、皆様の参加を求めて、これは一番安易といえますか、簡単に参加できるような方式で深く理解を求め、また、いろいろなことを知るすべになると思います。小中学校の皆様初め、また、役場の職員等、また我々議員の皆様も参加して、いろいろなそういったイベント等も開催しながら、情報、そして町のいいところを理解していくように努めていければいいと思います。

いずれにしても二つの点を推進していただきたく、議員としてよろしくお願い申し上げます。私は一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤正孝君の質問を終わります。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。私は、昨年9月の町議会議員の選挙において、地域の多くの住民の方々から強いご支援、ご支持をいただき、出馬を決意し、急な立候補にもかかわらず議員に当選させていただきました。当選後、私はどうしたら町民の皆様のために働くことができるのか、お役に立てることはないのか、日々考えてまいりました。社会人として働き既に40数年が経過し、何とか我が事業もおかげさまで厳しい社会情勢の中でも続けてこられたのは、自分1人の力ではない、この町が私をここまで支えてくれたと、社会のおかげであると感謝しております。今、60歳を過ぎた私に与えられた仕事は、この地域と町民が今より豊かになり、将来にわたって若い人たちが夢と希望を持てるまちづくりに頑張ることであると考えました。そのような思いで、今年3月から毎回定例会で自分なりに考えていることを質問させていただきながら、私なりに勉強させてもらいました。町が少しでもよい方向に発展してほしいとの思いで、今回は2点の質問をさせていただきます。

私は、11月11日及び2日に行われた名久井農業高校祭の案内をいただき、学校を訪問してまいりました。そのとき、斗沢一雄校長先生から、さまざまな学校に関する説明をしていただきましたが、一番驚いたことは、現在、生徒数が260名のうち、約60名の生徒の家庭は経済的に厳しいため、授業料免除の手続きをとっているとのことでした。そして、残り約200名の生徒においては、毎月23日に口座から自動的に振替の手続きをされているわけですが、この200名のうち、五、六十名は残高不足のため振替ができない状況であるとのことでした。学校としては授業料をきちんと収納してもらわないと、卒業証書までの手続は困難なことで、対応に苦慮している旨を聞かされま

した。私は思った以上にこの地域の家庭の経済状況は厳しく、深刻であるということを改めて痛感いたしました。

また、後日、南部工業高校の関係者からも名久井農業高校だけではなく、南部工業高校でも似たような比率であると聞かされ、どの家庭におかれても大変厳しい状況に置かれているということがわかり、町にかかわる私としては悲痛の思いであります。

このように、この三八地域は以前から経済的にも決して恵まれていないところに、8月以降の世界同時不況という大きな嵐が押し寄せてきたわけですから、今後の先行きは本当に大変だと考えられます。

それでは、通告に従って1点目の質問に入らせていただきます。今年9月の新聞で見た記事によれば、農林水産省では、農地の集約のため2009年度に「農地の賃貸や売買を仲介する制度」を新設するとの記事がありました。後継者不足などの理由で、規模縮小や離農を希望する農家と農地を求める農家を仲介する組織を市町村ごとに設置、国内農家の大規模化を促し、生産性の向上につなげる目的だろうとのこととあります。

また、農林水産省では、2008年度から9市町村でモデル事業を始めており、2009年度には全国500の自治体に拡大する計画とのこととあります。2009年の通常国会に農地法改正関連法案を提出し、全国で制度の運用ができるようにする方針とのこととあります。新制度の仲介組織は各地域に一つとし、農地を手放したい農家から委託を受けて、賃貸や売買の交渉を行えるようにする。農水省は、仲介した農地取引に対し助成金を交付する。これまでは、農協や地方自治体の農地保有合理化法人等が農地の貸し借りや売買の仲介をしていたが、合理化法人が農地を一たん借りるか、買い取る仕組みになっていた。借り手や買い手が見つからず売れ残るリスクもあり、農地の流動化が進まない原因の一つとなっていた、とのこととあります。

私は現在の町の農業委員会や町の農地の売買にかかわった多くの方から相談を受けて、「自分の農地を農家が手放すということは泣きたい気持ちで、まさに断腸の思いがある」と聞いております。この気持ちを酌むことも、理解しようとしめない農業委員会の対応について「何とかならないのか」と、「もう少し相談に行った町民の立場、気持ちを酌んでの対応はできないものか」という言葉も耳にしております。戦後、私が生まれた年あたりですけれども、農地改革から間もなく60年過ぎようとしており、食糧難の時期から豊かな食文化に今や大きく変わった現在、制度は変えていかなければならないと思います。

1. この制度、新設の経緯と背景について町ではどのように考えているか。
2. 例えば、市町村単位での運用を考えているのか。三八地域全体での民間団体、例えば農協、

民間の不動産業者に委託して、速やかな対応、運用は考えられないのか。また、この地域の実情に合わせた全国一律ではない規範の柔軟な方法はとれないのか。

3．具体的にこの制度は、町内の農家にどのようなメリットを与えるのか。また、今までより柔軟な取引が考えられるとすれば、どういう点でしょうか。

4．現在より、土地取引制度について大幅に規制を緩和すべきだと思いますが、この場合の農地転用、売買すべてについて町ではどのように見解を持っているのでしょうか。

私は、今なぜこのような質問をするかと言いますと、平成17年6月に社団法人日本経済協議会から出された農政改革を実現する農政改革高木委員会の中間報告（提言）、全部でA4判24ページのレポートを読んで、恐らくこの趣旨に沿った案だと思いますが、参考のためにこの提言の要旨を読んで見ます。

1．農地制度の抜本的見直しで限られた農地の有効利用を（所有と利用の分離、利用権を軸とした簡潔な制度に、多様な利用権と利用の監視）

2．担い手の明確化と経営安定対策、地域政策のさらなる検討を（補助金の受け皿排除、構造改革と整合的な経営安定対策）

3．対外政策でより積極的な役割を（国内改革で攻めの交渉、東アジアの農業改革モデルに）以上であります。

また、附属の資料集の参考資料によりますと、主なものは、

1．国内総生産（GDP）における農業総生産の割合は1960年の9％から2000年の1％に減少し、農業総産出額は1985年代をピークに右肩下がりの傾向に転じています。

2．耕地利用率は1960年の133.9％から2002年の94.4％に低下し、作付延べ面積は812.9万ヘクタールに約半減し、カロリー自給率はこの間、79％から40％に低下していますということです。

3．担い手への農地集積の伸びは鈍化傾向にあり、経営耕地が広範囲に分散、点在し、規模拡大の効果は減没されている面もあります。

4．耕地の分散が広範囲なために、耕作面積が20倍になっても、生産コストは半分程度にしか下がっていません。

5．農業就業人口の減り方に比べ青年層の新規就農者が少なく、農業を支える人の力が弱くなっている。

6．現在の農業従事者がこのまま加齢した場合、75歳未満の人数は平成12年209万人あったものが平成22年には117万人に減少する。実に44％減少することになります。

いずれにしても、安心・安全な食糧を安定的に供給し、かつ、この地域の農業に希望を持てる

ような施策は町民の多くの知恵と努力で確実に進めていかなければならないと思います。そのために、必要なことは大きく2点ではないでしょうか。

一つは、ブランドの確立であり、もう1点は、農産物の販売方法を新たに見出していくことではないでしょうか。つまり、手間暇かけて育成・収穫までの費用に見合った価格を生産者が主導権を持って値段をつけて売るシステムを開発することではないでしょうか。南部町産、あるいは広い意味で南部地域産というブランド力をいかに高めていくかの努力が必要だと思います。幸い私も若いときから農産物の運送関連の仕事をしてきました。全国に多くの知人や情報源を持っております。今こそお互いの知恵と汗で頑張るときだと思いますが、町ではどのようにお考えでしょうか。

次に2点目として、当町内には二つの県立高校がありますが、今後のあり方について町はどう関与すべきかお尋ねいたします。聞くところによりますと、ことし3月31日に県立高等学校・教育改革第3次実施計画案が公表され、7月、8月に検討を加え、10月には見直され、教育広報青森県が発行されたようです。そこで、これに関連して、以下の4点について町の考え方を伺います。

1. この二つの県立高校の現状と今後の方向についてどう認識しているか。
2. 現在、町が進めている観光農業、グリーン・ツーリズムの今後と高校の学科再編は大きなかわりがあると思いますが、その点はどのように考えているか。
3. 農業振興ばかりではなく、卒業後親元から通勤できる範囲に安心して働く場がなければ、この地域の発展はないと思いますが、町の関与はどうあるべきなのでしょう。
4. 今後の産業教育、産業高校の方向として参考となるような具体的な例があれば示していただきたい。

町長は常に、本当は県立なわけですが、町立名久井農業高校、町立南部工業高校のような気持ちで、二つの高校の各種の行事に参加されていると聞いております。県の教育広報によりますと、名久井農業高校は平成21年度に生活科の募集を停止し、21年度から24年度は生物生産科と園芸科学科の2学級の募集となり、25年度入学生から新学科として工業に関する科目や経営に必要な科目を含む農業学科1学級を加えるとされています。

また、南部工業高校については、25年度募集停止、26年度末閉校統合、統合先の学校は八戸工業高校となっております。建築科及び設備システム科は統合先の八戸工業高校の学科再編により、その教育内容を取り入れることについて検討するとあります。

私は、この高校の再編、統廃合の計画は、地域の事情、学校の伝統や歴史、卒業生の実績や成

果等を余り考えないで、入学・進学者の数を合わせるだけの計画であり、まだまだ検討を加え、地元の声を反映した形に落ち着かせなければならないと思っております。

大きな問題の１点目は、生徒の父兄の経済状況を考えると、自宅から少ない費用で通学できる環境をいかにしてつくるか。現在の南部町独自のバス以外にもっと広域的な通学の利便性をどうつくっていくか。地域の高校という共通意識を持ってどう町政としてバックアップしていくかではないでしょうか。さらに、県の広報を見ると、「あくまでも計画であり、今後の参考にするために意見・要望は聞くこと」と書かれております。私は、この三八地域の中心部に位置する南部町が、周辺の田子、三戸、新郷、五戸、八戸、階上、軽米、二戸等の自治体とタイアップして、特色ある現在の高校の学科・教室の存続の努力は必要だと思いますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

いずれにしても県立高校だということで指をくわえて見ているだけではよい方向は見えてこないと思います。名久井農業高校に学科を一つふやすだけでも、学校関係者、商工業、PTA、後援会関係者の惜しみない努力があったと聞いております。今以上に町と議会が協力して、悔いのない結果を出す努力が求められていると思います。国の法は法として、２町１村の合併は、我々に独自のまちづくりと特色のある決め事、組織づくりを望んでいます。特区を生かしながら、決して便利・豊かではなくとも住みよいまちづくりを目指したいとの思いで、町長の前向きな答弁を期待して私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、手元にいただいております通告順に答弁をしたいと思います。

まず町内の２高校の今後のあり方と町の関与についてという中での、現状と今後の方向性ということでございますけれども、豊かで生きがいのあるまちづくりに対しては、教育にあることはだれしも認めるところなわけでございます。まさに人づくりを目指し、教育の充実を図るため、生涯学習機会の充実と学校支援を文武両道にわたって続けてきているところであります。そのことによって、町民、児童生徒の自己啓発を期待するものでございます。

ただいま議員からの町内２高校、名久井農業高校、南部工業高校があるわけでございますが、両校ともその存在は大変大きなものがあり、重要な学校であるという認識をしているところでご

ざいます。現状、特に名久井農業高校と南部工業高校でございますが、長年それぞれの特色を生かし、教育活動を実践し、多くのすばらしい人材育成、また現在においても毎年それぞれ両校、研究成果等においてもすばらしい成果を上げてきてございます。地域においても多大な貢献もしている両校であると、こう思っております。

残念ながら、ただ県教委によりますと、県立高校の改革が発表されて、25年度南部工業高校が廃止されるというふうに打ち出され、名久井農業高校は1学科減と。南部工業の廃止25年度ときには、名久井農業高校を1学科減にしたのを1学科ふやすと。ここの1学科ふやすとき、まさにどういう学科がこの地域にふさわしいのかと、ここが一番大事になってくるだろうと思っております。まさに地域の方々初め、それぞれのOBの方々、いろいろな方々から意見を聞きながら、青森県に対してもこれは要望していかなければならないだろうと、こう思っておりますが、まず、地域の方々がどういう考えを持っているのかと、ここをしっかりと把握していかなければならないと、こう思っております。

可能な限り私どもも存続を当然求めていきたいと、こう思いますが、ただ、現実には非常にもう県教委が発表し、これは我々の地域だけではない青森県内各地域、学校が廃止、また統廃合という形で進めている中で、両校を現在のまま残せるかとなれば、現実的に私は非常に厳しいだろうと、こう認識しております。我々も町において行政改革もしなければならぬ。また、しかし極端な低下になってもいけない。両面から取り組みをしなければならぬわけでございます。恐らく県教委が今回打ち出したのは、少子高齢化と、子供たちが減っていると、そういう点からもあるだろうと、こう思っておりますし、また、専門的な知識を同じ職種の学校に集めて、専門科を高度なものにしていくという恐らく考えでもあるだろうと、こう思っておりますが、まず、2校存続にし、1校の存続にしていくにしろ、生徒の確保をしていかなければ我々県に言っても、いわゆる入学率の数字を出されたときに非常に弱くなるのも事実でございます。

先般、来年の第1次募集倍率が出ておりました。名久井農高さん、1学科は1.1倍、もう一つは1倍ちょっと切っていたと思います。南部工業さんやはり八戸工業との統廃合という部分が出たこともあるだろうと思いますが、両学科とも1倍に達していないと、0.8とたしか0.5ちょっとだったでしょうか。そういう部分がやはり我々地域でも地元の学校にまず入ってもらおうと、こういうことも訴えていかなければならないだろうと。そういうバスの利便性も図りながら、学校の方も利用しやすい部分にしているわけなんですけれども、それだけではなかなか解決できない。やはり普通高校に進学したい、そういう方々もおられますし、現況はやはり八戸市の方の学校に行っている子供たちもある。また、それはそれぞれの子供たち、親も将来のことを考えての

ことだと思いますが、いずれにしても我々の町内に2校あると。2校あることがまず県内でも珍しいわけでございます。たまたま合併して2校になったわけでございますが、そういう中で我々の地域に合ったそういう学校、学科、これはきっちりと確保していくように県の方にも強く訴えていかなければならないと思っております。

次に、農業、観光農業、グリーン・ツーリズムの今後の学科再編等のかかわりという点でございますけれども、当町が進めております通年農業観光や農業体験修学旅行など、グリーン・ツーリズム事業と高校の学科再編のかかわりについてでございますが、県立高等学校教育改革第3次実施計画においては、職業学科、農業、商業、工業など、職業系の専門学科見直しの方向性として、「産業社会の変化などに対応し、これまで専門化、細分化してきた学科について、生徒の志願・入学状況、進路希望、地域の産業動向を踏まえながら再編整備を進める」というふうに記述をしておりますので、先ほど私も申し上げましたそういう中でしっかりと私どもの地域、これを生かせる再編で行くように要望していく必要があると、こう思っております。

次に、高校卒業後通勤可能な職場の確保についてということでございますが、当然、だれしも地元に残ってほしい、また残るようにしなければならないと思っているところでございます。ことし参考ですが、県内の高校進学者の求人、求職の状況、これは20年3月卒の状況でございます。2,504人の求人数に対して1,765人の就職者と、求人倍率は1.36倍となっておりますが、依然としてやはり都市圏への流出が続いている状況でございます。やはり就職される生徒さん方もできるだけ自分がしたい、そういう仕事につきたいということは当然あるでしょうし、また、求人倍率的には1倍を超えておりますが、なかなか就職してもすぐやめてしまうという子供たちも多いと聞いております。ここはやはり自分が本当に進みたい、やりたいという部分、そういうことばかりではないかも知れませんが、そういうことがどうしても都市圏へ流出してしまう、また、賃金についても当然違いがあるでしょうし、そういう現象が出ているのかなと、こう認識しております。

特に、工業系でございますけれども、地域経済の活性化はもとより、若者の雇用、定住促進などに直結する産業でございますので、県を初めとする関係機関などと連携を強化しながら、町内立地企業をお願いするとともに、優良企業の誘致に取り組んでいるところでございます。今、八戸圏域定住構想、これは次の工藤久夫議員のご質問に出ておりますけれども、こういう事業を生かしながら、私は前にも同じような質問で答弁したことがあります。できるだけ地元、工業団地もあります。ここに誘致を図る、これが第1位でございます。ただ、現状において非常に企業が我々の地域に進出してもらえるとというのも直視した場合、本当に厳しい部分がございます。幸

い去年は百目木工業さんも来ていただきました。そして先般多摩川精機さん、拡大をしていただけるという部分があったんですけれども、我々の町内だけではない、やはり隣の八戸市工業団地、北インター初め、大きな用地もあるわけでございます。ですから、私は前にもお話ししましたが、通勤可能な八戸市、ここと一緒にしながら誘致を図る。そして、少しでも我々の地域から子供たちが就職ができるような、そういう連携というのは非常に大事になってくだろうと、こう思っておりますので、今進めようとしている自立圏構想、そういう中で、今後詳細を詰めていくこととなりますが、連携をとりながら、ここに力を入れてまいりたいと、こう思っております。

次に、4点目の今後の産業教育、産業高校の参考となる例はないかということでございますが、まず、産業教育に対する定義についてちょっとご説明申し上げたいと思います。産業教育振興法によれば、中学校、高等学校、大学または高等専門学校が生徒または学生等に対して、農業、工業、商業、水産業、その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を修得させる目的を持って行う教育と定義されております。名久井農業高等学校、南部工業高等学校等専門高校で行われている教育がこれに当たるものでございます。さらに中学校においても職場体験等を通じて産業理解に努めているところでございます。

産業高校の具体例でございますが、実質県内ですと、弘前実業さんなんかもう一種のそういう高校なのかなと、こう思いますが、現在、我々の名久井農業の農業と南部工業の工業、ここが統合していた学校があるようでございます。これは工藤久夫議員さんが学校を訪れて何か勉強されてきたというお話を聞き、資料もいただきました。目を通させていただきましたが、まさに山形県の新庄の農業高校と新庄の工業高校の農工一体の専門学校として開校して6年目に入っているというふうに伺ってございます。ここは私どもとちょっと違うのは、新設、新築学校、もとの農業高校、工業高校と違う場所に新たに新築で建てていると。ここは非常にやりやすいのかなと。いわゆる機械等の設備、配線等々においても新しくつくったわけでございますから、スムーズにいった統合の1例ではないのかなと、こう思っております。ただ、ここをそのまま私どもの現在の名久井農高、南部工業と構造的な部分からいくと同じではないということも感じますが、いずれにしても農、工一体となっていてうまく取り組まれている学校なようでございますので、今後運営等についても参考にすべき点があると、こう思っております。

それでは、次に、大きな項目の2点目でございますけれども、農林水産省が来年度予定している農地取引の仲介の新制度についてという件で4点ばかり上がってございますが、ご答弁申し上げたいと思います。農林水産省が来年度予定している農地取引の仲介の新制度についてであります。現時点では国及び県からの情報はまだ入っていない状況であります。先般11月に開催され

ました第28回経済財政諮問会議においては、「平成19年度に農地政策の見直しの基本的方向として取りまとめられた農地政策の展開方向に沿って、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適正なタイミングで具体的な評価をする」としていることから、平成19年11月、農林水産省発表の「農地政策の展開方向」を参考としながら回答させていただきたいと思います。

1点目の制度新設の経緯と背景についてであります。農地は国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤でございます。しかしながら、耕作放棄地が増大する中、農地の有効利用を促進するため、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念を明確にした上で、現場の実態を踏まえつつ、5項目の取り組みから改革を具体化していくもので、平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできる法制度上の措置を講ずることとなっております。

その項目の内容でございますが、一つ目として、農地情報のデータベース化。

二つ目として、耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取り組みの実施。

三つ目として、優良農地の確保対策の充実・強化。

四つ目として、農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開。

五つ目として、所有者から利用への転換する農地の有効利用の促進となっております。

町の対応といたしましては、農地情報のデータベース化について、県担い手育成総合支援協議会が実施主体となって、県内、各市町村の協力のもとで今作業を進めております。耕作放棄地の取り組みについては、平成19年度町で農家全体に耕作放棄地の状況アンケートを実施し、今年度20年度にその集計及び実地検証をしているところでございます。

次に、町内農家の具体的なメリット、また土地取引制度への大幅な規制緩和の見解についてというご質問でございますが、現在、法制上の措置等の詳細は不明であります。報道機関等の情報によりますと、農地法を改正し、戦後続けてきた「農地を持つ自作農が作物をつくる」との原則を見直しして、農地の借用を原則自由化し、利用しやすさを重視の方針に転換を図るとともに、企業参入を促進し、大規模化で効率を高め、食料自給率の向上と耕作放棄地解消を図ることなどが報道されているところでございます。

当町におきましては、農業への参入をしやすくするため、合併後の平成19年4月1日から農地法に定めている農地を耕作目的で取得または借り入れする場合の下限面積を50アールから20アールに引き下げており、農地の利用しやすさを重視して、取り組んでいるところでございます。昔は恐らく下限面積は50アール以上でございました。これはそのときも農家を守る、農地を守る、そういうために昔は50アールという面積を示したと思います。しかし今、時代の変化とともに、

逆に私は農地を守るためには今までの農業者だけではなく、他からの参入、農地を取得しやすくすることによって、放棄地をなくす、荒廃地をなくす、そういうことが必要な時代になってきた。まさに昔の考えと同じ農地を守る上においても変化してきている、そう考えております。少しでも荒廃地等をなくしていくためには、やはり取得しやすい、借りやすい制度というものを打ち出していく必要があると思っております。

この下限面積については先駆けて取り組んだつもりであるわけでございます。これからも耕作放棄地が多く発生しないように、ただ現実的には新規農業就農者は少なくなっているわけでございます。そして高齢化しているわけでございます。高齢者の方々が引退した分、若い人たちがふえてくれれば、これは安定的に守れるわけでございますが、現実的にはそうじゃない、高齢者がふえていき、若者の参入が少ない。そのときに大規模農家、認定農業者の方々にやはり農地を拡大していただいて、農地を守ると。こういうことも大事だなと、こう思っております。ただ、現状は私どもの地域は大規模農家だけではない、まさに自作農家と言われる方々もたくさんあります。そういう方々がまず続けていきたいという限りは、我々もしっかりと支援をしていかなければならない、このように考えておりますので、また議員からもさまざまな部分においてご指導をいただきながら、農業発展等に努めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 町長の答弁ありがとうございました。

いっぱい答弁ありますけれども、農家にしろ、高校にしろ、町民が明るく輝いている姿を見るにどうすればいいのかと。官僚の人たちが一生懸命取り組んで、いい方向に持ってってもらえれば幸いと思っております。どうかひとつよい世の中にしてもらいたくて、こういう質問をしました。南部町発展にも皆さんを信頼していると思います。よろしくお願いして、根市勲の、終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時13分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長(小笠原義弘君) 14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番(工藤久夫君) 私は、今定例会で大きく2点について通告に基づいて質問させていただきます。質問に先立ちまして、現在の経済危機について私なりの希望的財政についての意見を述べてみたいと思います。

ことし8月以降の世界的な経済の状況は、ことし第3四半期の国内総生産はマイナスの3ないし4%、第4四半期はマイナス8%ぐらいまで落ち込むのではないかと。また、世界的に協調した対策が講じられない場合は、年度を越えますと数十%の落ち込みが予測されています。これを回避させるために、的確な財政出動が必要だと思いますが、現在までの政府の対応状況を見ていますと、政府や政治家は、わかっているはずなのになぜ的確な対策を打ち出せないのか不信感を思わずにはいられません。1日も早い景気対策の立案と実行、そして景気回復が早く実感できる日が来ることを思いながら本題に入ります。

1点目は、ことし10月28日に、総務省が提唱する定住自立圏構想の先行実施団体に広域市町村事務組合を構成する三八及びおいらせ町を含めた8市町村が選定されましたが、これに関して応募から選定までの経緯について、予定されている主な事業、予算等について、また、新聞報道によりますと、「八戸地域の市町村のあり方を改めて考え直す機会になりそうだ」とか、「県境を越えた久慈、二戸圏域を含む取り組みに発展する可能性も」というようなことが書かれていますが、そのような可能性についてどう考えておられるのか。

また、想定される財政支援とか、県からの権限移譲の具体的な内容はどのようなものなのか。

そして、町民にとってプラスの効果として期待されることはどのようなことなのか。

以上についてまず伺います。

私が総務省の資料を読んで感じることは、よい方向としては個々の自治体の施策として、隣り合った自治体が似たような事業を行うのではなく、中心となる市が圏域のマネジメント能力を強化して、広域的な視点でむだのない事業の配分、役割分担の明確な施策により、この地域の一体感の醸成が期待されると思いますが、反面、不安に思うことは、中心となる八戸市に金も施策も政策の事業の立案、企画、実施の面でも主導権をにぎられて、南部町の自主性、独自性が保たれなくなるのではないかと不安を感じたりもします。恐らく具体的に各種事務事業が進んでいく過程

で、それぞれの市町村の行政の能力、政策に対する総合力が試されると思いますが、町長はその点、どのように思っているのでしょうか。

また、2点目として、南部町集中改革プランの取り組み状況について伺います。きのうの川守田議員の質問にもありましたが、現在の世界的な経済の不況、それに伴っての税収の減少傾向は少なくともここ数年は続くと思われます。一般の家計でも企業でも、収入が少なくなればそれに合わせて支出は抑える必要が出てくるわけですが、町の財政運営上、今できることは何でも対策を早く取り組むことが大事だと思いますが、そのような視点からこの集中改革プランの作成時と現在までの経過はどのように評価しているのか。

また、現時点での進捗状況についての見解はどのようなお考えでしょうか。

次に、多くの町民から「基本的に民間でできることは民間の事業者任せにすべきである」と、そういう意見をよく聞くわけですが、今の取り組みも含めて、具体的に委託が考えられる事業はどのようなものなのでしょうか。

次に、町内の保育園、児童館、幼稚園の統廃合や民間委託の見通しはどのようになっているのでしょうか。また、これを拡大、発展させて認定こども園のような運営は検討しているのでしょうか。

また、現在の経済状況、少子高齢化社会への急激な変化に合わせて、さらなる次の改革プランは考えておられるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく分けて2点、細部にわたって9点だと思いますが、まず定住自立圏構想についてでございます。この後詳細に申し上げますが、8月22日にこの話があって、四、五日で結論を出して総務省に出さなければならないというお話が突然ありました。町村長集まりまして、最終的にこれはいいい意味で活用していった方がいいのではないかとということで、期間のない中での応募ということになったわけでございますけれども、基本的には国は人口5万人から10万人規模の広域圏構想という構想内容でございます。ただ、私どもの現在の広域圏は30万人ということで、全国でもまず恐らく大規模広域圏は当自立圏構想の地域だけかなと、こう思っておりますが、そういう中

で定住自立圏構想については、人口減少及び少子高齢化社会を迎え、地方から大都市圏への人口流出を防止し、地方圏で安心して暮らせる地域づくりを行い、生活に必要な都市機能を確保するために生産基盤や医療、教育環境の整備等に中心市と周辺市町村が連携、役割分担しながら取り組み、地域住民が将来にわたり圏域内で暮らしていける仕組みづくりを促進していく構想でございます。

この構想には八戸市を中心とし、南部町、三戸町、五戸町、田子町、階上町、新郷村、おいらせ町の8市町村が参加することになってございます。経緯でございますが、先ほど冒頭申し上げました8月22日、青森県市町村振興課がこの定住自立圏構想について、8市町村の課長に説明。その後、八戸市が先行実施団体に応募したいとのことで、7町村に確認し、町村長の賛同を得て、8月29日、中心市となる八戸市が総務省に先行実施団体として八戸圏域での応募をしてございます。9月11日、八戸市の副市長等が総務省に出向き、ヒアリングを受け、10月28日、総務省では応募した30団体の中から定住自立圏構想先行的実施団体として、八戸圏域を含む18圏域を決定してございます。先ほど議員からも八戸市を中心とした場合に、ほとんど市が中心になっていくのではないかとのご質問もございました。私どもも非常にここは町村長が集まったときに、議員と同じように危惧した点でございまして、その点もその会議のときにお話しをさせていただきました。やはり参加する以上は、我々の地域にとってもやはりメリットがなければ、今でも広域事業の取り組みはさまざましているわけでございます。あえてこの事業にまた同じ団体が一つになって取り組むということは、今までの広域で取り組んでいる以上にメリットがなければ意味がないのではないかと、そういうこともお話しをさせていただき、最終的に参加、応募という形になったわけでございます。ここはしっかり私どもの地域にとってどういうメリットがあるのかということを考えて今後の計画策定に当たっていかなければならないと、こう考えております。

次に、予定される主な事業、予算等についてでございますが、定住自立圏構想では、経済活性化の施策として企業誘致における連携、中小企業振興、地域ブランドの形成。農林水産業推進の施策として、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進と拡充、また遊休農地の活用。豊かな暮らし実現の施策として、安全・安心情報の提供、子育て支援、生活交通体制の整備、ごみ処理における民間施設の活用、地域内完結型の医療体制整備、二地域居住の振興等の施策を想定してございます。

八戸圏域で実施する施策についてでございますが、今後、圏域内市町村との協議及び調整を図りながら決定していくこととなっており、平成21年度中に施策ごとに関係する市町村で協定を結んで、事業を進めていく予定になっております。現在、実施する施策が決定していないことから、

予算については白紙の状態であり、国の財政支援等も圏域内の施策が決定してからということになってございます。

総務省の方ともお話しをさせていただいたんですが、総務省自体が全くまだ具体的な構想がないと、まだ全く国の予算もついてないと。まず、手を挙げていただいたというのが実態なようでございます。これは私直接総務省の方からお聞きしましたので、これから具体的に21年度に中心城市を中心としながら、私どもの南部町、ここをどこの部分の連携を強化していくかと。そういう提携を結びながら、それに伴って国への財政支援を要望していくという形になっていくだろうと思います。先ほど根市議員含め、きのうのご質問の議員さん等々からあった質問、これに対してもこの圏域で取り組める、そういう事業内容にしていまいりたいと、こう思っております。

次に、報道機関等にかかれてあることについての可能性についてということでございますが、記事を2点ほど参考にさせていただきたいと思います。「一体感ある地域づくりに自治体の連携が強化されることで、八戸地域の市町村のあり方を改めて見直す機会にもなりそうだ」という記事でございますが、現在、先行実施団体として選定されたばかりで、先ほど申しあげました中心城市である八戸市とどういう施策で、どの町村とどのような協定を結び、どのような役割分担をしながら進めていくかということについてもこれからでございます。今後の協議において町の考えをしっかりと主張してまいりたいと、こう思っております。

次に、記事としての2点目でございますが、「八戸地域、久慈地域、二戸地域で三圏域連携事業を実施しているが、定住自立圏の構築に向けた取り組みが三圏域に発展するか」とどうかと。これは八戸市、久慈市、二戸市に3市を所管する各県の総合出先機関で構成する三圏域連携懇談会が、平成18年7月に設置され、災害時相互応援協定の締結やドクターヘリデモンストレーションの実施等を行っておりますが、先行実施団体に選定されたばかりでございます。8市町村による定住自立圏の構築が久慈市及び二戸地域を含む三圏域に発展するかという部分については、まだ私どももコメントできかねるところでございます。恐らく私どもは8市町村での広域、圏域、この中でどういう取り組みをしていくかと、その方に重点を置いてということになると思っております。

想定される財源支援、県からの権限移譲についてでございますが、先ほども若干触れさせていただきました。推進に当たって総務省で示した構想によりますと、総務省としての支援としてITC分野（情報通信技術分野）への支援、中心城市に対する財政措置（交付税、地方債）、中心城市に都道府県の権限を移譲とございます。ここが恐らく先ほど議員が心配しているところではないのかなと思っておりますし、私どもも、この構想が中心城市だけにメリットが出てくるようであれ

ば、今後現在も広域的にさまざまな取り組みをしているわけですが、これはいろいろな部分でもしそういうふうになっていくのであれば、影響は出てくるだろうと。逆にこの構想がうまく我々の地域、中心市以外にもきっちりとしたメリットが出てくる、そういう締結、事業内容になってくれば、今後さらに広域的な取り組みの発展、振興というものが逆に構築されていくのではないかなと、こう思っています。非常に大事な、重要な自立圏構想の事業になるものではないのかなというふうに考えてございます。

次に、町民にとっての期待されるプラス効果でございますけれども、今後何回も申し上げますが、綿密に協議をして、綿密な連携のもとに地域住民が将来にわたって圏域内で暮らしていくために、当然生活基盤、医療、教育環境の整備等々、連携・役割分担をしながら取り組んでいくこととなります。当町においては、特に想定している施策のうちにおいては、先ほども雇用の問題ありました。企業誘致、これについては先ほども八戸市、そこにも誘致をしてもらって、その分我々の地域からも雇用をしてもらおうと。そういう部分をこの事業でも生かしたいなと、こう思っています。そしてまた、地域ブランドの形成、特に私どもはグリーン・ツーリズムの推進、拡充、そしてまた先ほど根市議員からありましたけれども、質問、遊休農地の活用、地域内完結型の医療体制整備等について連携して実施することを検討したいと、こう思っています。

ことし始めたずばっと農園においても15名中8名、9名が八戸市民の方が参加してございます。近くに農家以外の方が多いのも八戸市民でございますので、本格的な農業という形までは難しいとは思いますが、そういう方々が少しでも農地、市民農園、そういう形でも農業というものにかかわっていただける、そういう機会にもさらにしていきたいなと、こう思っております。

次に、大きい項目の2点目でございます。南部町の集中改革プランの取り組み状況について現在の経過、または進捗状況等についての答弁を申し上げたいと思います。南部町集中改革プランのこれまでの経過の評価でございますが、集中改革プランは平成17年度から21年度までの計画でございます。目標年度より早い時期に実施できた項目は5項目、計画通りにできた項目は67項目、検討を継続中、あるいは検討に着手している項目が22項目、そしてまだ未着手の項目が28項目ありまして、達成率の内訳でございますが、事務事業の再編、整理においては81%、民間委託等の推進では30.6%、定員管理・給与の適正化においては75%、第三セクターの見直しでは50%となっており、全体の達成率は約60%となっておりますが、継続中と着手しているものを含めると、77%となっております。これは私どもも毎年進捗状況を各課において、行政改革プランに沿ってチェックをしてございます。検討を継続中、あるいは検討に着手している項目は町と県のふるさと会の統合、そしてまた農業関係のイベントの開催時期や方法の検討、そしてまた施設使用料

料や手数料の見直し等、また、町有財産の売払いなどが検討継続中でございます。

また、未着手の項目でございますけれども、ここにおいてはチェリリン村やチェリウス、また保育園、児童館、学童保育などの指定管理者制度の導入も含めたいいわゆる民間委託等の検討などがありまして、ここの部分が若干おくらしている部分だなあと考えております。これから関係者の方々とご意見を聞きながら、よりよい方法で運営できる方法を考えていかなければならないと、こう考えております。特に、児童館、保育園、学童保育、また幼稚園につきましては、この後もご説明を申し上げますが、副町長初め、担当課の方には現状をしっかりと町民の方々にも周知をして、そして今の施設のままで果たしていいのかどうか、これをまず動き出さないといつまでたってもここには手をつけられないで時だけが過ぎていくんじゃないですかと。ここを早目にまず現状、児童館はどこどこは何名いるのか、そこに予算が幾らかかっているのかと。こういうこともしっかり現状を説明して、その中で意見を聞いて判断をしていくということが大事だと思っておりますので、これについては指示をしているところでございます。

次に、民間委託が考えられる事業を示してほしいということでございますが、基本的には個人情報を取り扱う窓口業務を除く、多くの業務や施設の管理運営で民間委託、あるいは指定管理者制度の導入が可能であると考えておりますし、他の市町村、あるいは都道府県で多くの業務や施設の管理運営が民間委託や指定管理者制度で実施をされております。他の市町村等の状況も参考にしまして、現在町が指定管理者制度により管理運営をお願いしている施設以外で、民間委託、あるいは民間への譲渡、指定管理者制度の導入等が可能と考えられる主な施設等でございますけれども、チェリリン村やチェリウス、また体育施設、福祉施設などが挙げられると思っております。当然、児童館、保育園、幼稚園等々も考えられるわけでございます。

なお、民間委託、あるいは民間への譲渡、指定管理者制度の導入等につきましては、施設等を引き受けていただく相手方があって初めて実施できるものでございますし、また、民間に業務を委託する際には、他の市町村で労働局から偽装請負や、違法派遣などの是正指導を受けている事例もございます。職業安定法や労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律などの関係法令等を確認しながら検討し、取り組んでいかなければならないと、こう思っております。私どもも指定管理者制度も設けているわけでございますが、非常に運営は指定されたところでやってもらうんですが、ほとんどが利益を伴わない指定管理ということが多いわけです。そうすると、運営していく上で、どうしても直接町から指定管理者の方に予算を繰り出すと。ですから、ただ単に指定管理者制度導入がいいのか、直営でやった方が効率がいいのかと、こういうこともやっぱりあるかと、取り組んで感じております。そういう部分

も含めながら、どの部分は指定管理者制度によって現在町が行っている予算よりも確実にまず予算を削減できる中で指定管理、または民間移譲ができるかと。このことが大事になってくると思っております。そういう中で判断をしてまいりたいと、こう思っております。

次に、保育園、児童館、幼稚園の統廃合と民間委託の見通しはどうなっているかという、また、認定こども園を含めてでございます。まず、児童館の方は健康福祉課の担当部署になるわけでございますけれども、当町は町立保育園が3園、町立児童館5館で保育サービスの充実を図ってきたほか、7カ所で放課後、学童保育の実施、子育て支援センターの設置、母子保健事業の充実、ひとり親家庭などへの支援など、各種少子化対策を実施してきましたが、少子化傾向は一段と進行しているのが現状でございます。そのような中、児童館の利用者数は年々減少しており、11月1日現在では、児童館5館での利用者は48名となっております。少子化傾向が続く中、今後の利用者の増は見込めない方向が強いと、こう考えております。今後は保育所の民営化を見据えながら、児童館の統廃合についても検討していく必要があると。先ほど申し上げましたけれども、再度申し述べさせていただきたいと思えます。まず、年明けましたら、1月中には保護者の方々へ、児童館の運営状況等についての説明の場を持ちたいと思っております。そしてまた、その後において児童館の運営協議会、そしてまた地区の住民の方々の説明会も実施をしてまいりたいと考えております。

認定こども園についても、今年度次世代育成支援地域行動計画の策定にかかるアンケート調査を実施予定ですので、その住民のニーズの把握に努めて、検討してまいりたいと、こう思っております。

参考に、児童館、11月1日現在でございますが、福田児童館8名、高橋児童館15名、杉沢児童館12名、斗賀児童館7名、鳥舌内児童館6名の48名となっております。この1児童館にかかる現在の町の経費はおよそ1,100万円がかかっているわけでございます。これは当然財政行政改革を考えたときに、やはりここは最終的に現在のままで行くにしろ、きっちりと現状と議論をしていかなければならない課題だなと、こう思っております。

保育園につきましては、チェリー保育園117名、なんぶ保育園83名、福地保育園75名、広域保育49名、合計324名と。保育園の入所園児数についてはまず一つの園でまだできるかなとは思っておりますが、まず児童館の問題が緊急の課題になってくると思っております。

次に、幼稚園でございます。学務課の所管になるわけでございますけれども、現在、南部幼稚園、旧相内小学校の園舎でございますが、これは昭和44年に建設されておりまして、雨漏りの修理や耐震診断による問題が発生しております。ただ、現在の財政状況を考えたとき、各種関係

者による検討委員会を設けながら、統廃合についてはここもしっかり検討していく必要があるなと、こう思っています。名川幼稚園は現在、20年度は70名、その後若干減っていきます。南部幼稚園は現在23名、ここについてもこの状況でいいのかと。ただ、特に南部幼稚園の場合、23名という中で、今後の推移も大体若干減る形の20名ぐらいと推移されていきます。そしてまた、現在の建物は老朽化もしていると。ここをどのようにしていくのか、まず地域の考えもあるでしょうし、要望もあるはずでございます。そういう中で我々も行政改革、いかにして切り詰めることは切り詰めながら、そしてまた、大きなサービス低下をしないで、サービスを提供していくと。こういうことをしっかり冷静に判断をしていかなければならないなと、こう思っています。

最後に、次の改革プランについてでございますが、集中改革プランについては、毎年度進捗状況を確認するとともに、改革に取り組む項目を見直しして修正、追加して実施することとしておりますので、当然社会経済の変化には対応するために常に見直し、そういうものをして取り組むべきだと、こう思っています。

なお、行政改革にはまさに終着点がないわけでございますので、現在の集中改革プランの目標年度が21年度となっていることから、平成22年度以降の集中改革プランについては、現在の集中改革プランの進捗状況やまた、国の動向、特に財政状況等を踏まえながら、引き続いて作成する予定としてございますので、議員初め、皆様方にもいろいろな部分でご指導をいただきながら、まさに我慢もしてもらおう部分もこれは出てくるのかなと。その中で極端な低下をさせない、そういうやり方はどういうやり方がベターなのかという部分を探りながら、大事なのはいずれの方向にしていくにしても、「来年すぐこうします」ではなくて、やはり目標年度をきっちり早目に周知をしながら、ご理解をいただいて取り組んでいくということが大事だと思いますので、仮に何年後に実施するにしても、今からやはり手をかけなければその先の年度でも取り組めなくなるということにつながっていきますので、そうならないようにしてまいりたいと、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） お昼ですから、なるべく手短に済ませたいと思いますから、もうちょっと耳を貸してください。

今の定住自立圏構想に関する南部町のコメントを一通り見ていますと、企業誘致とか、地域ブランドの形成だとか、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進とか、遊休農地の活用

とか、健康医療福祉圏の構築とか、この辺がまるで、今現時点で何とも言えないという部分には、中小企業の振興策とか、安心・安全情報の提供とか、子育て支援とか、二地域居住の振興とか、そのほかにいろいろあるわけですが、いずれにしても、この詳しい総務省の実施の今までの計画の経緯の推移を見ていますと、予算とかその辺がどうも中心市が周辺地域のために活用できる財源を用意するような書き方ですね。ですから、何か総務省の書類を見れば、対等でないと。中心市が主導権を握るというふうになっていますけれども、この計画の企画立案から実施については、ぜひ対等なんだという視点で、中心が栄えて周辺部が衰えることはあってはならないと思うんですね。例えば私ら今急いでやらなければならないこの地域の問題というのはどういうことかという、中山間部といいますか、開けていない人口密度が少ない地域というのは、昔は商店とか、駄菓子屋とか、そういう小さい店がいっぱいあったわけですが、今大手のスーパーとか、そういうところへみんな車で行って、いわゆる生活弱者の年寄りの方がうまく買い物にも、病院に行くにも非常に困ると。その辺に配慮した地域全体が暮らしやすい地域をつくるというのにどうか視点を置いてほしいんです。

それから、例えば沖縄県なんかを旅行しますと、どこの集落でも共同店舗というのがあるんですね。どんな小さい集落でも1坪か2坪の売店みたいなのがあって、いわゆるキヨスクみたいな。そういうのを逆に今本土の方の内地の例えば福島だ、宮城だ、そういうところのへんぴな地域が取り入れて、やっぱりそういう小さい店もコミュニティのために必要だというような視点で今生かすような、見直すような動きもあったりとか、あるいは今のコミュニティバスなんか見ても、通学とか、通院とか、通勤というのはほとんど働いている人は車に乗るんでしょうけれども、その辺の交通の利便性をどう確保するかとか。要するに、今まで不便なところが今より不便にならない施策というのに十分留意しながらやってほしいということと、この計画の企画・立案・実行・チェックという段階で、我々議会がどういう働きをすればいいのか、その辺をひとつみんなの意見がこの地域全体をつくることに反映されるような、そういう進め方をしてほしいなど。その辺を言いながら、時間ですから、この辺で終わります。何とか情報は早目に教えていただきながら、いい方向を目指してほしいと思います。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月10日は議案熟考のため休会とし、12月11日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後 0 時08分）

第19回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成20年12月11日（木）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 第 1 | 議案第113号 | 南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第114号 | 南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第115号 | 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第116号 | 南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第117号 | 南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第118号 | 南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第119号 | 平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号） |
| 第 8 | 議案第120号 | 平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号） |
| 第 9 | 議案第121号 | 平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 10 | 議案第122号 | 平成20年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 11 | 議案第123号 | 平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 12 | 議案第124号 | 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 第 13 | 議案第125号 | 平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 14 | 議案第126号 | 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 15 | 議案第127号 | 平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号） |
| 第 16 | 請願第5号 | 南部町福地消防団第二分団屯所移転の請願書 |
| 第 17 | 陳情第4号 | 「非核日本宣言」を求める意見書採択の陳情について |
| 第 18 | 陳情第5号 | 内ノ沢・鳥谷線（その他2211）、鰻沢・飛鳥線（その他2215）の道路整備について |
| 第 19 | 陳情第6号 | 作和・市ノ渡線（その他2101）、一ノ渡・水沢線（その他2001）、農道法光寺11号線（170番）の道路整備について |
| 第 20 | 陳情第7号 | 町道日渡・葉柴線（その他1724）の県道軽米・名川線の交点から、中沢 |

田・柏木線（その他1725）の一部をとり、沢田・助川線（2級路線）
に結ぶ農道（葉柴山地区、中沢田地区）の道路整備につて

第 21 常任委員会報告

追加日程第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加日程第2 議案第128号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加日程第3 発議第9号 「非核日本宣言」を求める意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総務課管理監	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	中 野 雅 司 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君

環境衛生課長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第19回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、議案第113号、南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） それでは、議案第113号、南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由であります。物価統制令に基づく青森県公衆浴場入浴料金が改正されたことから、南部町健康増進センター等における入浴料金等を改め、条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例であります。一つとしまして南部町健康増進センター条例の一部改正。第1条、南部町健康増進センター条例の一部を次のように改正する。別表第4の1及び別表第4の2の中、「浴室、1回、400円」を「浴室、1回、500円」に改めるものであります。これは、上限額を設定するものでありまして、料金等の値上げについては、指定管理者が町長の承認を得て定めるものであります。

次に、南部町老人福祉センター条例の一部改正であります。第2条、南部町老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。別表の1中「400円」を「420円」に改め、同表の2中「入浴料、次の大人、小人、未就学児童は、無料とする」を削るものであります。つきましては、名川老人センターの町外利用者の入浴料金が400円となっていることから、420円と改めるもので

あり、また、南部町老人センターについては、入浴施設を利用させていないことから、入浴料に関する規定を削除するものであります。

次に、南部町保健福祉センター条例の一部改正についてであります。第3条、南部町保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。別表の1中、これにつきましては、15歳以上の入浴料金であります、「390円」を「420円」に改める。

次に、南部町総合交流ターミナル条例の一部改正であります。第4条、南部町総合交流ターミナル条例の一部を次のように改正する。第11条第1項中「前条」を「第10条」に改め、別表第1の1中「400円」を「500円」に改めるものであります。これにつきましては、アヴァンセふくちの入浴料金が400円を上限額として指定管理者が町長の承認を得て定めるとしてありますので、上限額を500円にするものであります。

附則としまして、この条例は平成21年4月1日から施行する。

ただし、第2条中、南部町老人福祉センター条例別表の2の改正規定及び第4条中、南部町総合交流ターミナル条例第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。入浴料金の改定につきましては、住民への周知期間及び入浴券の印刷等の準備期間が必要であるため、施行日を平成21年4月1日にするものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この間からこの議案を読んでいるんですけども、今の課長の説明だとこれをただ棒読みしているだけで、具体的にどこの施設の何がなんぼに上がるかが良くぴんとこないんですよ。もう少し具体的にここの部分はこうなります、ここの施設のここの部分はということを詳しく説明お願いしたいんですよ。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 南部町健康増進センターの条例につきましては、アヴァンセふくちの入浴料金の限度額を今は400円と設定されておりますけど、それを500円に改めるということで、県の方の改正でいきますと420円になっておりますけど、これにつきましては、指定管理

者制度を設けておりますので、指定管理者が町長の承認を得て新たに料金を設定するということであります。

次の南部町老人福祉センターの条例につきましては、入浴施設を利用しております料金が400円となっております。これを420円に改めるというものであります。ただ、南部町老人福祉センターについては、今の入浴施設があるんですけども、それを利用させていないと、もう使っていないということから、その条項を削るということになります。

同じく南部町保健福祉センター条例の一部改正。これは老人福祉センター、保健福祉センターともですね、全体では読んでおりますけども、中身は旧名川、旧南部にもありますので、そこにあるところですね、名称であります入浴施設の料金改正をするということで、第3条の南部町保健福祉センター条例につきましては、今料金を390円として設定しておりますけど、それを420円に改めるということであります。

次の南部町総合交流ターミナルの条例でありますけど、これにつきましてアヴァンセふくちの入浴料金を定めてありますものでありまして、今は上限額を400円と設定しておりますけど、これを500円に上限額を定めますということであります。

条例等あちこちいっていますので、非常に説明にもわかりにくい点もあると思うんですけども、要するに風呂の入浴料金を、風呂の部分の入浴料金を改正しますよということであります。

説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案どおり可決されました。

議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、議案第114号、南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 議案第114号、南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、農村地域工業等導入促進法第10条の地区を定める省令等の一部を改正する省令が平成20年4月1日に施行されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらん願います。第1条中の改正でございますけれども、「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」に改めると。これは、対象設備の新增設期限を延長するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号は原案どおり可決されました。

議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第3、議案第115号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第115号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由であります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度等に参加する医療機関等において出産した場合における出産育児一時金の額を定めるものであります。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第5条第1項に次のただし書きを加える。「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」この町長が必要であると認めるときという部分では、産科医療補償制度等に参加している医療機関であることを認めた場合ということになります。

この条例は、平成21年1月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番(立花寛子君) 今の課長の説明にありました町長が認めた場合ということなんですが、ごく普通の方はその産院が産科医療補償制度に参加しているかどうか分からない方が多いと思いますが、これは自宅分娩とか助産院なんかでの出産をした場合には当てはまらない場合が生

ずるのか、単純に35万円から38万円にするというふうにならなかった理由、35万円の支給の場合など考えられる点、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） ご質問にお答えします。

産科医療補償制度等というのは保険というような形の制度でありまして、これに加入しない医療機関は35万の出産費で済むという考え方でありまして、医療機関に入っていると3万円の掛金が加算される、そのために3万円を上乗せするという制度となっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 具体的にどこの産院に行っても38万円支払われるものなのかあと思っておりますが、違うのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 大変失礼しました。

加入していない医療機関で出産した場合は35万円で終わります。加入している部分では3万円の上乗せという形で町長が認めるということになります。その医療機関の確認につきましては、入院等の時に説明を医療機関で行うということになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この35万であれ38万であれ、これは個人にありますよね、ですよ。個人におりた場合に、病院にまで届かないケースがよくあるそうなんです。それらは私らの問題ではないんでしょうけれども。もう少し給付の仕方を、やっぱり少子化に対して慮ってのこういう条例改正という考え方をすればですね、もう少しお金が理路整然と病院に渡って、というよう

な社会的なシステムを考慮に入れる必要があるような気がするんですが、どういうもんなのでしょう。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 基本的には出産した方の個人の請求に伴う出産の支払いということになりますが、医療機関においては直接支払いを協議して、行政から直接病院に支払うこともございます。医療制度の中には限度額請求書といって、事前に入院等の場合は所得証明等を出すと直接病院に支払うという制度もございますので、それらも活用できるかと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号は原案どおり可決されました。

.....

議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、議案第116号、南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第116号、南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由としましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。南部町工場誘致条例の一部を次のように改正すると。第2条第1号中「物の製造又は加工」を「工業、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、運輸業、自然科学研究所に属する事業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、旅館業」に改めるものであります。

次の3条中ではありますが、「設置したもので」の次に「、工場の用地の取得後3年以内に操業を開始し、」を加え、同条第1号中「新設する場合にあっては3,000万円以上、増設する場合にあっては5,000万円以上」となっておりますのを、これを一本化しまして、「新設及び増設する場合は、2,700万円以上」に改めるものであります。同条第2号中「使用」を「雇用」に改め、「、増設する場合にあっては30人以上を」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とするものであります。この条項につきましては、要するに企業誘致のですね、今までに進めるためにそれぞれ金額を定めたものと、雇用人数につきましては、今まで増設する場合と新設する場合に二つありましたけど、増設する場合の人数を削るものであります。

次、第6条中「又は南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例」を「、南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例又は南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例」に改めるということで、ここに南部町承認企業立地計画に基づいて施設を整備される企業に対しては、条文を加えるものであります。

附則としましては、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例の施行の日の前日までに立地協定を締結した企業又は改正前の南部町工場誘致条例の規定により指定を受けた工場については、なお、従前の例によると。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 企業誘致の場合のいろんな固定資産税の減免とか特別措置のあれだとか前からあるわけですが、多分100年に1回の経済の危機だとかいろいろ言われている中で、この先、政府でもかなり不況対策というんですか、雇用をふやすだとか設備投資する場合のいろいろな優遇措置を打ち出してくると思いますけども。多分従来だと3年だとか5年だとか固定資産税を免除した場合は本来入るべき予定の税金分は交付金で措置されて、町とすれば収支とんとんになるようなシステムで来たと思うんですけども。

今、ピンチはチャンスと言えはあれですけども、ぜひお願いしたいのは、労働者を正規雇用でちゃんと保険掛ける場合は、50万とか100万あげますよとか、厚生労働省でもこれから打ち出してくるようなんですけども。ぜひお願いしたいのは、この南部町独自でもいいですし、あるいは定住自立圏構想のこの圏域全体でもいいでしょうけども、ここの地域で既存のここにある企業でも誘致企業でも同じこと言えるんですけども、雇用をふやすあるいは生産設備を増強する場合に、とにかく今までよりも町もこういうふうに協力しますよと、工場でも企業でも立地しやすいように工場をつくりやすく努力しますよというあれを出さないと、他の地域でも同じことをいろいろ政策を出すんじゃないかなと思うんですよ。企業というのは立地がいい方へ工場を立地するわけですから、何とか少なくともここの地域の企業はよそへは出ない、逆によその企業はここが魅力があるからここへ工場をつくるんだったらつくろうだとか、やりやすいために何ができるかというのを今まで以上に役場としても考えて雇用をふやすと。安定した正規雇用をふやす施策というのを真剣に考えなければならないと思うんですけどもね。質問というよりも要望ですけども、いろいろこれから打ち出されるでしょうけども、そっから一つでも二つでもこの町独自のやつをプラスできるような調査研究というのを考えて、この地域から雇用が減らないことをやってほしいと思うんですよ。そこを質問というよりも要望ですけども、お願いしたい。

終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 工場誘致を促そうと考えるのであればですね、やはり今どきITですとか通信システムですとかですね、また、だったらケーブルだけでいいのかって考えてましたって、ですけども、このごろ最近のその、例えばルーティングソフトウェア、いわゆる通信でもって、

何ていいますか、そういったソフトウェアを使うようなビジネスモデルとかがふえて来ますとですね、やはり、ケーブルにしても電波通信にしるそういったところを少なくとも何かしらの形で整備していかないことにはですね、あまりいくら来てくださって言ったところで、多摩川精機さんがどういう経緯でいらしてくださったのかはわからないんですが、先ほど工藤議員が申したように、そういうところが整ったところにおのずと集約ささっていくんだらうなという気がするんです。

ただ、整備に関しては自治体独自だけではどうにもならない部分があったりするんですが、ハードルが高い部分もあるのは承知しているつもりなんですが、やはり何かしらの施策を立ち上げてですね、そういった通信に関しての整備を進めていかななくてはならないんだと思うんですよ。あわせて、隣接するあけぼの団地ですか、第1にしる第2にしる、前にも申したことがあると思うんですが、あそこでインターネットがなかなかできなくなっている状況があるんだそうです。今どき、新興の住宅地でインターネットができないのはいかなもんよという、そういう部分もありますので、同じ地域内にあると思いますから、その辺をあわせて考えていく必要があるんじゃないかなと思ひまして質問したんですが、いかなものでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 前にも川守田議員さんからこの件につきましていろいろ質問がありまして、多摩川精機さんが当町に工場を増設及び新設したものはですね、高速通信網があるものだというふうに思ってきたと、ことを一つ言われました。全然それについては整備されていなかったということで、多摩川精機さんの方から何とかしてくれということと言われまして、今担当課等ともいろいろ協議してまして、時間、費用とも掛かりますので、福地工業団地にあります企業に対しては、ある高速通信網をやっているメーカーを呼びまして、いろいろと最低限でこれだけの通信ができるということですね、多摩川精機も含めて町と一緒に今協議しております。それが決まれば新年度予算にその委託料等をなんとか計上させていただきたいと思っております。特に急ぐ企業、要するに川守田議員さんがおっしゃるとおり、こういう高速通信網が整備されていない団地にはなかなか企業誘致は難しいという状況であります。

そういうこともありまして、とりあえず福地工業団地内だけでもそれをつなぐことを検討しておりますので、決まり次第報告していきたいと思ひますので、よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号は原案どおり可決されました。

議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第117号、南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第117号、南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由としまして、指定管理者への業務代行条項を追加し、適期に移行等を検討するとともに、入浴料の改定を行うため、条例を改正するものであります。入浴料につきましては、先ほど申し上げた内容でありますので、390円を420円に改正するということであります。

次のページをお願いいたします。南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を次のように改正する。指定管理者の制度を将来的に利用するために条例等を整備するものでありまして、管理運営につきましては、第3条であります。今までの町長が管理することになっておりましたのを、「ただし、効率的に運営するため、管理運営に関する業務の全部又は一部を南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。」

次に、新たに2項を追加するものでありまして、前項の規定により指定管理者に管理を行わせ

る場合にあっては、第 8 条から第10条まで及び第12条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、これらの規定を適用するものであると。

次に、第10条を第13条とし、第 4 条から第 9 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 3 条を加える。指定管理者の業務として、第 4 条、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) として、「体験実習館の使用許可に関する業務」

(2) としまして、「体験実習館の施設、設備等の維持管理に関する業務」

(3) 、「その他町長が必要と認める業務」となっております。

次に、指定管理者が行う管理の基準としまして、第 5 条、「指定管理者は法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、体験実習館の管理を行わなければならない。」

次に、報告としまして、第 6 条、「指定管理者は管理運営状況について、毎年度終了後30日以内に町長に報告しなければならない。」

次に、「(第 5 条関係) 」を「(第 8 条関係) 」に、入浴料でありますが、「390円」を「420円」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、別表の改正規定「390円」を「420円」、次のページをお願いいたします、に改める部分については、平成21年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今の答弁の中で町長から指定管理者制度を導入する理由が今一度わかりませんので、具体的にどういう経過を経てこのような提案がなされたのか、その詳しい内容をお聞きして、今までは町営として運営してまいりましたが、他議員からも指摘がありましたように一般会計からの繰り出しが年々多くなり、今議会にも補正が出ている次第であります、何をもちって指定管理者制度を導入しようと考えたのか。

また、健康増進公社での何度かのやりとりでも、一般会計からの繰り出しがふえてきたかのように見受けられることで指摘されておりますが、このチェリウスに対してもそのようなことで心配されることがないのか。

また、町とのこれからの関係はどうなっていくのか、具体的にわかりやすく説明をお願いいた

します。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） まず第一点目の町長から指定管理者という文章につきましては、指定管理者制度導入に当たっては町長という項目ではできませんので、指定管理者に指定管理を委託するよと、業務委託するということでその条項を直したものであります。

指定管理者制度につきましては、もう平成18年の8月31日、9月1日から施行になっておりますので、公の施設はなるべく指定管理者制度を導入しなさいという国の自治法の改正に伴って行ってきたものでありまして、確かに直営事業につきましては、そのまま直営でもよろしいということで今まではその法の改正のときは、チェリウスにつきましては直営を選んで来たと。財団法人健康増進公社につきましては、バーデにつきましては公社の方に指定管理者制度を導入して委託したという経緯があります。指定管理者制度そのものはそういうふうにして、将来的には指定管理者制度を導入しなさいよという国の方針でもあります。民間含めてですね、そういう方々にこういう公の施設を管理運営してもらわなきゃならないという形になっております。それに基づいて、今すぐにチェリウスに指定管理者制度を導入するんじゃなくて、この条例を改正しておいて、いつでも対応できるようにしておくための条例整備であると認識してもらいたいと思います。いつの時期かという私が言うわけにはいきませんが、将来的には法が改正にならない限りはそういう方向に進むものと思っておりますので、今のうちに条例を整備しておくということであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） ですから、国の指導でそのような方向に動くということはあるんですが、今一番問題にしたいのは、指定管理者制度を導入しても直営にしても大変な持ち出しがあることを、今回相当理解できたわけでありまして、どちらにしても一般会計からの繰り出しがどうなっていくのかという点で町との関係はどのようになるのか。

また、業者を選定されておるのでしょうか。その二点です。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 指定管理者制度については、コストの縮減とか直営でやっていくとこれ以上どんどん金がふえていくということになっておりますけど、ただ今の一般会計からの今年度の持ち出しが非常に多いというのは、社会経済上の問題もあるだろうし、油の高騰等もありまして、どうしても持ち出ししなければいけなくなったとなっておりますけども、やはり町としても指定管理者制度を提供したとしても指導等はしていかなきゃいけないと。コスト削減のためにやっているものでありますので、それをやっていかなきゃならないと思っております。

ただ、今後はどうなのか、業者は決まっているのかという話ですけども、それは一切ないと。要するに、これから検討するために条例を改正していくということでありますので、指定管理者制度導入になれば当然公募しなければならないだろうし、選定委員会なりそういうものを設けまして、いろいろと検討していかなきゃならないものであると思っておりますので、今のところ一切どこどこというのは一切ありませんし、民間にやろうか公社にやろうとすることも一切ない。ただ、そういういつでも対応できるように条例を改正しておくというだけでありますので、その辺を誤解しないでいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日程第5、議案第117号に対する討論を行います。

指定管理者導入する前にチェリウスの今後について、さまざまな方、また議員との協議、そして住民の皆さんはどのように望まれているのか今一度考える機会が与えられてもいいと考え、この条例改定を求める議案に対しては反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第118号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 議案第118号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけども、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、平成20年8月22日に施行されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。条例改正内容でございますけども、第2条中の第1号中ですね、「3億円」を「2億円」に、そして製造業というのを農林漁業関連業種によっては「5億円」を「5,000万円」に改めると。これはですね、取得価格要件を3億円であったものを2億円に、製造業となってあったものをですね、総務省令に規定する農林漁業関連業種は5,000万円に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するもので、改正後の適用に当たっては、平成20年8月22日以後に対象設備を設置した事業者に適用し、それ以前のものについては従前の例によるものでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号は原案どおり可決されました。

議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第119号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 15ページでございます。議案第119号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に7,735万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を106億3,461万1,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正でございます。

19ページまでお進み願います。19ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。変更でございます。事由、指定管理者の指定による観光施設管理業務、変更前2億2,688万3,000円に2,750万円を追加いたしまして、変更後の額2億5,438万3,000円とするものでございます。バー

デハウス等の指定管理者である南部町健康増進公社に対する委託料の債務負担行為額を増額補正するものでございます。変更後の2億5,438万3,000円は、委託料総額の限度額となるものでございます。

次に、歳出から説明してまいります。25ページでございます。

25ページ、3の歳出のところでございます。1款1項1目議会費、補正額178万9,000円でございますが、主なものは9節の旅費175万1,000円、研修旅費とございます。行政視察研修のための旅費の補正でございます。

次に、2款1項1目一般管理費961万4,000円の減額補正でございますが、主なものは4節共済費790万円の減額でございまして、共済組合負担金、これは追加費用負担率に変更になりましたので減額するものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金320万円の減額補正でございます。退職手当組合負担金とございます。負担率の変更によりまして、減額補正するものでございます。

次に、26ページ、一番下段の方でございます、2款2項1目税務総務費635万8,000円の補正額でございます。13節委託料600万円とあります。システム改修と説明にありますが、中身は個人住民税年金特別徴収システムの改修費でございまして、この費用に対する財源でございまして、特別交付税の算定項目となっておりますところでございます。

次に、28ページでございます。3款1項4目老人福祉費でございます。504万1,000円の補正でございますが、28節繰出金504万1,000円。介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、5目老人福祉施設費126万7,000円の追加補正でございます。これも同じく28節繰出金126万7,000円。介護老人保健施設特別会計への繰出金でございます。

次に、29ページでございます。3款2項2目保育所費429万5,000円の補正でございます。これは、7節の賃金のところでございますが、409万2,000円の補正でございます。臨時職員の賃金でございまして、保育所の幼児数、いわゆる入所措置児童数がふえたため、それに対応するため臨時保育士を採用したための経費でございます。

次に、30ページでございます。6款1項3目の農業振興費287万5,000円の補正でございます。19節負担金補助及び交付金302万5,000円とございます。説明の中で日本一健康な土づくり農業実践事業費補助金とございます。県単補助でございまして、財源充当の中に県支出金287万5,000円を充当してございます。

次に、5目果樹振興費でございます。123万1,000円の補正でございまして、19節負担金補助及び交付金123万1,000円。おいしい果物産地振興事業補助金でございます、184万7,000円でございます。

ます。これに対して県支出金123万1,000円を充当してございます。

次に、31ページでございます。31ページでございまして、7款1項3目観光施設費でございます。3,612万5,000円の追加補正でございまして、13節委託料2,750万円、指定管理者、債務負担行為のところで説明申しましたけども、健康増進公社に対する管理委託料でございます。

次が15節の工事請負費の262万5,000円でございますが、バーデハウス施設改修工事となっております。ボイラーの修繕に要する経費でございます。

次に、28節繰出金600万円でございます。農林漁業体験実習館特別会計への繰出金でございます。

次に、32ページの8款2項1目の道路橋梁費200万円の補正でございますが、14節使用料及び賃借料200万円でございます。重機の借上料でございます。

次に、2目の道路橋梁新設改良費ですけども、補正額ゼロとありますけども、節間の組み替えをするものでございます。

次に、9款1項2目の非常備消防費でございます。374万1,000円の補正でございます。主なものは9節旅費330万円でございます。消防団員の出勤による費用弁償の補正でございます。

33ページにまいります。10款1項2目事務局費でございます。144万1,000円の補正でございますが、主なものは19節負担金補助及び交付金110万円でございます。大会出場補助事業補助金でございます。各種大会の参加費を補助するものでございます。

次に、35ページでございます。10款6項1目の保健体育総務費でございます。67万6,000円の補正でございます。19節負担金補助及び交付金のところの49万4,000円でございます。南部町冬季国体実行委員会へ補助するものでございます。

次に、2目の保健体育施設費314万9,000円の補正でございますが、11節需用費のところの修繕料196万円でございます。町民体育館のボイラー、あるいはB & Gのアリーナの改修の修繕料でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、続いて今回の補正財源であります歳入を説明いたします。22ページまで戻っていただきたいと思います。

22ページ歳入でございます。一番最初、8款1項1目の地方特例交付金705万円の補正でございます。補正後1,605万円でございますが、この内訳でございますけども、児童手当地方負担分に938万7,000円。そして、二つ目が減収補てん分666万3,000円で合計1,605万円となるものでございます。この減収補てん分という内容でございますが、住宅借入金など特別税額控除を行った町村に対して、減収額を補てんするため交付されるものでございます。

次に、8款3項1目の地方税等減収補てん臨時交付金でございます。223万6,000円の補正額でございます。説明の中にありますとおり、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金67万9,000円、もう一つ自動車取得税減収補てん臨時交付金155万7,000円でございます。これは、今年度限りの措置でございます。道路特定財源の暫定税率の失効期間中、いわゆる今年4月分における公共団体の減収分を全額補てんするための措置でございます。

23ページでございます。14款2項4目農林水産業費県補助金410万6,000円でございます。説明欄中、歳出でも説明しましたが、おいしい果物産地振興事業補助金123万1,000円、それから3段目、日本一健康な土づくり農業実践事業補助金302万5,000円でございます。

次に、24ページでございます。17款2項1目財政調整基金繰入金4,722万5,000円を追加補正しまして、補正後1億8,246万円となるものでございます。財政調整基金を繰り入れするものでございます。

最後になります、19款5項3目雑入1,632万9,000円の補正でございます。説明欄中に交付税再配分、過年度精算分とございます。この内容でございますが、三戸町に一括交付されておりました三戸塵芥処理事務組合に係る交付税を、組織町への再配分について過年度分の精算分でございます。年度分につきましては、14年度分、それから17年度から19年度分の4カ年度分を三戸町から組織町へ再配分するものでございまして、額は1,632万9,000円となるものでございます。

以上で、議案第119号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 7款商工費、1項商工費、3目観光施設費、13節委託料2,750万円について、28節繰出金600万円、農林漁業体験実習館特別会計繰出金について質問いたします。

初めに、農林漁業体験実習館特別会計繰出金について、今年度は合計でどれぐらいの持ち出しになっているのでしょうか。また、利用状況等、チェリウスの状況をお知らせください。

また、これからも一般会計から繰出金はどのようになっていくのか、先ほどの指定管理者制度に移行された場合なども想定して説明をお願いします。まず一点お聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 二つの繰出金の、繰出金といいますか補正後の額はいかにいうことでございます。今回の補正をしていただいた場合の農林漁業体験実習館事業、チェリウスでございますが、今の補正後で申し上げますと2,930万7,000円になります。

それからもう一つ、健康増進公社への委託の今回補正後でございますが、6,430万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） チェリウスの利用者数ですけども、10月31日現在でお答えします。利用者人数は2,961人となっております。ただ、11月以降につきましてはまだ集計されておられませんので、未知数であるということになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 初めにチェリウスについてなんですが、私がさっきの条例に反対した気持ちは、健康増進公社のように条例提出する前にチェリウスについても、もっと議論がなされるべきではなかったのか。まして、指定管理者制度に導入されて成功している例は確かにあります。ただ、それをチェリウスに期待できるものなのかどうか、その保証はまったく見えませんし、一般会計からの繰り出しが今以上になった場合に、どのように町民の皆様に説明されるのか、その点をもって条例提出する前の理事者の皆さんの姿勢についてあのような態度を取ったわけですが、ですから、チェリウスについてこれからどのような見通しを持っているのか、これは関係課の方からお聞きしたいと思います。

次に、健康増進公社についての件であります。さまざま今回は全協などを開いていただいておりますが、ありがたく思っておりますが、これは全協でいただいた資料をもとにお話ししているのですが、これまでは補助金として貸付金2,000万円を2回出しておりますが、今回貸付金としなかった理由は为什么呢。また、今年度はバーデパーク全体として約1億円余指定管理料としてお支払いするわけですが、一般町民の方々が資料等をごらんになると、指定管理者制度になったから持ち出しがふえたかと理解するのではないのでしょうか。この点について、どのように考え

ておられるでしょうか。

また、旧名川町時代、私はバーデハウス建設に当たり、身の丈にあわない、借金をふやすような行為だと批判が強かったように感じられましたが、そのしこりで町民の皆さんからの協力が得られないというような点はないのでしょうか。そして、健康増進公社にこれからどれだけの指定管理料をお支払いしていくことになるのか、予想はどのように考えておられるでしょうか。質問です。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） まず一点目のチェリウスの今後についてということですけど、条例でも説明いたしましたとおり、チェリウスにつきましては指定管理、今後検討するという意味で条例改正しているということでありまして、指定管理にもっていくとかということは我々何も結論を出しているわけではなくて、皆さんと一緒にですね、検討していきたいと思って提案した条例であります。そういう中でですね、指定管理にもっていくといいとか直営でしてもいいという結論が出れば、その方向に向かっていくというのが事務局の考えであります。

それと一般会計からの繰出金であります、確かにチェリウス600万という金額が出ております。先ほど申し上げましたとおり、入館者数が減っております。これは、チェリウスだけではなくて他の施設も同等の傾向が見られております。そのためにですね、我々も黙って指くわえて見ているわけではなくて、チェリウスの職員と一体となって営業等もしておりますし、今後パンフレットをつくってですね、大学の誘致とかサークルとかそういったのに対してもですね、当町にある施設を利用してチェリウスに泊っていただけるように、バーデも同じですけども、いただけるように、そのために今準備をしております。2月頃になれば、そういう活動に入っていきたいと思っております。

あと、増進公社の貸付金につきましては、旧福地村については2,000万、2,000万の貸し付けしております。これは、運転資金として貸し付けしたものと私どもは解釈しております。当初スタートするときに、運転資金を持たせないで公社をつくって運営させておきましたので、それがその年度に入ってきたということで。当初は指定管理者制度がありませんでしたので、公社をつくりまして、公の施設は公社に委託するという条項等がありましたので、それに基づきましてですね、そちらの方に管理を委託しておりました。その要する経費が2,000万、2,000万という運転資金が出てきたものと思っております。

それと、町民からの協力が得られなかったという文言でしたけど、施設をつくる時には町づくり委員会を設けまして、村民の方々に協議してもらいまして、こういう施設をつくるんだと。それとともに、議会等もですね、全国各地を視察等していただきまして、こういう施設でいきたいということで、その方針に基づいてつくった施設でありますので、村民から理解を得られなかったということはないと思っております。

また、今後のですね、指定管理料でありますけど、先ほど、予算で説明しておきましたとおり、管理委託料の限度額を定めておりましたので、それ以上はもう出ることはないと思っております。今年度は。今年度と来年度を含めましてですね。契約期間が22年の3月31日でありますので、その中で、この金額でいくというように私も認識しております。

ただ、その後については、公社に指定管理として委託するのか、どこへ委託するのかというのはこれからの議論であって、これからですね、議員の皆さんと一緒に協賛していきたいと思っておりますし、それに基づいて、管理運営の方法もですね、その場で検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 確かに、健康増進公社について、様々な目的は住民の皆さんに理解が得られる内容になっていると思いますし、努力されているところも認めるところであります。だからこそ、当町の皆さん独自の恩恵が得られる特別な住民パスポートで、今より料金の安い設定で楽しめるなど、やっぱり住民の皆さんを大事に思ってこういうことにしましたというように、もっともっとアピールして独自性を打ち出して、住民の皆さんから親しまれるような施策をしていただきたいと考えておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 立花議員さんがおっしゃるとおり、確かに住民のための施設、町民の施設でありますので、それは十分検討していきたいと思っております。

ただ、料金をですね、安くとかどんどん下げていった場合に、逆に収入がどんどん減りますので、その分、利用者数がふえればいいんですけど、ふえないと逆にマイナスが大きくなっていくということも想定されますので、それらはですね、やっぱり十分、経営を考えたですね、料金を

設定していかなければならないものかと思っております。風呂の料金等もありますので、4月にはですね、改正等もしなきゃならないと思っております。公社の入浴料金等もですね、その時に、いろいろとまた料金設定等もですね、検討していきたいと。

また、我々が、指定管理者側でやることなんですけど、それらは指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 引き続き、健康増進公社の件に関して伺いたいんですが、町長に伺いたいんですが、これから、この健康増進公社自体をですね、どのような方向性で維持していこうと考えておられるのか。分かりますか。例えば、内部的なことですか、経営責任であるとかですね、そういったことを含めてですね、どういう方向性でもって進むべきなのか。なくそうと思っても、なくすべき施設ではないと私は考えるんですよ。であれば、町の方でも一応、ある程度痛みを分かち合わなくてはならないのだと思うのですけれども、今の状況の中で、こういう2,700万前後の補充をしていくというのは、なんかあまり意味のないことではないのかなと。今後のちゃんとしたもっていき方を定めてからでないと、あまり出してはいけない金ではないのかなという気がするんですよ。その辺を伺いたいと思います。

それからもう一つ、日本一の土づくり事業ですか、これの詳しい内容をご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今のバーデの件でございますけれども、まず、我々も、指定管理者制度にして、従来とどういうふうに変ったのかなという、今、検証しております。ですから今後、指定管理者制度のなかでいったいいいものか、それとも従来の形が良かったのか、また完全に民間譲渡なりを考えていったらいいのか、さまざまこれは進めていくうえには、どの進め方によっても欠点もございます。民間移譲した場合に、やはり収益が伴わない場合にやめますと。勝手にやめれるわけです。じゃ、我々住民、利用者、ほんとにそれでいいのかと。若干負担をしながらでも、地域住民の健康増進にやっぱり努めていく、私はこれは公共施設だと思っております。おそらく、そういうなかで、公社として建てられたのだらうと。ですからまずは、我々は、去年、今

年は特に社会情勢の大変不況のなかで、そしてまた、全員協議会でも課長も答弁しましたけども、自家発電、あの部分がまず非常に大きな影響を受けたわけでございます。そして今度は、燃油価格高騰というのが重なって、現在になっていて。私は、今年度が一番厳しい状況かなと。

ただ、来年度も極端に明るい兆しはないと思いますが、20年度が自家発電のコストが高くなった部分、そして燃油価格高騰、また利用者も大きくは減っていないんですけども、延人数は減っていないんですけども、この前も説明したように、いわゆるパスポート会員、50回以上来れば、その分は数は来てるんですけども、収入としては入ってこない。ただ、現実的に、20数万という方々が、延べ利用されている。この公社というもの、私は、当時、福地村が建てた時に、私はちょっと辞書を引いてみました。公社とはいわゆるどういうことなのかなと。頭では理解しているつもりですけども、辞書の方では、国家的な部分の公社を例えてましたけども、これは公社、国家も地方自治体も同じだと思いますが、いわゆる国家的な事業系、これを、我々地方に言い換えると、やはり地方の公共的な事業経営というふうに私は解しております。そういうなかで設けられ、特殊の企業形態の一つであると。いわゆる広域、公益施設、いわゆる一般の方々、町民の方々が利用していく、そういう利益面だけでもないなかでの施設というなかで、私は建設されたんだというふうに思っております。いわゆるそこでは、将来的に健康増進やはり健康が第一であると。医療費をそのなかで削減できていくような施設にしていくべきだという施設として認識しております。ですから、非常に我々も、こうやって議員の皆様には繰出金のお願いをしなければならぬわけでございますけども、なんとかご理解をいただいて、そういう、私は公共施設の施設であるんだというなかで、町もやはり支えていかなければならないだろうと。

ただ、そこに決して、甘んじてはいけない。この繰り出しをいかにして少なくしていくかと。これはおそらく、どこの施設も、公社または財団法人という形、第三セクターという形で行っている施設は同じ状況だろうと、こう思います。ゼロのなかで行えればこれは一番いいわけでございますけども、現実的にはスタート時からそうじゃありませんし、そういうだけの施設ではないということで建設をされていると思いますので、ここはしっかりと、ただ状況はこういう状況であるということは、町民の皆様にも周知をしながら、多くの方々がまた利用していただけることによって、繰出金というのも少なくなっていくと。その分そうすれば他の事業等へも使えるお金になっていくと、こういうことをしっかり町民の皆様にはご理解をいただきながら、またここで資金ができないということになれば、当然、廃止、停止せざるを得ないわけでございます。銀行はおそらく貸してくれないと思います。

ここは非常に公社として、少し甘えがただ出るところかなと危惧しております。そこをしっ

かりこれから、よく理事長初め専務理事、幹部までの職員、再度認識をですね、改めてきっちりと取り組むように指導しながら取り組んでまいりたいと、こう思っていますので、ご理解を賜りたいなと思っています。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

30ページになります。6款の3目の19節でございます。負担金の部分で302万5,000円、日本一健康な土づくり実践事業ということでございますけども、これはただ今、県では攻めの農林水産業を推進してございます。そのなかにおきまして、日本一健康な土づくり農業実践事業というのを実施しております。これは、農業生産の基盤である土づくりにすべての農業者が取り組むことをめざすというものでございます。これは、19年から28年までの事業年度となっておりますけども、そのなかにおきまして、オペレーターの研修費とか作業用機械のリース料、これの補助事業がでございます。これは県の事業でございますけども、今回その補助事業に対して2件の団体から申し込みがございましたので、県に推薦して、今回予算を計上したものでございます。これは、町の持ち出し分は全くございません。

今回の事業の内容でございますけども、これは、農業の土づくりに取り組む団体が使う機械の申請でございました。マニアスプリッター1件、それからロールベイラーこれは2件のリースでございます。これは、さまざまな条件がございまして、作業面積が20ヘクタール以上という条件がありますし、土づくりを推進するという事業のなかでさまざまな条件がございまして、今回この町をとおして事業を実施するということになります。補助金の方につきましては、直接団体にいくのではなくて、リースの部分、機械の借り上げになります。リース契約を結びます。そして、リース契約の2分の1をリース会社に補助するということでございますので、この金額もリース会社の方に支払うということになります。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 私もバーデの指定管理の部分にちょっと触れさせていただきたいと思いますが、今年度、累計で今回の補正がとおれば6,467万4,000円の補助金になるということ

で、この間の全員協議会の時も理由をお聞きしましたがけれども、そのなかの大きな要因ということに、自家発電管理業者撤退による電気料の大幅な増大とボイラー燃料の重油の高騰が原因であるというような説明をお聞きいたしました。この今回の補正のなかでも、バーデハウス施設改修工事ということでボイラーの修繕費が入っておりますけれども、もうかなり老朽化しているということで、これもまた大きく今後お金がかかっていくのではないかなと思いますけれども、原油も今、下どまりしているなかで、原油のボイラーが石油のボイラーがいいのかどうか分かりませんが、この自家発電装置とボイラーの代替等もそういう設備を変える考えはあるのですか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 代替的なその電気とか油の削減等をですね、やはり、今ご質問あったとおりボイラー含めて機器がもうだいぶんたってます。耐用年数等も過ぎております。これからも、どんどん多分修繕費用がかさむのかなとは思っております。一番の金額がかさむその燃料関係はですね、やはり今後ともですね、今はA重油が今月あたりからずっと下がってきてまして、今の状況でいけばボイラー、A重油のボイラーでも対応は可能だと思うんですけど、今後のことを考えますと、やはり代替的なものも含めて検討していかなければならないと思っております。

自家発電につきましては、発電機自体がもう撤去されていますので、また新たにとなるとなかなか難しいのかなと思っております。また、油が上がれば自家発電のメーカーがまた撤退するという事も考えられますので、それにかわるものをですね、やはり検討する必要があると思っております。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 大きなこの設備にかかる、原油も含めてですけれども、それがなければですね、平成19年度の補助金は2,272万ということになっております。それでちょっと調べてみましたら、先ほども触れられておりましたけれども、チェリウスの繰出金が一般会計からの繰出金が2,295万円。それでバーデの来客数が22万4,026人で、チェリウスが7,422人、一人当たりの補助金また繰出金に換算しますと、バーデハウスが101円に対して、チェリウスが3,092円と。こういう形になっておりますけれども、似たような施設といっても中身は違うんでしょうけれど

も、合併当時にバーデハウスが指定管理者制度に移行されて、チェリウスがそのまま特別会計に残ったっていうこの背景には、指定管理者制度にして独立採算が取れるのに一番近い施設だったのかなということも、ちょっとこういう資料を見ますと、推測できるかなとそう思います。

ただやはり、町長も推進しています包括ケアという部分で、成人病対策、メタボリックシンドロームの効果には、バーデハウスは絶大な効果がありましてですね、公益性の高い施設であるということを考えますと、やはり町からの補助もこれからもしていかなきゃならないのではないかなと思います。

ただ、指定管理者制度ですので、行政から切り離された事業ということでございますので、やはり独立採算でやってもらわなければならないという、そういう部分があると思いますので、やはり町側からも強く経営者サイドですね、強く独立採算でいけるように鋭意努力されるようご指導をしていただきたいなと思います。

余談ですけれども、私も去年バーデを利用して8キロやせることができましたけれども、議場にいる皆さんも、一度も行っていない方もいらっしゃるかと思いますが、一度ご利用になってですね、体験されてみていただきたいなと思います。

○議長（小笠原義弘君） 他にありませんか。川井君。

○7番（川井健雄君） 36ページになりますが、10款教育費、給食センター管理費について、関連でありますけども、先の協議会において、新しい給食センターの完成がかなりずれ込むという説明がありましたんですが、それによってこの町からの繰出金がふえるのかどうか、その辺、今後の見通しですね、説明いただければと思いますが。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 工事の影響で持ち出しがふえるというのは、今のところ予定はされておりません。

○議長（小笠原義弘君） 川井君。

○7番（川井健雄君） そうするとですね、来年度からになると思うんですけども、今まで、現

に行っているその委託業者とかそういうものの契約の更新とかがでてくると思うんですが、その辺には、全く影響が今後でてこないということで理解していいんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 委託についてはまだ今検討中で、昨日も話し合いしたんですけども、いろんな方法があるということで、4月からはこの前お話ししましたように、3方式、3カ所の分散方式というふうなことでしたので、それをどのように契約するか。一回で全部やるのか、あるいはそれぞれ今までのやつを数カ月続けていくか、というふうなところについては、まだ今検討中で、どちらの方が行政上もいいのか、あるいは、受けた方もそれで、どれで納得していただけるのかというのは、今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（小笠原義弘君） 川井君。

○7番（川井健雄君） それでですね、その給食センターの工事請負業者、その契約書を交わしていると思うんですが、それがずれ込むということで、そのペナルティとかそういうことはないんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 契約上では「業者の責めに帰することができない理由により、工期内に工事を完了することができない時は、その理由を明示した書面により工期の延長を請求することができる」とされておりまして、先般お話ししたように、先週、その書面が出されており、それが内容としても妥当ではないかなというような認識でありますので、ペナルティについては今のところは考えてはおりません。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 今年度南部町一般会計補正予算(第4号)について討論を行います。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、7款商工費、1項商工費、3目観光施設費、13節委託料、2,750万円指定管理者、28節繰出金600万円、農林漁業体験実習館特別会計繰出金についての考えを述べたいと思います。

1款議会費について、病院視察研修費として175万円追加していただきましたことは、一般会計が苦しいと言われている時に、視察研修費を認めてくださいましたことに対しましては感謝申し上げます。大分県大分市大字佐賀関にあります特定・特別医療法人関愛会佐賀関病院を視察することにはなりました。当町の病院建て替え計画があり、優良病院を視察することはためになると思います。議員全員で出かける必要があるでしょうか。議員の中から代表を選んでという話が、議員の中からも出ておりました。それでも良いのではないかと考えていましたところ、議員全員でということになりました。財政難であり、議員研修は自粛せよという風潮です。遠方であり、旅費もかかります。職員の方は、プロジェクトチームをつくると言っています。議員の方もそのような形で良かったと考えます。

次に、観光施設費に健康増進公社の管理運営にかかる指定管理者委託料として2,750万円、農林漁業体験実習館特別会計へ繰出金600万円を補正することについてです。

初めに、指定管理者について述べます。2006年度、平成18年の臨時会で説明されています施設の管理費について、協定書により定めることとありますが、協定書を読ませていただいております。また、臨時会の説明の中で「町では健康増進を目的とした施設ということで、もともとの施設条例の趣旨を鑑みまして交渉しておりました。当然、町の公共施設という位置づけで交渉しておりましたけれども、そのために財政的には債務負担行為等を組みまして、従前の委託金という部分の金額をそのまま予算計上しておるということでございます。もともと、健康増進公社の設置はこれらの施設を運営するためにつくられた公社でございますので、その旨を継続して管理運営委託して、指定管理者の導入をしていただけるかというところから交渉して、そのまま受託を受けるという回答を受けて、今回の非公募にもっていっております」と説明してあります。

この説明からいきますと、指定管理者には経済的な負担はかけられないということになるのでしょうか。このような契約の上に成り立っている関係ではあるのですが、収入を上げられるバーデゾーンへの増員は不況の折見込まれず、一般会計からの繰り出しはますますふえる可能性

は強いのではないのでしょうか。健康増進公社は老人福祉センター的要素があり、健康づくりにも効果があり、会員券及び入館料を当初大人の1,300円から1,000円、夕方からは1,000円以下で入館できるというように努力されている点は認められるわけではありますが、理事会での協議に私が提案しました年会費を引き下げて会員をふやすことについて、他議員から指摘されました65歳以上の方へ月2回のバーデハウス無料券配布について、年間使える券に改善する点などの話し合いがなされているのかどうか分からない状況では、どのように公社側が努力なさっているのか伝わらない点があります。これを機会に健康増進公社に対する町民の意見に耳を傾け、町民がどのようなことを望んでいるのか注目していきたいと考えます。

次に、農林漁業体験実習館特別会計への繰出金600万円についてであります。指定管理者へ移行する以前に、チェリウスの運営をどうすべきなのか話し合いがもたれてもよいのではなかったのでしょうか。

以上の考えにより、一般会計からの繰り出しについて、もう一度深く考える必要があるのではないかという提案を申し上げ、議案第119号については反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第119号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時36分）

○議長（小笠原義弘君） それでは休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、議案第120号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 39ページをお願いいたします。議案第120号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額にそれぞれ73万8,000円を追加し、それぞれ2億2,178万7,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正であります。41ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正であります。学校給食センター給食配膳業務を追加するもので、平成20年度から21年度まで、限度額を2,875万円で委託等にするために設定するものであります。

44ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出であります。1款1項1目給食管理費、既定額に73万8,000円を補正するものですが、臨時職員の賃金です。病気加療中の一般職員の代替職員であります。

前ページの43ページの、2、歳入ですが、2款1項1目の一般会計繰入金、73万8,000円を一般会計から繰り入れするものです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号は原案どおり可決されました。

.....

議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第9、議案第121号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(大久保均君) 45ページをお願いいたします。議案第121号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,983万1,000円とするものであります。

49ページをお願いいたします。2、歳入であります。1款1項1目農林漁業体験実習館使用料であります。補正額、減の220万円とするものであります。使用料の減によるものであります。

2款1項1目財産売払収入であります。480万円の減額補正をお願いするものであります。同じく収入の減によるものであります。

50ページをお願いいたします。3、歳出、1款1項1目管理運営費、補正額、減の100万円とするものでありまして、その内訳といたしまして、役務費8万円の増額をお願いしまして、19節、27節につきましては、それぞれ65万、43万円を減額補正するものであります。

以上であります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番(川守田稔君) 健康増進公社もそうなんですが、チェリウスに関しても当初予算をです

ね、多めに、多分多めに、餅を絵に描いたように乗っけるわけですよね。それで、実際こうやって、最終的に足りなくなりましたっていうので繰り入れをすると。なんか、すごくこそくな手段のような気がするんですよね。やっぱり、実態に合った予算づくりっていうのを最初にするべきじゃないのかなというような気がするんですよ。いかがなものでしょう。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 確かに歳出を見てですね、歳入を組んでいるというのもあります。ただ、これをがんばろうというその職員の意欲を見てですね、計上したものと思っておりますけど。今後計上するに当たっては、やっぱり実態を踏まえた予算編成等をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第121号、今年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

日程第5、議案第117号、南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第119号、一般会計補正予算（第4号）で申し述べましたとおり、チェリウス自体のこれからのあり方について、もう一度審議する機会を与えていただくことを提案し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第121号は原案どおり可決されました。

議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、議案第122号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 議案第122号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719万8,000円とするものでございます。

今回の補正でございますけれども、環境整備協力費を活用して、建設課が担当して町内会が実施している道路の環境整備について当初見込んでいたよりも実施団体数などが多くなりましたので、追加補正するものでございます。

55ページをお開き願います。歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費に道路環境整備費にかかる、8報償費ですけれども、町道清掃作業に50万円。それから、機械借上料に89万7,000円を追加補正するものでございます。

財源としましては、前のページ、54ページでございますけれども、2款1項1目繰越金に前年度繰越金を139万7,000円を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案どおり可決されました。

.....

議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第11、議案第123号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 56ページになります。議案第123号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正後の歳入歳出予算の総額に増減はございません。58ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。款の下5款になりますが、老人保健拠出金の補正額1,817万3,000円を減額しまして、2款の保険給付費、一番上の欄になりますが、1,261万3,000円を増額補正、3款の後期高齢者支援金の556万を増額補正となっております。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。59ページでございます。2款1目の一般被保険者療養給付費、6,782万6,000円を増額補正。それから、2目の退職被保険者等の療養給付費が5,159万2,000円の減額となっております。この補正額の内容につきましては、後期高齢者医療制

度の施行に伴う退職被保険者等の65歳以上の方々が、一般被保険者の療養給付費に移行するためのものです。3款一般被保険者療養費及び4款の退職被保険者等療養費の補正額もこの制度の施行に伴うものです。

次に、2款1目の葬祭費になりますが、500万の減額補正となっております。これも、後期高齢者医療制度の施行に伴う後期高齢者へ、75歳以上の方が移行するための葬祭費の変更となっております。

3款の1目後期高齢者支援金、こちらの方は556万の増額補正となっております。これは、支援金の精査による増額補正となっております。

次に、60ページをごらんください。5款1目の老人保健医療費の拠出金でございます。1,817万3,000円は先ほどの説明のとおり、歳出見込みの額が確定したということに伴う減額補正となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案どおり可決されました。

議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第12、議案第124号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 61ページになります。議案第124号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ416万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,829万2,000円とするものであります。

66ページへお進みください。初めに、歳出でございます。1款1項2目の医療費支給費でございます。416万2,000円の補正額となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金の方からの請求に基づく増額補正となっております。

歳入、65ページをごらんください。次に、歳入の主なものであります。1款1項1目の医療費交付金、補正額が208万1,000円は、国庫の医療費交付金の50%、医療費支払いの相当額の50%の額となっております。

2款1項1目の医療費国庫負担金の138万7,000円は、3分の1相当の金額と。

3款1項1目の医療費県負担金は34万6,000円で、12分の1の相当額の金額。

4款1項1目一般会計繰入金は、町負担分の34万8,000円ということになります。

これで説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号は原案どおり可決されました。

議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第13、議案第125号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 67ページをごらんください。議案第125号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ590万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を20億3,999万7,000円とするものであります。

73ページをごらんください。初めに、歳出の主なものからご説明申し上げます。1款1項1目の一般管理費に、補正額579万9,000円の増額補正となっております。補正の主なものとしましては、13節委託料で555万2,000円の増額となっております。内容としましては、要介護認定モデル事業、それから介護保険システム制度の改正の対応業務ということになっております。内容としましては、要介護認定モデル事業というのは、ユートリーで行われております広域認定審査会、これらに関する経費の増額ということで、このモデル事業は国が2分の1、県が4分の1という事業になっております。事業費としましては、105万ということです。

次に、介護保険システムの制度改正につきましては、平成21年度に介護制度が改正されることに伴いシステムの改修等を要するもので、その補正という形になっております。

次に、4款1項2目の介護予防一般高齢者施設事業費に532万6,000円を補正しております。すみません。間違いました。12万の補正となっております。これは、訪問車両のガソリン代ということです。

次に、7款1項2目の償還金、1,568万の増額補正となっております。これは、国庫負担金が603万8,199円、県負担金としまして964万1,424円の返還金となっており、これは、平成19年度の

介護保険費の負担確定に伴う過不足の精査による返還金となっております。

次に、８款１項１目の予備費から1,579万を減額補正しておりますが、これは、償還金に充当するものであります。

次に、72ページの歳入の主なものをご説明申し上げます。３款２項２目の事業費補助金ということになりますが、先ほどの要介護認定モデル事業の２分の１相当の補正となっており、52万4,000円の補正額となっております。

次に、５款３項３目の事業費補助金としまして26万2,000円の増額補正であります。これも介護保険事業の補助金の４分の１に相当する金額となっております。

次に、７款の繰入金は、２目のその他一般会計繰入金に502万6,000円の増額補正となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号は原案どおり可決されました。

議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、議案第126号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 76ページになります。議案第126号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

第1条になります。既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ267万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,639万1,000円とするものであります。

初めに、歳出のご説明を申し上げます。80ページをお開きください。1款1項1目の一般管理費に267万8,000円の増額補正となっております。補正の主なものとしましては、11節需用費の206万2,000円の増額補正となっております。これは、名川分庁舎に係る庁費に係る需要費の増額補正となっております。

次に、18節の備品購入費に122万2,000円を増額補正しております。これは、訪問車両の購入費に充てるものであります。

次に、79ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。1款1項2目の介護予防支援計画費から80万の減額補正となっております。これは、要支援に係る支援計画の作成件数の減少ということになります。

次に、3款1項1目の繰越金でございますが、347万8,000円の増額補正となっております。これは、前年度の繰越金を充当するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号は原案どおり可決されました。

.....

議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第15、議案第127号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(神山不二彦君) 議案第127号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,765万2,000円とするものでございます。

84ページをお願いいたします。歳入でございます。4款1項1目、一般会計から126万7,000円を繰り入れるものでございます。

次のページ、85ページをお願いいたします。歳出について、ご説明いたします。1款1項1目一般管理費の区分、2節給料それから3節職員手当、4節共済費、19節負担金補助及び交付金については、職員の異動等によるものです。11節需用費の修繕費については、オイルタンク、エレベーター及び機械室の修繕料55万1,000円でございます。18節備品購入費は、床ずれ防止用のマット3枚の購入費に充てるもの、16万1,000円の補正でございます。それから、もとりまして、15節の工事請負費の52万1,000円の減額でございますが、玄関工事費の確定により、減額補正をするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第127号は原案どおり可決されました。

請願第5号、陳情第4号から陳情第7号までの委員長報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第16、請願第5号から、日程第20、陳情第7号までの請願1件、
陳情4件は所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。
最初に、総務企画常任委員長の登壇を求めます。坂本正紀君。

(総務企画常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇)

○総務企画常任委員会委員長(坂本正紀君) 総務企画常任委員会の請願・陳情審査結果をご報告いたします。

去る12月5日の本会議において本委員会に付託されました請願第5号、南部町福地消防団第二分団屯所移転の請願書、陳情第4号、「非核日本宣言」を求める意見書採択の陳情について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査結果はお手元に配付しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第5号は、屯所前の道路は狭く、屯所移転は必要と認め、全会一致で採択と決しました。

陳情第4号は、日本政府は唯一の被爆国として核兵器の完全廃絶のために果たす役割は極めて重要と考え、全会一致で採択と決したことをご報告いたします。

○議長（小笠原義弘君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る12月5日の本会議において本委員会に付託されました陳情第5号、内ノ沢・鳥谷線（その他2211）、鰻沢・飛鳥線（その他2215）の道路整備について、陳情第6号、作和・市ノ渡線（その他2101）、一ノ渡・水沢線（その他2001）、農道法光寺11号線（170番）の道路整備について、陳情第7号、町道日渡・葉柴線（その他1724）の県道軽米・名川線の交点から、中沢田・柏木線（その他1725）の一部をとおり、沢田・助川線（2級路線）に結ぶ農道（葉柴山地区、中沢田地区）の道路整備について、12月8日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果はお手元に配布しております陳情審査報告書のとおり、道幅が狭く通行が困難なため、拡幅改良が必要であると認め、3件の陳情全て全会一致で採択と決まりましたが、決まりましたが、現在の町財政を考慮し、改良する場合には中山間事業等の補助事業を活用し、また、受益者である地域住民の協力を得ながら、除草等の道路維持管理を行う必要があるということを申し添えてご報告といたします。

○議長（小笠原義弘君） 総務企画常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

請願第5号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第16、請願第5号、南部町福地消防団第二分団屯所移転の請願書を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は採択とすることに決しました。

陳情第4号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第17、陳情第4号、「非核日本宣言」を求める意見書採択の陳情についてを議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択とすることに決しました。

陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第18、陳情第5号、内ノ沢・鳥谷線（その他2211）、鰻沢・飛鳥線（その他2215）の道路整備についてを議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は採択とすることに決しました。

.....

陳情第6号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第19、陳情第6号、作和・市ノ渡線（その他2101）、一ノ渡・水沢線（その他2001）、農道法光寺11号線（170番）の道路整備についてを議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択とすることに決しました。

陳情第7号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第20、陳情第7号、町道日渡・葉柴線(その他1724)の県道軽米・名川線の交点から、中沢田・柏木線(その他1725)の一部をとおり、沢田・助川線(2級路線)に結ぶ農道(葉柴山地区、中沢田地区)の道路整備についてを議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は採択とすることに決しました。

常任委員会報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第21、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第128号、人権擁護委員の候補者の推薦について議案1件が追加提案されました。また、先ほど審議いたしました陳情に係る発議1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、町長提出議案1件、発議1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため暫時休憩いたします。

（午後1時37分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時38分）

町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第１、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長。
（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、追加提案であります議案についてご説明申し上げます。

議案第128号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の任期満了等に伴い、２名の次の方々を推薦したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、南部町大字福田字あかね６番地31、氏名、澁田三孝氏、昭和13年８月１日生まれ。

住所、南部町大字下名久井字田端17番地、氏名、工藤由利子氏、昭和23年12月13日生まれ。

以上、この２名の方々を適任と認め、再任の推薦をいたしたいと思いますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第128号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第２、議案第128号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号は同意することに決しました。

.....

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、発議第9号、「非核日本宣言」を求める意見書案についてを議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。坂本正紀君の登壇を求めます。坂本正紀君。

(15番 坂本正紀君 登壇)

○15番(坂本正紀君) 発議第9号、「非核日本宣言」を求める意見書案についてご説明いたします。

日本政府は被爆国として核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、推進する義務があり、日本政府に対し、核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の遵守をあらためて国連総会や国会など内外で宣言し、核兵器のない世界のための共同の努力を各国政府に呼びかけるよう求めるものであります。

なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。

平成20年12月11日、提出者、南部町議会議員坂本正紀、賛成者、南部町議会議員佐々木勝見、同じく佐々木由治、同じく西塚芳弥、同じく松本陽一、同じく沼畑俊一。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 平成20年第19回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月5日から11日までの7日間の日程で開会されましたが、議員各位には、師走の何かとご多忙の中、ご出席をいただきまことにありがとうございました。

平成20年度の補正予算案初め、条例案等慎重審議いただき、ご議決ご承認賜りましたことに対して、心からお礼を申し上げます。

南部町は、来年1月1日をもって合併して満3年となります。町民の皆様のご理解とご協力により、徐々に新町の一体感は醸成されつつあると思っております。今、日本は、財政運営において、財政再建等不況対策という大変厳しい状況下におかれていると認識しております。平成の合併は行われたものの、これまでの国と地方のあり方のままでは地域間格差が広がる一方ではないかと危惧されます。市町村合併の後、道州制という大きな制度改革も検討されている昨今ではありますが、地方の声がもっと反映されるべきであり、とりわけ町村の意見はもっともっと聞くべきと強く思うのであります。日本の国土の7割を占め、農業集落数の50%を占める中山間地域は、農業農村が持つ水源涵養など多面的機能によって国民の豊かな暮らしを守ってきました。都市と

地方の格差が広がるなか、我々の地域は都市部とは違った役割をもっているのです。このことを私たち行政は強く認識し、自然あふれる豊かな南部町の地域特性を生かした個性あふれる町づくりを推進していかなければなりません。

合併4年目を迎えるにあたり、財政の厳しさは続くものの、知恵と工夫を出し合い、さらに元気で活力ある南部町を築いていくため、年明け2月前後には地区行政懇談会を開催したいと考えております。本職初め、職員一丸となって、誠心誠意努めてまいる所存でありますので、議員各位のこれまで以上のご指導、ご鞭撻のほどを切にお願い申し上げる次第であります。

来る平成21年が皆様にとりましても、より良い年でありますよう心からご祈念申し上げ、本定例会のお礼のことばとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで、閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつを述べさせていただきます。

本年もいよいよ押し迫ってまいりました。特に、緊急案件のない限り、本日をもって納めの議会となりました。議員各位には、提出された議案につきまして、終始熱心にご審議を賜り、また町長初め理事者各位におかれましても、審議にご協力をいただき、ここに閉会の運びとなりましたことを、心から厚くお礼申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

○議長（小笠原義弘君）　これをもちまして、第19回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後1時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 佐々木 由 治

署 名 議 員 工 藤 正 孝